

令和 6 年 12 月

郡 山 市 議 会 定 例 会 議 案

目 次

議案第169号	令和6年度郡山市一般会計補正予算（第5号）	4
議案第170号	令和6年度郡山市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	78
議案第171号	令和6年度郡山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	94
議案第172号	令和6年度郡山市介護保険特別会計補正予算（第3号）	107
議案第173号	令和6年度郡山市県中都市計画伊賀河原土地地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）	130
議案第174号	令和6年度郡山市県中都市計画徳定土地地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）	147
議案第175号	令和6年度郡山市県中都市計画大町土地地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）	164
議案第176号	令和6年度郡山市総合地方卸売市場特別会計補正予算（第1号）	178
議案第177号	令和6年度郡山市熱海温泉事業特別会計補正予算（第2号）	194
議案第178号	令和6年度郡山市多田野財産区特別会計補正予算（第2号）	206
議案第179号	令和6年度郡山市河内財産区特別会計補正予算（第2号）	214
議案第180号	令和6年度郡山市水道事業会計補正予算（第2号）	220
議案第181号	令和6年度郡山市簡易水道事業会計補正予算（第1号）	243
議案第182号	令和6年度郡山市下水道事業会計補正予算（第2号）	259
議案第183号	令和6年度郡山市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）	281
議案第184号	行政組織の改編に伴う関係条例の整備に関する条例	298
議案第185号	刑法等の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例	302
議案第186号	郡山市立公民館条例の一部を改正する等の条例	314
議案第187号	郡山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	322
議案第188号	郡山市農業水利施設等保全再生事業基金条例の一部を改正する条例	324
議案第189号	郡山市保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	325
議案第190号	郡山市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	326
議案第191号	郡山市営住宅条例の一部を改正する条例	327
議案第192号	郡山市水道事業給水条例及び郡山市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例	330
議案第193号	郡山市体育施設条例の一部を改正する条例	338

議案第194号	工事請負契約について	342
議案第195号	財産の取得について（追認）	343
議案第196号	財産の取得について（追認）	344
議案第197号	財産の取得について（追認）	345
議案第198号	財産の取得について（追認）	346
議案第199号	財産の取得について（追認）	347
議案第200号	財産の取得について（追認）	348
議案第201号	開成山屋内水泳場の指定管理者の指定について	349
議案第202号	特定事業契約の変更について	350
議案第203号	郡山市名誉市民の選定について	351
議案第204号	専決処分の承認を求めることについて	353
報告第 18号	専決処分事項の報告について	373

令和6年度郡山市一般会計補正予算（第5号）

令和6年度郡山市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,856,594千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ151,118,968千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加、変更及び廃止は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

令和6年11月29日提出

郡山市長 品 川 萬 里

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
15 分担金及び負担金		416,630	△36,267	380,363
	1 負担金	416,630	△36,267	380,363
16 使用料及び手数料		2,289,998	△26,694	2,263,304
	1 使用料	1,413,344	△26,694	1,386,650
17 国庫支出金		26,172,118	300,203	26,472,321
	1 国庫負担金	16,852,579	295,673	17,148,252
	2 国庫補助金	9,227,992	4,530	9,232,522
18 県支出金		10,041,453	124,806	10,166,259
	1 県負担金	5,852,379	85,892	5,938,271
	2 県補助金	3,476,349	38,914	3,515,263
19 財産収入		86,606	9,403	96,009
	1 財産運用収入	44,002	1,033	45,035
	2 財産売払収入	42,604	8,370	50,974
20 寄附金		199,653	5,182	204,835
	1 寄附金	199,653	5,182	204,835
21 繰入金		9,775,335	245,992	10,021,327
	1 特別会計繰入金	300,625	△4,008	296,617
	2 基金繰入金	9,474,710	250,000	9,724,710
23 諸収入		4,671,582	737,569	5,409,151
	5 雑入	949,531	737,569	1,687,100
24 市債		11,359,800	496,400	11,856,200
	1 市債	11,359,800	496,400	11,856,200
歳 入	合 計	149,262,374	1,856,594	151,118,968

一般会計

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 議会費		669,689	457	670,146
	1 議会費	669,689	457	670,146
2 総務費		21,193,990	350,411	21,544,401
	1 総務管理費	15,399,515	369,349	15,768,864
	2 徴税費	4,477,424	△4,070	4,473,354
	3 戸籍住民基本台帳費	913,916	△17,894	896,022
	4 選挙費	239,467	△4,927	234,540
	5 統計調査費	73,408	7,833	81,241
	6 監査委員費	90,260	120	90,380
3 民生費		54,048,527	586,563	54,635,090
	1 社会福祉費	4,567,010	△11,265	4,555,745
	2 心身障害者福祉費	7,733,294	27,542	7,760,836
	3 老人福祉費	10,580,131	8,649	10,588,780
	4 児童福祉費	25,294,092	573,734	25,867,826
	5 生活保護費	5,834,431	△12,097	5,822,334
4 衛生費		11,331,276	301,306	11,632,582
	1 保健衛生費	6,874,171	318,825	7,192,996
	2 清掃費	4,145,159	△16,472	4,128,687
	3 上水道費	52,542	200	52,742
	4 簡易水道費	259,404	△1,247	258,157
5 労働費		160,941	212	161,153
	1 労働諸費	160,941	212	161,153
6 農林水産業費		5,495,680	222,019	5,717,699
	1 農業費	4,915,337	223,083	5,138,420
	2 林業費	580,343	△1,064	579,279

一般会計

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
7 商工費		7,455,671	△5,221	7,450,450
	1 商工費	7,455,671	△5,221	7,450,450
8 土木費		17,593,484	△89,242	17,504,242
	1 土木管理費	350,157	1,526	351,683
	2 道路橋りょう費	5,597,346	△1,802	5,595,544
	3 河川費	938,388	2,885	941,273
	4 都市計画費	9,528,991	△84,035	9,444,956
	5 住宅費	1,178,602	△7,816	1,170,786
9 消防費		3,851,726	△98	3,851,628
	1 消防費	3,851,726	△98	3,851,628
10 教育費		19,096,296	554,544	19,650,840
	1 教育総務費	673,464	△3,746	669,718
	2 小中学校費	9,065,974	△12,914	9,053,060
	3 社会教育費	5,356,366	4,405	5,360,771
	4 保健体育費	4,000,492	566,799	4,567,291
12 公債費		7,879,401	△71,728	7,807,673
	1 公債費	7,879,401	△71,728	7,807,673
14 予備費		308,647	7,371	316,018
	1 予備費	308,647	7,371	316,018
歳 出	合 計	149,262,374	1,856,594	151,118,968

一般会計

第 2 表 債務負担行為補正
(追加)

事 項	期 間	限 度 額
運營業務委託料 (令和 6 年度分)	令和 6 年度から 令和 7 年度まで	千円 383,720
設備保守管理業務委託料(その 1) (令和 6 年度分)	令和 6 年度から 令和 7 年度まで	49,435
設備保守管理業務委託料(その 2) (令和 6 年度分)	令和 6 年度から 令和 9 年度まで	4,517
機械警備業務委託料(その 1) (令和 6 年度分)	令和 6 年度から 令和 7 年度まで	2,659
機械警備業務委託料(その 2) (令和 6 年度分)	令和 6 年度から 令和 11 年度まで	1,100
受付案内業務委託料 (令和 6 年度分)	令和 6 年度から 令和 7 年度まで	42,697
キャッシュレス・POSレジサービス使用料 (令和 6 年度分)	令和 6 年度から 令和 8 年度まで	2,376
議会だより印刷製本費 (令和 6 年度分)	令和 6 年度から 令和 7 年度まで	12,930
議会システムライブ配信等環境整備業務委託料	令和 6 年度から 令和 7 年度まで	1,779
庁舎一般廃棄物収集運搬業務委託料 (令和 6 年度分)	令和 6 年度から 令和 7 年度まで	8,360

一般会計

事 項	期 間	限 度 額
庁舎産業廃棄物収集運搬等業務委託料 (令和6年度分)	令和6年度から 令和7年度まで	千円 868
職員メンタルヘルス対策業務委託料 (令和6年度分)	令和6年度から 令和7年度まで	8,455
こおりやま広域圏移住体験ツアー業務委託料 (令和6年度分)	令和6年度から 令和7年度まで	9,438
公共施設案内予約システム等使用料 (令和6年度分)	令和6年度から 令和7年度まで	6,383
L G W A N対応テキスト生成A I サービス使用料 (令和6年度分)	令和6年度から 令和7年度まで	5,729
情報システム運營業務委託料 (令和6年度分)	令和6年度から 令和7年度まで	309,611
ガバメントクラウド接続用庁内ネットワーク設定変更業務 委託料(標準化)	令和6年度から 令和7年度まで	1,372
第五次L G W A N等接続用ファイアウォール賃借料 (標準化)	令和6年度から 令和12年度まで	8,960
内部事務系システム用データセンター使用料 (令和6年度分)	令和6年度から 令和9年度まで	30,969
広報こおりやま印刷製本費 (令和6年度分)	令和6年度から 令和7年度まで	117,752
文書管理・財務会計システム再構築事業 (令和6年度分)	令和6年度から 令和9年度まで	152,044

一般会計

事 項	期 間	限 度 額
文書管理・財務会計システム業務委託料 (令和6年度分)	令和6年度から 令和7年度まで	千円 2,654
電子入札システム運営事業 (令和6年度分)	令和6年度から 令和7年度まで	25,253
市民公益活動総合補償保険制度保険料 (令和6年度分)	令和6年度から 令和7年度まで	4,000
市民税等データ入力業務委託料 (令和6年度分)	令和6年度から 令和7年度まで	6,231
地方税ポータルシステム使用料 (令和6年度分)	令和6年度から 令和7年度まで	14,784
車両継続検査実施可否判断システム使用料 (令和6年度分)	令和6年度から 令和7年度まで	1,980
固定資産税データ入力業務委託料 (令和6年度分)	令和6年度から 令和7年度まで	6,930
被災者生活再建支援システム使用料 (令和6年度分)	令和6年度から 令和7年度まで	4,092
火葬申請書等デジタル化業務委託料 (令和6年度分)	令和6年度から 令和7年度まで	9,724
住民異動情報等入力業務委託料 (令和6年度分)	令和6年度から 令和7年度まで	26,618
マイナンバーカード交付申請等業務委託料 (令和6年度分)	令和6年度から 令和7年度まで	103,479

一般会計

事 項	期 間	限 度 額
保健福祉情報システム業務委託料 (令和6年度分)	令和6年度から 令和7年度まで	千円 32,872
国民年金システム業務委託料 (令和6年度分)	令和6年度から 令和7年度まで	2,672
地域包括支援センター業務委託料 (令和6年度分)	令和6年度から 令和7年度まで	369,695
第60回郡山市こどもまつり負担金	令和6年度から 令和7年度まで	8,000
行徳小児童クラブ貸切バス運行業務委託料 (令和6年度分)	令和6年度から 令和7年度まで	6,537
保育の質向上研修実施業務委託料 (令和6年度分)	令和6年度から 令和7年度まで	4,741
公立保育所調理業務委託料 (令和6年度分)	令和6年度から 令和9年度まで	102,951
特定教育・保育施設等給付費申請システムサービス使用料 (令和6年度分)	令和6年度から 令和8年度まで	93
大気常時監視測定機器保守管理業務委託料 (令和6年度分)	令和6年度から 令和7年度まで	11,745
大気常時監視システム賃借料 (令和6年度分)	令和6年度から 令和7年度まで	4,238
一般廃棄物収集運搬業務委託料 (令和6年度分)	令和6年度から 令和7年度まで	997,810

一般会計

事 項	期 間	限 度 額
要援護者ごみ戸別収集業務委託料 (令和6年度分)	令和6年度から 令和7年度まで	千円 32,000
学生Uターン・地元雇用促進事業負担金 (令和6年度分)	令和6年度から 令和7年度まで	5,225
ため池監視システム使用料 (令和6年度分)	令和6年度から 令和7年度まで	1,694
創業・事業承継支援情報発信業務委託料 (令和6年度分)	令和6年度から 令和7年度まで	1,930
農福商工連携推進ウェブサイト運営管理業務委託料 (令和6年度分)	令和6年度から 令和7年度まで	990
特定計量器定期検査等業務委託料 (令和6年度分)	令和6年度から 令和7年度まで	15,167
サマーフェスタ IN KORIYAMA 2025負担金	令和6年度から 令和7年度まで	15,000
第61回郡山うねめまつり負担金	令和6年度から 令和7年度まで	26,500
観光地仮設トイレ賃借料 (令和6年度分)	令和6年度から 令和7年度まで	392
道路維持補修業務委託料 (令和6年度分)	令和6年度から 令和7年度まで	210,000
道路維持補修工事 (令和6年度分)	令和6年度から 令和7年度まで	46,000

一般会計

事 項	期 間	限 度 額
幹線道路舗装修繕工事 (令和6年度分)	令和6年度から 令和7年度まで	千円 230,000
水路側溝整備測量設計業務委託料 (令和6年度分)	令和6年度から 令和7年度まで	38,000
水路側溝整備工事 (令和6年度分)	令和6年度から 令和7年度まで	192,000
デマンド型乗合タクシー運行業務委託料 (令和6年度分)	令和6年度から 令和7年度まで	31,032
住宅システム保守管理業務委託料 (令和6年度分)	令和6年度から 令和7年度まで	3,777
防災情報伝達システム運営事業 (令和6年度分)	令和6年度から 令和7年度まで	16,396
総合防災支援情報収集事業 (令和6年度分)	令和6年度から 令和7年度まで	7,502
小学校教師用指導書等整備事業 (令和6年度分)	令和6年度から 令和7年度まで	2,916
中学校教師用指導書等整備事業 (令和6年度分)	令和6年度から 令和7年度まで	83,530
中学校指導者用デジタル教科書整備事業 (令和6年度分)	令和6年度から 令和7年度まで	6,950
学校用務員業務委託料 (令和6年度分)	令和6年度から 令和7年度まで	4,570

一般会計

事 項	期 間	限 度 額
スクールバス運行業務委託料 (令和6年度分)	令和6年度から 令和7年度まで	千円 95,377
学校給食調理業務委託料 (令和6年度分)	令和6年度から 令和8年度まで	12,064
G I G Aスクール運営支援センター等業務委託料 (令和6年度分)	令和6年度から 令和7年度まで	45,260
トップスポーツ魅力発信業務委託料	令和6年度から 令和7年度まで	8,894

(変更)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
放課後児童クラブ指定管理料 (令和7年度開設分)	令和6年度から 令和8年度まで	28,418千円に障がい児童加配職員及びキャリアアップ処遇改善対象職員の変動により生じた額を加算した額	令和6年度から 令和8年度まで	66,869千円に障がい児童加配職員及びキャリアアップ処遇改善対象職員の変動により生じた額を加算した額

一般会計

(廃止)

事 項	補 正 前		補 正 後		備 考
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額	
税総合システム再構築事業 (標準化)	令和6年度から 令和12年度まで	1,166,340千円	—	—	事業実施工程の見直しの ため。
固定資産評価システム改修 業務委託料	令和6年度から 令和7年度まで	15,906千円	—	—	事業実施工程の見直しの ため。
家屋評価・家屋調査表管理 システム再構築事業	令和6年度から 令和12年度まで	7,511千円	—	—	事業実施工程の見直しの ため。
滞納管理システム再構築事 業(標準化)	令和6年度から 令和12年度まで	117,254千円	—	—	事業実施工程の見直しの ため。
障害者自立支援システム再 構築事業(標準化)	令和6年度から 令和12年度まで	188,518千円	—	—	事業実施工程の見直しの ため。

一般会計

第 3 表 地 方 債 補 正
(変更)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
開成山地区体育施設整備事業	千円 1,101,400		%		千円 1,597,800		%	
合 計	11,359,800				11,856,200			

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳 入)

(単位 千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 市税	51,178,824	0	51,178,824
2 地方譲与税	1,256,733	0	1,256,733
3 利子割交付金	13,646	0	13,646
4 配当割交付金	175,195	0	175,195
5 株式等譲渡所得割交付金	114,253	0	114,253
6 法人事業税交付金	937,969	0	937,969
7 地方消費税交付金	8,355,936	0	8,355,936
8 ゴルフ場利用税交付金	18,209	0	18,209
9 特別地方消費税交付金	1	0	1
10 環境性能割交付金	81,969	0	81,969
11 国有提供施設等所在市町村助成交付金	3,067	0	3,067
12 地方特例交付金	1,783,662	0	1,783,662
13 地方交付税	13,492,512	0	13,492,512
14 交通安全対策特別交付金	45,571	0	45,571
15 分担金及び負担金	416,630	△36,267	380,363
16 使用料及び手数料	2,289,998	△26,694	2,263,304
17 国庫支出金	26,172,118	300,203	26,472,321
18 県支出金	10,041,453	124,806	10,166,259
19 財産収入	86,606	9,403	96,009
20 寄附金	199,653	5,182	204,835
21 繰入金	9,775,335	245,992	10,021,327
22 繰越金	6,791,652	0	6,791,652
23 諸収入	4,671,582	737,569	5,409,151
24 市債	11,359,800	496,400	11,856,200
歳 入 合 計	149,262,374	1,856,594	151,118,968

一般会計

(歳 出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 議会費	669,689	457	670,146				457
2 総務費	21,193,990	350,411	21,544,401	△5,599		19,671	336,339
3 民生費	54,048,527	586,563	54,635,090	423,945		△60,571	223,189
4 衛生費	11,331,276	301,306	11,632,582	16,512		1,965	282,829
5 労働費	160,941	212	161,153				212
6 農林水産業費	5,495,680	222,019	5,717,699	△9,850		254,848	△22,979
7 商工費	7,455,671	△5,221	7,450,450				△5,221
8 土木費	17,593,484	△89,242	17,504,242			△7,816	△81,426
9 消防費	3,851,726	△98	3,851,628				△98
10 教育費	19,096,296	554,544	19,650,840		496,400	1,251	56,893
11 災害復旧費	128,129	0	128,129				
12 公債費	7,879,401	△71,728	7,807,673				△71,728
13 諸支出金	48,917	0	48,917				
14 予備費	308,647	7,371	316,018				7,371
歳 出 合 計	149,262,374	1,856,594	151,118,968	425,008	496,400	209,348	725,838

2 歳入

(款) 15 分担金及び負担金

(項) 1 負担金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 民生費負担金	385,425	△ 36,267	349,158	2 児童福祉費負担金	△ 36,267	保育所入所者負担金 △ 36,267
計	416,630	△ 36,267	380,363			

(款) 16 使用料及び手数料

(項) 1 使用料

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 民生使用料	209,792	△ 26,694	183,098	4 児童福祉使用料	△ 26,694	保育所入所者使用料 △ 26,694
計	1,413,344	△ 26,694	1,386,650			

(款) 17 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 民生費国庫負担金	16,801,437	282,869	17,084,306	4 児童福祉費国庫負担金	282,869	子どものための教育・保育給付交付金 282,869
2 衛生費国庫負担金	51,142	12,804	63,946	1 保健衛生費国庫負担金	12,804	感染症予防事業費国庫負担金 12,804

15款 分担金及び負担金

16款 使用料及び手数料

17款 国庫支出金

(款) 17 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
計	16,852,579	295,673	17,148,252			

(款) 17 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費国庫補助金	2,901,212	△ 23,255	2,877,957	3 戸籍住民基本台帳費国庫補助金	△ 23,255	マイナンバーカード交付事務費国庫補助金 △ 23,255
2 民生費国庫補助金	2,336,595	24,077	2,360,672	2 心身障害者福祉費国庫補助金	8,580	障害者総合支援事業費国庫補助金 8,580
				4 児童福祉費国庫補助金	15,497	子ども・子育て支援交付金 13,356 母子家庭等対策費国庫補助金 866 こども政策推進事業費国庫補助金 1,275
				1 保健衛生費国庫補助金	3,708	結核医療費国庫補助金 3,708
3 衛生費国庫補助金	249,064	3,708	252,772			
計	9,227,992	4,530	9,232,522			

17款 国庫支出金

(款) 18 県支出金

(項) 1 県負担金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 民生費県負担金	5,847,164	85,892	5,933,056	4 児童福祉費 県負担金	85,892	子どものための教育・保育給付費県負担金 85,892
計	5,852,379	85,892	5,938,271			

(款) 18 県支出金

(項) 2 県補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費県補助金	46,887	17,656	64,543	1 総務管理費 県補助金	17,656	ふくしま移住支援金給付費県補助金 17,550 土地利用規制対策費県交付金 106
2 民生費県補助金	2,136,539	31,108	2,167,647	4 児童福祉費 県補助金	31,108	子ども・子育て支援県交付金 13,356 施設型給付費地方単独費県補助金 14,645 子ども・子育て支援事業費県補助金 3,107
4 農林水産業費県補助金	769,609	△ 9,850	759,759	1 農業費県補助金	△ 9,850	多面的機能支払県交付金 △ 12,277 畑地化促進事業費県補助金 807 地域計画担い手確保支援事業費県補助金 1,620
計	3,476,349	38,914	3,515,263			

18款 県支出金

(款) 19 財産収入

(項) 1 財産運用収入

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 利子及び配当金	11,223	1,033	12,256	1 利子及び配当金	1,033	公共施設等総合管理基金利子 1,033
計	44,002	1,033	45,035			

(款) 19 財産収入

(項) 2 財産売払収入

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 不動産売払収入	2,575	8,370	10,945	1 土地売払収入	8,370	市有地売払収入 8,370
計	42,604	8,370	50,974			

(款) 20 寄附金

(項) 1 寄附金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 総務費寄附金	1	1,284	1,285	1 総務管理費寄附金	1,284	市制施行100周年記念事業費寄附金 1,284
3 民生費寄附金	1,885	1,778	3,663	1 老人福祉費寄附金	99	高齢化社会対策推進寄附金 99

19款 財産収入

20款 寄附金

(款) 20 寄附金

(項) 1 寄附金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 民生費寄附金				2 児童福祉費寄附金	1,679	子育て支援推進寄附金 1,679
6 教育費寄附金	2,156	2,120	4,276	1 小中学校費寄附金	1,020	奨学資金給与費寄附金 1,020
				3 保健体育費寄附金	1,100	体育施設整備寄附金 1,100
計	199,653	5,182	204,835			

(款) 21 繰入金

(項) 1 特別会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
7 多田野財産区繰入金	3,069	△ 2,004	1,065	1 多田野財産区繰入金	△ 2,004	多田野財産区事務費繰入金 △ 2,004
8 河内財産区繰入金	3,069	△ 2,004	1,065	1 河内財産区繰入金	△ 2,004	河内財産区事務費繰入金 △ 2,004
計	300,625	△ 4,008	296,617			

20款 寄附金

21款 繰入金

(款) 21 繰入金

(項) 2 基金繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
8 農業水利施設等保全再生事業基金繰入金	16,003	250,000	266,003	1 農業水利施設等保全再生事業基金繰入金	250,000	農業水利施設等保全再生事業基金繰入金 250,000
計	9,474,710	250,000	9,724,710			

(款) 23 諸収入

(項) 5 雑入

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 雑入	949,213	737,569	1,686,782	1 実費徴収金	△ 9,813	公立保育所食材料費実費収入 △ 9,813
				2 雑入	747,382	デジタル基盤改革支援補助金 4,170
						負担金補助及び交付金過年度返還金 6,877
						企業会計人件費負担金 16,418
計	949,531	737,569	1,687,100			賠償金 719,917

21款 繰入金

23款 諸収入

(款) 24 市債

(項) 1 市債

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
9 教育債	3,311,200	496,400	3,807,600	3 保健体育債	496,400	保健体育施設整備事業債 496,400
計	11,359,800	496,400	11,856,200			

24款 市債

3 歳出

(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 議会費	669,689	457	670,146	一般財源 457	2 給料	2,444	◎職員給与費 457
					3 職員手当等	△2,156	
					4 共済費	169	
計	669,689	457	670,146	一般財源 457			

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 総務法務費	883,548	9,795	893,343	一般財源 9,795	2 給料	5,086	◎職員給与費 9,795
					3 職員手当等	3,279	
					4 共済費	1,230	
					8 旅費	200	
2 秘書事務費	171,297	△16,161	155,136	一般財源 △16,161	2 給料	△6,630	◎職員給与費 △16,854 ◎ほう賞及び表彰費 693
					3 職員手当等	△7,198	
					4 共済費	△3,026	
					7 報償費	693	
3 人事管理費	846,133	△28,524	817,609	一般財源 △28,524	1 報酬	△14,096	◎職員給与費 △25,572 ◎人材育成推進費 △2,952 ○人材育成推進事業費★ △2,952
					2 給料	△5,027	
					3 職員手当等	△5,063	
					4 共済費	△1,386	

1款 議会費

2款 総務費

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
3 人事管理費					11 役務費	△202	
					13 使用料及び賃借料	△2,050	
					18 負担金補助及び交付金	△700	
4 職員厚生費	1,482,789	△85,422	1,397,367	一般財源 △85,422	2 給料	△649	◎職員給与費 3,399
					3 職員手当等	△70,714	◎退職手当費 △74,732
					4 共済費	18	◎企業会計退職手当負担金
					8 旅費	12	△14,089
					18 負担金補助及び交付金	△14,089	
5 行財政改革推進費	63,908	△5,148	58,760	一般財源 △5,148	2 給料	△2,334	◎職員給与費 △5,148
					3 職員手当等	△1,898	
					4 共済費	△916	
6 政策開発費	384,769	17,850	402,619	特定財源 23,986	2 給料	△4,419	◎職員給与費 △6,000
				国・県 17,550	3 職員手当等	△125	◎地方創生費 23,850
				その他 6,436	4 共済費	△1,516	○移住・定住促進事業費★ 23,850
				一般財源 △6,136	8 旅費	60	
					18 負担金補助及び交付金	23,400	◎市制施行100周年記念事業費 0
				特定財源の内訳			
				(県) ふくしま移住支援金給付費県補助金 17,550	22 償還金利子及び割引料	450	
				(他) こおりやま応援寄附金 4,702			

2款 総務費

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補財 財源 額の 内訳	節		説明		
					区分	金額			
6 政策開発費	(他) 市制施行100周年記念事業費寄附金 (他) 負担金補助及び交付金過年度返還金			1,284 450					
7 情報政策費	1,632,302	△10,644	1,621,658	特定財源	4,170	2 給料	△209	◎職員給与費	△1,679
				その他	4,170	3 職員手当等	△937	◎情報システム運営事	
				一般財源	△14,814	4 共済費	△533	業費	△8,965
						11 役務費	△4,095		
	特定財源の内訳 (他) デジタル基盤改革支援補助金		4,170	12 委託料	△4,870				
8 広聴広報費	340,687	△6,759	333,928	一般財源	△6,759	2 給料	△3,010	◎職員給与費	△6,759
						3 職員手当等	△2,742		
						4 共済費	△1,007		
9 財政管理費	4,298,073	490,932	4,789,005	特定財源	1,631	2 給料	△5,588	◎職員給与費	△10,699
				その他	1,631	3 職員手当等	△3,189	◎財政調整基金費	500,000
				一般財源	489,301	4 共済費	△1,922	◎きずな基金費	1,631
						24 積立金	501,631		
	特定財源の内訳 (他) こおりやま応援寄附金		1,631						
10 財産管理費	1,795,061	6,215	1,801,276	特定財源	11,548	2 給料	△634	◎職員給与費	△5,227
				国・県	106	3 職員手当等	△5,250	◎公共施設等総合管理	
				その他	11,442	4 共済費	657	基金費	11,442
				一般財源	△5,333	24 積立金	11,442		

2款 総務費

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補財 正源 額の 内訳	節		説明
					区分	金額	
10 財産管理費	特定財源の内訳 (県) 土地利用規制対策費県交付金 106 (他) 公共施設等総合管理基金利子 1,033 (他) 市有地売払収入 8,370 (他) こおりやま応援寄附金 939 (他) 体育施設整備寄附金 1,100						
11 契約管理費	216,849	10,973	227,822	一般財源 10,973	2 給料	4,591	◎職員給与費 10,973
					3 職員手当等	4,538	
					4 共済費	1,844	
13 市民協働推進費	297,213	△10,602	286,611	一般財源 △10,602	1 報酬	80	◎職員給与費 △10,602
					2 給料	△5,168	
					3 職員手当等	△3,526	
					4 共済費	△1,988	
14 男女共同参画費	600,821	608	601,429	一般財源 608	2 給料	317	◎職員給与費 608
					3 職員手当等	162	
					4 共済費	61	
					8 旅費	68	
15 市民安全費	249,201	1,325	250,526	一般財源 1,325	2 給料	1,223	◎職員給与費 △303
					3 職員手当等	△1,058	◎防犯灯費 1,628
					4 共済費	△468	
					10 需用費	1,628	
16 国際政策費	136,594	△3	136,591	一般財源 △3	2 給料	△592	◎職員給与費 △3

2款 総務費

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
16 国際政策費					3 職員手当等	1,255	
					4 共済費	△930	
					8 旅費	264	
17 会計管理費	141,708	△2,185	139,523	一般財源 △2,185	2 給料	△1,756	◎職員給与費 △2,185
					3 職員手当等	△185	
					4 共済費	△374	
					8 旅費	130	
18 行政センター及び連絡所費	1,489,070	△2,901	1,486,169	特定財源 △4,008	1 報酬	388	◎職員給与費 1,107 ◎行政センター及び連絡所費 △4,008
				その他 △4,008	2 給料	6,711	
				一般財源 1,107	3 職員手当等	△5,189	
					4 共済費	△981	
				特定財源の内訳	8 旅費	178	
				(他) 多田野財産区事務費繰入金 △2,004	10 需用費	△29	
				(他) 河内財産区事務費繰入金 △2,004	11 役務費	△65	
					17 備品購入費	△3,881	
					26 公課費	△33	
計	15,399,515	369,349	15,768,864	特定財源 37,327 国・県 17,656 その他 19,671 一般財源 332,022			

2款 総務費

(款) 2 総務費

(項) 2 徴税費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 市民税費	806,855	△31,133	775,722	一般財源 △31,133	2 給料	△5,612	◎職員給与費 △21,489
					3 職員手当等	△14,280	◎税総合システム運用
					4 共済費	△1,597	事業費 △9,644
					12 委託料	△9,644	
2 資産税費	383,605	△2,474	381,131	一般財源 △2,474	2 給料	△851	◎職員給与費 △2,474
					3 職員手当等	△1,883	
					4 共済費	260	
3 徴収費	601,964	29,537	631,501	一般財源 29,537	2 給料	△8,802	◎職員給与費 △15,130
					3 職員手当等	△3,655	◎徴収費 44,667
					4 共済費	△2,673	
					12 委託料	9,667	
					22 償還金利息 及び割引料	35,000	
計	4,477,424	△4,070	4,473,354	一般財源 △4,070			

2款 総務費

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳 財源	節		説明		
					区分	金額			
1 戸籍住民基本台帳費	912,106	△17,894	894,212	特定財源	△23,255	2 給料	△1,141	◎職員給与費	3,630
				国・県	△23,255	3 職員手当等	△831	◎マイナンバーカード	
				一般財源	5,361	4 共済費	1,124	事務費	△21,524
						8 旅費	4,478		
						12 委託料	△23,255		
						22 償還金利子及び割引料	1,731		
計	913,916	△17,894	896,022	特定財源	△23,255				
				国・県	△23,255				
				一般財源	5,361				

(款) 2 総務費

(項) 4 選挙費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 選挙費	239,467	△4,927	234,540	一般財源 △4,927	2 給料	△3,038	◎職員給与費 △4,927
					3 職員手当等	△1,019	
					4 共済費	△870	
計	239,467	△4,927	234,540	一般財源 △4,927			

2款 総務費

(款) 2 総務費

(項) 5 統計調査費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 統計調査費	73,408	7,833	81,241	一般財源 7,833	2 給料	5,098	◎職員給与費 7,833
					3 職員手当等	1,360	
					4 共済費	1,375	
計	73,408	7,833	81,241	一般財源 7,833			

(款) 2 総務費

(項) 6 監査委員費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 監査委員費	90,260	120	90,380	一般財源 120	2 給料	840	◎職員給与費 886
					3 職員手当等	267	◎監査委員費 △470
					4 共済費	△221	◎監査事務費 △296
					8 旅費	△766	
計	90,260	120	90,380	一般財源 120			

2款 総務費

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 社会福祉総務費	1,544,293	△5,665	1,538,628	特定財源 1,281	2 給料	△2,722	◎職員給与費 △6,946
				その他 1,281	3 職員手当等	△3,244	◎福祉基金費 1,281
				一般財源 △6,946	4 共済費	△1,074	
					8 旅費	94	
					24 積立金	1,281	
	特定財源の内訳 (他) こおりやま応援寄附金 1,281						
3 国保年金費	3,022,551	△5,600	3,016,951	一般財源 △5,600	2 給料	△674	◎職員給与費 △2,501
					3 職員手当等	△1,371	◎国民健康保険事業費 △3,099
					4 共済費	△456	
					27 繰出金	△3,099	
計	4,567,010	△11,265	4,555,745	特定財源 1,281 その他 1,281 一般財源 △12,546			

3款 民生費

(款) 3 民生費

(項) 2 心身障害者福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 障害福祉費	7, 536, 205	20, 549	7, 556, 754	特定財源	8, 580	2 給料	294	◎職員給与費	△1, 164
				国・県	8, 580	3 職員手当等	△1, 736	◎障害者福祉総務費	17, 234
				一般財源	11, 969	4 共済費	234	◎地域生活支援事業費	160
						8 旅費	44	◎障害者支援施設等費	3, 312
	特定財源の内訳				11 役務費	483	◎障害者援護手当等給		
	(国) 障害者総合支援事業費国庫補助金				12 委託料	17, 160	付費	384	
					17 備品購入費	3, 277	◎障害者援護施設整備		
					22 償還金利子及び割引料	783	補助事業費	623	
					26 公課費	10			
	2 保健所障害福祉費	197, 089	6, 993	204, 082	一般財源	6, 993	2 給料	4, 108	◎職員給与費
3 職員手当等							1, 959	◎地域生活支援促進事業費	
4 共済費							752		174
22 償還金利子及び割引料							174		
計	7, 733, 294	27, 542	7, 760, 836	特定財源	8, 580				
				国・県	8, 580				
				一般財源	18, 962				

3款 民生費

(款) 3 民生費

(項) 3 老人福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 健康長寿費	1,346,869	4,813	1,351,682	特定財源	1,626	1 報酬	74	◎職員給与費	3,157
				その他	1,626	2 給料	1,545	◎生きがい対策事業費	30
				一般財源	3,187	3 職員手当等	915	○老人クラブ育成事業費★	30
						4 共済費	623	◎高齢化社会対策基金費	1,626
				特定財源の内訳			22 償還金利子及び割引料	30	
				(他) こおりやま応援寄附金		1,527	24 積立金	1,626	
2 地域包括ケア推進費	742,303	28,022	770,325	一般財源	28,022	2 給料	14,633	◎職員給与費	28,022
						3 職員手当等	8,233		
						4 共済費	5,156		
3 介護保険事業費	4,590,970	△23,981	4,566,989	特定財源	243	22 償還金利子及び割引料	243	◎介護保険事業費	△24,224
				その他	243			◎老人福祉施設等整備補助事業費	243
				一般財源	△24,224	27 繰出金	△24,224	○地域密着型サービス拠点整備補助事業費★	237
				特定財源の内訳					
(他) 負担金補助及び交付金過年度返還金		243							
4 後期高齢者医療費	3,899,989	△205	3,899,784	一般財源	△205	2 給料	△1,148	◎職員給与費	△2,027
						3 職員手当等	△553	◎後期高齢者医療事業費	1,822
						4 共済費	△326		
						27 繰出金	1,822		

3款 民生費

(款) 3 民生費

(項) 3 老人福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
計	10,580,131	8,649	10,588,780	特定財源 1,869 その他 1,869 一般財源 6,780			

(款) 3 民生費

(項) 4 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正源 財源内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 こども総務 企画費	1,639,440	39,298	1,678,738	特定財源	28,230	1 報酬	72	◎職員給与費	△5,844
				国・県	19,177	2 給料	△3,476	◎児童福祉総務費	0
				その他	9,053	3 職員手当等	△1,337	○子ども食堂支援事	
				一般財源	11,068	4 共済費	△1,103	業費★	0
						10 需用費	23,952	◎すこやか子育て基金	
	特定財源の内訳					11 役務費	1,001	費	9,053
	(国) 子ども・子育て支援交付金				8,518	13 使用料及び	△3,500	◎青少年活動費	1,500
	(国) 母子家庭等対策費国庫補助金				866	賃借料		○こどもまつり開催	
	(国) こども政策推進事業費国庫補助金				1,275	14 工事請負費	1,417	事業費★	1,500
	(県) 子ども・子育て支援県交付金				8,518	17 備品購入費	2,684	◎放課後児童クラブ費	33,166
	(他) こおりやま応援寄附金				7,374	18 負担金補助	1,500	◎民間放課後児童クラ	
	(他) 子育て支援推進寄附金				1,679	及び交付金		ブ補助事業費	1,423

3款 民生費

(款) 3 民生費

(項) 4 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 こども総務 企画費					22 償還金利息 及び割引料	9,035	○民間放課後児童ク ラブ補助事業費★ 1,423
					24 積立金	9,053	
2 子育て給付 費	8,871,364	33,423	8,904,787	一般財源 33,423	1 報酬	707	◎職員給与費 12,118
					2 給料	5,581	◎児童手当等支給費 13,396
					3 職員手当等	3,299	◎子どもの遊び場費 7,909
					4 共済費	2,148	
					8 旅費	383	
					22 償還金利息 及び割引料	21,305	
3 こども家庭 費	308,351	△5,892	302,459	一般財源 △5,892	1 報酬	794	◎職員給与費 △6,625
					2 給料	△5,029	◎児童虐待防止対策費 733
					3 職員手当等	△846	○児童虐待防止対策 事業費★ 364
					4 共済費	△1,726	
					8 旅費	182	○養育支援訪問事業 費★ 228
					22 償還金利息 及び割引料	733	○子育て短期支援事 業費★ 141

3款 民生費

(款) 3 民生費

(項) 4 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明		
					区分	金額			
4 保育費	12,133,622	504,096	12,637,718	特定財源	323,414	2 給料	△39,552	◎職員給与費	△93,211
				国・県	396,188	3 職員手当等	△35,838	◎児童福祉総務費	8
				その他	△72,774	4 共済費	△17,821	◎公立保育所費	36
				一般財源	180,682	13 使用料及び賃借料	163	◎民間認可保育所費	407,560
	特定財源の内訳					18 負担金補助及び交付金	418,622	○民間認可保育所延長保育事業費★	16,125
	(国) 子どものための教育・保育給付交付金					282,869	◎認可外保育施設費	20,815	
	(国) 子ども・子育て支援交付金					4,838	◎特別保育推進事業費	3,751	
	(県) 子どものための教育・保育給付費県負担金					85,892	○一時預かり事業費★	656	
	(県) 子ども・子育て支援県交付金					4,838	○病児・病後児保育事業費★	3,095	
	(県) 施設型給付費地方単独費県補助金					14,644	◎私立幼稚園費	165,137	
	(県) 子ども・子育て支援事業費県補助金					3,107			
	(他) 保育所入所者負担金					△36,267			
	(他) 保育所入所者使用料					△26,694			
	(他) 公立保育所食材料費実費収入					△9,813			
5 児童障害福祉費	2,341,315	2,809	2,344,124	一般財源	2,809	2 給料	349	◎職員給与費	767
						3 職員手当等	516	◎児童手当等支給事務費	50
						4 共済費	△98	◎心身障害児福祉費	1,914
						11 役務費	50	◎希望ヶ丘学園費	78
						22 償還金利子及び割引料	1,992		

3款 民生費

(款) 3 民生費

(項) 4 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
計	25,294,092	573,734	25,867,826	特定財源 351,644 国・県 415,365 その他 △63,721 一般財源 222,090			

(款) 3 民生費

(項) 5 生活保護費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 生活保護費	5,834,431	△12,097	5,822,334	一般財源 △12,097	2 給料	△7,221	◎職員給与費 △12,097
					3 職員手当等	△5,429	
					4 共済費	432	
					8 旅費	121	
計	5,834,431	△12,097	5,822,334	一般財源 △12,097			

3款 民生費

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 保健所総務費	369,150	△422	368,728	一般財源 △422	2 給料	△78	◎職員給与費 △422
					3 職員手当等	△305	
					4 共済費	△39	
2 保健所健康政策費	383,311	△5,972	377,339	一般財源 △5,972	2 給料	△2,245	◎職員給与費 △5,972
					3 職員手当等	△2,612	
					4 共済費	△1,115	
3 保健所保健・感染症費	2,179,827	347,256	2,527,083	特定財源 16,512	2 給料	△7,423	◎職員給与費 △13,794
				国・県 16,512	3 職員手当等	△3,921	◎難病対策事業費 12
				一般財源 330,744	4 共済費	△2,533	○難病患者等地域支援対策推進事業費★ 12
					8 旅費	83	
				特定財源の内訳	10 需用費	242	◎予防接種事業費 274,294
				(国) 感染症予防事業費国庫負担金 12,804	11 役務費	1,251	◎感染症予防対策事業
				(国) 結核医療費国庫補助金 3,708	12 委託料	67,851	費 86,700
					19 扶助費	7,417	○特定感染症検査等
					22 償還金利子及び割引料	284,289	対策事業費★ 3,566
							◎精神保健福祉費 44
							○精神保健福祉事業費★ 44
4 保健所健康づくり費	1,329,163	2,101	1,331,264	一般財源 2,101	2 給料	3,614	◎職員給与費 2,097
					3 職員手当等	△3,305	◎健康増進事業費 4
					4 共済費	1,788	○健康増進事業費★ 4

4款 衛生費

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
4 保健所健康づくり費					22 償還金利子及び割引料	4	
5 保健所生活衛生費	192,119	△4,181	187,938	一般財源 △4,181	1 報酬	598	◎職員給与費 △4,181
					2 給料	△2,000	
					3 職員手当等	△1,517	
					4 共済費	△1,262	
6 保健所検査費	108,253	1,363	109,616	一般財源 1,363	2 給料	998	◎職員給与費 1,363
					3 職員手当等	227	
					4 共済費	138	
7 食肉衛生検査費	198,444	△8,942	189,502	一般財源 △8,942	2 給料	△3,851	◎職員給与費 △8,942
					3 職員手当等	△3,885	
					4 共済費	△1,206	
8 母子保健衛生費	839,745	10,393	850,138	一般財源 10,393	2 給料	4,092	◎職員給与費 10,096
					3 職員手当等	2,288	◎母子保健推進活動費 297
					4 共済費	2,304	○妊娠・出産包括支援事業費★
					8 旅費	1,412	297
					22 償還金利子及び割引料	297	
9 環境政策費	900,998	△21,451	879,547	特定財源 1,965	1 報酬	1,819	◎職員給与費 △24,351
				その他 1,965	2 給料	△13,844	◎環境基金費 1,965
				一般財源 △23,416	3 職員手当等	△8,161	◎東山霊園費 935
					4 共済費	△4,208	

4款 衛生費

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額内訳	節		説明
					区分	金額	
9 環境政策費	特定財源の内訳 (他) こおりやま応援寄附金 1,965				8 旅費	43	
					11 役務費	13	
					12 委託料	922	
					24 積立金	1,965	
10 環境保全センター費	168,993	518	169,511	一般財源 518	2 給料	879	◎職員給与費 518
					3 職員手当等	△587	
					4 共済費	226	
11 浄化槽対策費	108,337	△1,838	106,499	一般財源 △1,838	18 負担金補助及び交付金	△1,838	◎浄化槽対策費 △1,838
計	6,874,171	318,825	7,192,996	特定財源 18,477 国・県 16,512 その他 1,965 一般財源 300,348			

(款) 4 衛生費

(項) 2 清掃費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳 財源	節		説明
					区分	金額	
1 5 R推進費	1,277,527	△27,309	1,250,218	一般財源 △27,309	2 給料	△13,774	◎職員給与費 △27,309
					3 職員手当等	△9,106	
					4 共済費	△4,429	

4款 衛生費

(款) 4 衛生費

(項) 2 清掃費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
2 資源循環費	2,867,632	10,837	2,878,469	一般財源 10,837	2 給料	7,476	◎職員給与費 10,837
					3 職員手当等	962	
					4 共済費	1,919	
					8 旅費	480	
計	4,145,159	△16,472	4,128,687	一般財源 △16,472			

(款) 4 衛生費

(項) 3 上水道費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 上水道費	52,542	200	52,742	一般財源 200	18 負担金補助 及び交付金	200	◎職員手当等負担金 200
計	52,542	200	52,742	一般財源 200			

(款) 4 衛生費

(項) 4 簡易水道費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 簡易水道費	259,404	△1,247	258,157	一般財源 △1,247	18 負担金補助 及び交付金	△1,247	◎簡易水道費 △1,247

4款 衛生費

(款) 4 衛生費

(項) 4 簡易水道費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
計	259,404	△1,247	258,157	一般財源 △1,247			

(款) 5 労働費

(項) 1 労働諸費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 労働諸費	159,578	212	159,790	一般財源 212	1 報酬	67	◎職員給与費 212
					2 給料	△19	
					3 職員手当等	244	
					4 共済費	△80	
計	160,941	212	161,153	一般財源 212			

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 農業委員会 費	162,528	△5,273	157,255	一般財源 △5,273	1 報酬	27	◎職員給与費 △5,273
					2 給料	△2,994	
					3 職員手当等	△2,465	
					4 共済費	146	

4款 衛生費

5款 労働費

6款 農林水産業費

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 農業委員会費					8 旅費	13	
2 農業政策費	450,539	4,067	454,606	特定財源 3,712	1 報酬	13	◎職員給与費 355
				国・県 2,427	2 給料	4,368	◎地域計画推進事業費 2,263
				その他 1,285	3 職員手当等	△3,591	○地域計画推進事業費★ 2,263
				一般財源 355	4 共済費	△573	◎稲作近代化推進費 807
					8 旅費	138	◎農業改良事業費 642
				特定財源の内訳	18 負担金補助及び交付金	2,427	○豊かな地域農業を担う農家育成事業費★ 642
				(県) 畑地化促進事業費県補助金 807			
				(県) 地域計画担い手確保支援事業費県補助金 1,620	22 償還金利子及び割引料	1,285	
				(他) 負担金補助及び交付金過年度返還金 1,285			
3 農業振興費	500,115	△6,373	493,742	一般財源 △6,373	1 報酬	1,064	◎職員給与費 △6,373
					2 給料	△4,941	
					3 職員手当等	△1,247	
					4 共済費	△1,330	
					8 旅費	81	
4 農地費	2,627,446	231,798	2,859,244	特定財源 241,286	2 給料	△1,564	◎職員給与費 △5,396
				国・県 △12,277	3 職員手当等	△3,389	◎多面的機能支払交付金事業費 △12,806
				その他 253,563	4 共済費	△443	○多面的機能支払交付金事業費★ △12,806
				一般財源 △9,488	18 負担金補助及び交付金	△16,369	

6款 農林水産業費

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額内の 財源内訳	節		説明		
					区分	金額			
4 農地費	特定財源の内訳				22 償還金利子及び割引料	253,563	◎ため池放射性物質対策事業費	250,000	
	(県) 多面的機能支払県交付金			△12,277					
	(他) 農業水利施設等保全再生事業基金繰入金			250,000					
	(他) 負担金補助及び交付金過年度返還金			3,563					
5 総合地方卸売市場費	598,855	△1,156	597,699	一般財源	△1,156	27 繰出金	△1,156	◎総合地方卸売市場費	△1,156
6 農業集落排水事業費	575,854	20	575,874	一般財源	20	18 負担金補助及び交付金	20	◎農業集落排水事業費	20
計	4,915,337	223,083	5,138,420	特定財源	244,998				
				国・県	△9,850				
				その他	254,848				
				一般財源	△21,915				

(款) 6 農林水産業費

(項) 2 林業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 林業振興費	580,343	△1,064	579,279	一般財源 △1,064	1 報酬	209	◎職員給与費 △1,064
					2 給料	△332	
					3 職員手当等	△683	
					4 共済費	△359	

6款 農林水産業費

(款) 6 農林水産業費

(項) 2 林業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 林業振興費					8 旅費	101	
計	580,343	△1,064	579,279	一般財源 △1,064			

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 商工振興費	3,775,431	△5,302	3,770,129	一般財源 △5,302	2 給料	△2,696	◎職員給与費 △5,302
					3 職員手当等	△1,730	
					4 共済費	△926	
					8 旅費	50	
2 観光物産費	1,856,530	△1,256	1,855,274	一般財源 △1,256	2 給料	△425	◎職員給与費 △1,256
					3 職員手当等	△635	
					4 共済費	△196	
3 産業創出費	1,748,344	1,337	1,749,681	一般財源 1,337	2 給料	260	◎職員給与費 1,337
					3 職員手当等	1,171	
					4 共済費	△94	
計	7,455,671	△5,221	7,450,450	一般財源 △5,221			

6款 農林水産業費

7款 商工費

(款) 8 土木費

(項) 1 土木管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 営繕費	188,658	△7,204	181,454	一般財源 △7,204	2 給料	△2,608	◎職員給与費 △7,204
					3 職員手当等	△3,806	
					4 共済費	△790	
2 建築指導費	152,332	8,730	161,062	一般財源 8,730	2 給料	5,011	◎職員給与費 8,730
					3 職員手当等	2,232	
					4 共済費	1,487	
計	350,157	1,526	351,683	一般財源 1,526			

(款) 8 土木費

(項) 2 道路橋りょう費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 道路建設費	1,351,519	4,813	1,356,332	一般財源 4,813	2 給料	4,200	◎職員給与費 4,813
					3 職員手当等	507	
					4 共済費	106	
2 道路維持費	3,907,117	△6,615	3,900,502	一般財源 △6,615	2 給料	△744	◎職員給与費 △6,615
					3 職員手当等	△4,844	
					4 共済費	△1,027	
計	5,597,346	△1,802	5,595,544	一般財源 △1,802			

8款 土木費

(款) 8 土木費

(項) 3 河川費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 河川費	938,388	2,885	941,273	一般財源 2,885	2 給料	1,399	◎職員給与費 2,885
					3 職員手当等	650	
					4 共済費	836	
計	938,388	2,885	941,273	一般財源 2,885			

(款) 8 土木費

(項) 4 都市計画費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 開発指導費	86,408	6,544	92,952	一般財源 6,544	1 報酬	3	◎職員給与費 6,544
					2 給料	2,530	
					3 職員手当等	2,416	
					4 共済費	1,595	
2 都市計画費	1,467,052	△18,529	1,448,523	一般財源 △18,529	2 給料	△8,607	◎職員給与費 △18,529
					3 職員手当等	△7,101	
					4 共済費	△2,821	
4 土地区画整理費	967,574	△17,971	949,603	一般財源 △17,971	2 給料	△83	◎職員給与費 △1,177
					3 職員手当等	△1,391	◎土地区画整理費 △16,794
					4 共済費	297	
					27 繰出金	△16,794	
5 公園費	1,190,247	△19,919	1,170,328	一般財源 △19,919	2 給料	△8,559	◎職員給与費 △19,919

8款 土木費

(款) 8 土木費

(項) 4 都市計画費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
5 公園費					3 職員手当等	△9,007	
					4 共済費	△2,353	
7 公共下水道費	4,975,548	△44,331	4,931,217	一般財源 △44,331	18 負担金補助及び交付金	△3,833	◎公共下水道費 △44,331
					23 投資及び出資金	△40,498	
8 公共交通対策費	357,784	10,171	367,955	一般財源 10,171	2 給料	5,181	◎職員給与費 10,171
					3 職員手当等	3,357	
					4 共済費	1,633	
計	9,528,991	△84,035	9,444,956	一般財源 △84,035			

(款) 8 土木費

(項) 5 住宅費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補財源 内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 住宅費	1,178,602	△7,816	1,170,786	特定財源	△7,816	2 給料	△3,697	◎職員給与費	△7,816
				その他	△7,816	3 職員手当等	△5,155		
						4 共済費	855		
	特定財源の内訳 （他）市営住宅使用料					△7,816	8 旅費		

8款 土木費

(款) 8 土木費

(項) 5 住宅費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
計	1,178,602	△7,816	1,170,786	特定財源 △7,816 その他 △7,816			

(款) 9 消防費

(項) 1 消防費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 消防防災費	3,831,686	△98	3,831,588	一般財源 △98	2 給料	△1,000	◎職員給与費 △1,375
					3 職員手当等	△197	◎常備消防費 1,277
					4 共済費	△178	
					18 負担金補助 及び交付金	1,277	
計	3,851,726	△98	3,851,628	一般財源 △98			

(款) 10 教育費

(項) 1 教育総務費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 教育委員会 費	204,964	△6,613	198,351	一般財源 △6,613	2 給料	691	◎職員給与費 △6,613
					3 職員手当等	△7,442	

8款 土木費

9款 消防費

10款 教育費

(款) 10 教育費

(項) 1 教育総務費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 教育委員会費					4 共済費	138	
2 総合教育支援センター費	468,500	2,867	471,367	一般財源 2,867	2 給料	198	◎職員給与費 2,867
					3 職員手当等	579	
					4 共済費	441	
					8 旅費	1,649	
計	673,464	△3,746	669,718	一般財源 △3,746			

(款) 10 教育費

(項) 2 小中学校費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正源 財源内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 学校教育推進費	1,063,859	1,404	1,065,263	特定財源	1,020	2 給料	△837	◎職員給与費	384
				その他	1,020	3 職員手当等	△57	◎奨学資金費	1,020
				一般財源	384	4 共済費	△292		
						8 旅費	1,570		
						24 積立金	1,020		
	特定財源の内訳 (他) 奨学資金給与費寄附金					1,020			
2 学校管理費	4,960,944	△2,865	4,958,079	一般財源	△2,865	2 給料	△237	◎職員給与費	△2,996
						3 職員手当等	△2,352	◎中学校管理費	131
						4 共済費	△651		

10款 教育費

(款) 10 教育費

(項) 2 小中学校費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
2 学校管理費					8 旅費	244	
					18 負担金補助 及び交付金	131	
3 学校施設費	2,241,797	△3,993	2,237,804	一般財源 △3,993	2 給料	99	◎職員給与費 △3,993
					3 職員手当等	△4,633	
					4 共済費	541	
4 教育研修センター費	799,374	△7,460	791,914	一般財源 △7,460	2 給料	△137	◎職員給与費 310
					3 職員手当等	119	◎教育のＤＸ推進費 △7,770
					4 共済費	328	○教育のＤＸ推進事業費★ △7,770
					12 委託料	△7,770	
計	9,065,974	△12,914	9,053,060	特定財源 1,020 その他 1,020 一般財源 △13,934			

(款) 10 教育費

(項) 3 社会教育費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 生涯学習費	1,365,038	7,998	1,373,036	一般財源 7,998	2 給料	2,131	◎職員給与費 7,998
					3 職員手当等	2,669	
					4 共済費	3,198	

10款 教育費

(款) 10 教育費

(項) 3 社会教育費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
2 図書館費	481,723	1,972	483,695	一般財源 1,972	1 報酬	4,057	◎職員給与費 1,972
					2 給料	134	
					3 職員手当等	△2,162	
					4 共済費	△162	
					8 旅費	105	
3 文化振興費	3,171,752	1,474	3,173,226	特定財源 231	2 給料	△101	◎職員給与費 1,243
				その他 231	3 職員手当等	605	◎文化体育振興基金費 231
				一般財源 1,243	4 共済費	639	
					8 旅費	100	
				特定財源の内訳 (他) こおりやま応援寄附金 231	24 積立金	231	
4 美術館費	337,853	△7,039	330,814	一般財源 △7,039	2 給料	238	◎職員給与費 △674
					3 職員手当等	△593	◎美術館費 △6,365
					4 共済費	△319	
					12 委託料	△6,365	
計	5,356,366	4,405	5,360,771	特定財源 231 その他 231 一般財源 4,174			

10款 教育費

(款) 10 教育費

(項) 4 保健体育費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 スポーツ振興費	4,000,492	566,799	4,567,291	特定財源	496,400	1 報酬	△1,680	◎職員給与費	4,564
				市債	496,400	2 給料	6,673	◎体育館費	562,235
				一般財源	70,399	3 職員手当等	△2,569	○スポーツ施設リノベーション事業費★	562,235
						4 共済費	2,196		
	特定財源の内訳		8 旅費	△56					
	(市債) 保健体育施設整備事業債		496,400	18 負担金補助及び交付金	562,235				
計	4,000,492	566,799	4,567,291	特定財源	496,400				
				市債	496,400				
				一般財源	70,399				

(款) 12 公債費

(項) 1 公債費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 元金	7,471,828	876	7,472,704	一般財源 876	22 償還金利子 及び割引料	876	◎本年度償還元金 876
2 利子	407,573	△72,604	334,969	一般財源 △72,604	22 償還金利子 及び割引料	△72,604	◎本年度償還利子 △72,604
計	7,879,401	△71,728	7,807,673	一般財源 △71,728			

10款 教育費

12款 公債費

(款) 14 予備費

(項) 1 予備費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 予備費	308,647	7,371	316,018	一般財源 7,371			
計	308,647	7,371	316,018	一般財源 7,371			

14款 予備費

給 与 費 明 細 書

1 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(1,360) 1,938	1,867,864	7,789,057	6,129,556	15,786,477	3,082,083	18,868,560	
補 正 前	(1,357) 1,946	1,873,668	7,884,143	6,365,447	16,123,258	3,115,587	19,238,845	
比 較	(3) △ 8	△ 5,804	△ 95,086	△ 235,891	△ 336,781	△ 33,504	△ 370,285	

() 内は、短時間勤務職員（外書き）

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	休 日 給 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)
	補 正 後	168,065	169,748	118,390	26,173	670,776	26,816	80
	補 正 前	173,650	170,772	123,232	26,127	723,706	27,126	80
	比 較	△ 5,585	△ 1,024	△ 4,842	46	△ 52,930	△ 310	0
	区 分	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	特 地 勤 務 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	給 料 の 特 別 調 整 額 (千円)	初 任 給 調 整 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)
	補 正 後	2,029,931	1,637,799		2,274	266,554	8,523	55
	補 正 前	2,067,571	1,677,712		2,287	285,135	8,907	55
	比 較	△ 37,640	△ 39,913		△ 13	△ 18,581	△ 384	0
	区 分	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	災 害 派 遣 手 当 (千円)	特 定 任 期 付 職 員 業 績 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)		
	補 正 後	8,070				996,302		
	補 正 前	8,053				1,071,034		
	比 較	17				△ 74,732		

ア 会計年度任用職員以外の職員（再掲）

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(15) 1,781		7,189,962	5,266,190	12,456,152	2,493,817	14,949,969	
補 正 前	(12) 1,789		7,279,890	5,497,505	12,777,395	2,528,980	15,306,375	
比 較	(3) △ 8		△ 89,928	△ 231,315	△ 321,243	△ 35,163	△ 356,406	

() 内は、短時間勤務職員（外書き）

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	休 日 給 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)
	補 正 後	168,065	148,928	118,390	25,660	665,550	26,758	80
	補 正 前	173,650	150,213	123,232	25,623	719,549	27,126	80
	比 較	△ 5,585	△ 1,285	△ 4,842	37	△ 53,999	△ 368	0
	区 分	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	特 地 勤 務 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	給 料 の 特 別 調整額 (千円)	初 任 給 調 整 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)
	補 正 後	1,569,284	1,261,916		2,274	266,554	8,523	55
	補 正 前	1,603,606	1,298,955		2,287	285,135	8,907	55
	比 較	△ 34,322	△ 37,039		△ 13	△ 18,581	△ 384	0
	区 分	管 理 職 員 特 別 勤務手当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	災 害 派 遣 手 当 (千円)	特 定 任 期 付 職 員 業績手当 (千円)	退 職 手 当 (千円)		
	補 正 後	8,070				996,083		
	補 正 前	8,053				1,071,034		
	比 較	17				△ 74,951		

イ 会計年度任用職員（再掲）

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(1,345) 157	1,867,864	599,095	863,366	3,330,325	588,266	3,918,591	
補 正 前	(1,345) 157	1,873,668	604,253	867,942	3,345,863	586,607	3,932,470	
比 較	(0) 0	△ 5,804	△ 5,158	△ 4,576	△ 15,538	1,659	△ 13,879	

（ ）内は、短時間勤務職員（外書き）

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	休 日 給 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)
	補 正 後		20,820		513	5,226	58	
	補 正 前		20,559		504	4,157	0	
	比 較		261		9	1,069	58	
	区 分	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	特 地 勤 務 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	給 料 の 特 別 調整額 (千円)	初 任 給 調 整 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)
	補 正 後	460,647	375,883					
	補 正 前	463,965	378,757					
	比 較	△ 3,318	△ 2,874					
	区 分	管 理 職 員 特 別 勤務手当(千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	災 害 派 遣 手 当 (千円)	特 定 任 期 付 職 員 業績手当(千円)	退 職 手 当 (千円)		
	補 正 後					219		
	補 正 前					0		
	比 較					219		

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明 (千円)	備 考
給 料	△ 95,086	給与改定に伴う増減分		
		そ の 他 の 増 減 分	△ 95,086	
職 員 手 当	△ 235,891	制度改正に伴う増減分		
		そ の 他 の 増 減 分	△ 235,891	

(3) 給料及び職員手当の状況 (会計年度任用職員を除く)

ア 職員 1 人当たり給与

区 分		行 政 職	技能労務職	教 育 職	医 療 職
令和 6 年 11 月 1 日 現在	平 均 給 料 月 額 (円)	334,722	338,944	439,711	507,100
	平 均 給 与 月 額 (円)	383,468	357,870	503,804	1,034,300
	平 均 年 齢 (歳)	44.02	57.01	51.05	41.06
令和 6 年 1 月 1 日 現在	平 均 給 料 月 額 (円)	334,465	343,520	441,282	498,800
	平 均 給 与 月 額 (円)	388,861	367,379	522,068	1,012,000
	平 均 年 齢 (歳)	43.10	56.06	52.08	40.08

イ 初 任 給

区 分	行 政 職 (円)	技能労務職 (円)	医 療 職 (円)	国 の 制 度	
				行 政 職 (円)	医 療 職 (円)
高 校 卒	174,400	172,800	—	166,600	—
大 学 卒	207,100	—	(大学 6 卒) 276,800	196,200	(大学 6 卒) 264,700

ウ 級 別 職 員 数

区 分	行 政 職			技 能 労 務 職			教 育 職			医 療 職		
	級	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)	級	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)	級	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)	級	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)
令 和 6 年 11 月 1 日 現 在	1 級	() 115	() 7.0	1 級	()	()	1 級	()	()	1 級	()	()
	2 級	() 172	() 10.5	2 級	() 1	() 0.9	2 級	() 3	() 10.7	2 級	()	()
	3 級	(6) 489	(60.0) 29.8	3 級	(5) 115	(100.0) 99.1	特 2 級	() 1	() 3.6	3 級	()	()
	4 級	(4) 506	(40.0) 30.9				3 級	() 14	() 50.0	4 級	() 1	() 100.0
	5 級	() 245	() 15.0				4 級	() 10	() 35.7			
	6 級	() 65	() 4.0									
	7 級	() 28	() 1.7									
	8 級	() 18	() 1.1									
	計	(10) 1,638	(100.0) 100.0	計	(5) 116	(100.0) 100.0	計	() 28	() 100.0	計	() 1	() 100.0
令 和 6 年 1 月 1 日 現 在	1 級	() 137	() 8.3	1 級	()	()	1 級	()	()	1 級	()	()
	2 級	(5) 188	(55.6) 11.5	2 級	(3) 26	(100.0) 21.8	2 級	() 3	() 10.7	2 級	()	()
	3 級	(4) 507	(44.4) 30.9	3 級	() 93	() 78.2	特 2 級	() 1	() 3.6	3 級	()	()
	4 級	() 425	() 25.9				3 級	() 14	() 50.0	4 級	() 1	() 100.0
	5 級	() 268	() 16.3				4 級	() 10	() 35.7			
	6 級	() 68	() 4.1									
	7 級	() 29	() 1.8									
	8 級	() 19	() 1.2									
	計	(9) 1,641	(100.0) 100.0	計	(3) 119	(100.0) 100.0	計	() 28	() 100.0	計	() 1	() 100.0

() 内は、短時間勤務職員（外書き）

(級別の基準となる職務)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
行 政 職	主 事 ・ 技 師	高度の知識 又は経験を 必要とする 主事・技師	主 査 ・ 技 査	係 長	課長補佐	課 長	部 次 長	部 長

エ 昇 給

	区 分	合 計	行 政 職	技能労務職	教 育 職	医 療 職
補 正 後	職 員 数 (A) (人)	1,722	1,600	93	28	1
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)	1,345	1,286	44	14	1
	号 給 数 別 内 訳	1 号 給 (人)	1	1		
		2 号 給 (人)	25	24	1	
		3 号 給 (人)	7	7		
		4 号 給 (人)	1,129	1,081	33	14
		5 号 給 (人)				
		6 号 給 (人)	75	74	1	
		7 号 給 (人)				
		8 号 給 (人)	108	99	9	
	比 率 (B) / (A) (%)	78.1	80.4	47.3	50.0	100.0
補 正 前	職 員 数 (A) (人)	1,789	1,638	122	28	1
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)	1,499	1,406	70	22	1
	号 給 数 別 内 訳	1 号 給 (人)	6	6		
		2 号 給 (人)	13	11	2	
		3 号 給 (人)	5	5		
		4 号 給 (人)	1,333	1,253	59	20
		5 号 給 (人)				
		6 号 給 (人)	54	54		
		7 号 給 (人)				
		8 号 給 (人)	88	77	11	
	比 率 (B) / (A) (%)	83.8	85.8	57.4	78.6	100.0

オ 期末手当 ・ 勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6 月 (月分)	12月 (月分)			
補 正 後	(1. 175) 2. 225	(1. 175) 2. 225	(2. 35) 4. 45	有	
補 正 前	(1. 175) 2. 225	(1. 175) 2. 225	(2. 35) 4. 45	有	
国 の 制 度	(1. 175) 2. 250	(1. 175) 2. 250	(2. 35) 4. 50	有	

カ 定年退職及び勧奨退職に係る退職手当

区 分	20 年 勤 続 の 者 (月分)	25 年 勤 続 の 者 (月分)	35 年 勤 続 の 者 (月分)	最 高 限 度 (月分)	そ の 他 の 加 算 措 置 等	備 考
支 給 率 等	24. 586875	33. 27075	47. 709	47. 709	定年前早期退職 特 例 措 置	
国 の 制 度 (支 給 率 等)	24. 586875	33. 27075	47. 709	47. 709	定年前早期退職 特 例 措 置	

キ 特殊勤務手当

区 分	全 職 員	行 政 職	技能労務職	教 育 職	医 療 職
給 料 総 額 に 対 す る 比 率 (%)	0.3	0.3	0.5	0.0	15.8
支 給 対 象 職 員 の 比 率 (%) (令 和 6 年 11 月 1 日 現 在)	14.3	13.1	34.5	0.0	100.0
代 表 的 な 特 殊 勤 務 手 当 の 名 称	不快業務従事職員の手当 社会福祉職員の手当 税務職員及び税外収入徴収事務従事職員の手当				

ク そ の 他 の 手 当

区 分	国 の 制 度 と の 異 同	差 異 の 内 容	
		本 市	国
扶 養 手 当	同		
住 居 手 当	異	1 借家・借間 (1) 基礎控除額 9,500円 (2) 全額支給限度額 11,000円 (3) 1/2加算限度額 17,000円	1 借家・借間 (1) 基礎控除額 16,000円 (2) 全額支給限度額 11,000円 (3) 1/2加算限度額 17,000円
通 勤 手 当	異	1 支給対象者 片道2km以上の通勤者 2 交通機関利用者 実費支給、ただし50,000円を超える場合は 50,000円にその超える額の1/2の額を加算 した額 3 交通用具使用者 通勤距離等に応じ支給 支給限度額 37,000円	1 支給対象者 片道2km以上の通勤者 2 交通機関利用者 実費支給、ただし支給限度額 55,000円 3 交通用具使用者 通勤距離等に応じ支給 支給限度額 31,600円

債務負担行為調書

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額
の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(追加)

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	市 債	そ の 他	
運営業務委託料（令和6年度分）	383,720			令和6年度 令和7年度	383,720				383,720
設備保守管理業務委託料（その1）（令和6年度分）	49,435			令和6年度 令和7年度	49,435			937	48,498
設備保守管理業務委託料（その2）（令和6年度分）	4,517			令和6年度 令和9年度	4,517				4,517
機械警備業務委託料（その1）（令和6年度分）	2,659			令和6年度 令和7年度	2,659	399		2,021	239
機械警備業務委託料（その2）（令和6年度分）	1,100			令和6年度 令和11年度	1,100				1,100
受付案内業務委託料（令和6年度分）	42,697			令和6年度 令和7年度	42,697				42,697
キャッシュレス・POSレジサービス使用料（令和6年度分）	2,376			令和6年度 令和8年度	2,376				2,376
議会だより印刷製本費（令和6年度分）	12,930			令和6年度 令和7年度	12,930				12,930
議会システムライブ配信等環境整備業務委託料	1,779			令和6年度 令和7年度	1,779				1,779

一般会計

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	市 債	そ の 他	
庁舎一般廃棄物収集運搬業務委託料（令和6年度分）	8,360			令和6年度 令和7年度	8,360				8,360
庁舎産業廃棄物収集運搬等業務委託料（令和6年度分）	868			令和6年度 令和7年度	868				868
職員メンタルヘルス対策業務委託料（令和6年度分）	8,455			令和6年度 令和7年度	8,455				8,455
こおりやま広域圏移住体験ツアー業務委託料（令和6年度分）	9,438			令和6年度 令和7年度	9,438				9,438
公共施設案内予約システム等使用料（令和6年度分）	6,383			令和6年度 令和7年度	6,383				6,383
L G W A N 対応テキスト生成 A I サービス使用料（令和6年度分）	5,729			令和6年度 令和7年度	5,729				5,729
情報システム運営業務委託料（令和6年度分）	309,611			令和6年度 令和7年度	309,611				309,611
ガバメントクラウド接続用庁内ネットワーク設定変更業務委託料（標準化）	1,372			令和6年度 令和7年度	1,372			1,372	
第五次 L G W A N 等接続用ファイアウォール賃借料（標準化）	8,960			令和6年度 令和12年度	8,960				8,960
内部事務系システム用データセンター使用料（令和6年度分）	30,969			令和6年度 令和9年度	30,969				30,969
広報こおりやま印刷製本費（令和6年度分）	117,752			令和6年度 令和7年度	117,752				117,752

一般会計

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	市 債	そ の 他	
文書管理・財務会計システム 再構築事業（令和６年度分）	152,044			令和 6年度 令和 9年度	152,044				152,044
文書管理・財務会計システム 業務委託料（令和６年度分）	2,654			令和 6年度 令和 7年度	2,654				2,654
電子入札システム運営事業 （令和６年度分）	25,253			令和 6年度 令和 7年度	25,253			6,090	19,163
市民公益活動総合補償保険制 度保険料（令和６年度分）	4,000			令和 6年度 令和 7年度	4,000				4,000
市民税等データ入力業務委託 料（令和６年度分）	6,231			令和 6年度 令和 7年度	6,231				6,231
地方税ポータルシステム使用 料（令和６年度分）	14,784			令和 6年度 令和 7年度	14,784				14,784
車両継続検査実施可否判断シ ステム使用料（令和６年度 分）	1,980			令和 6年度 令和 7年度	1,980				1,980
固定資産税データ入力業務委 託料（令和６年度分）	6,930			令和 6年度 令和 7年度	6,930				6,930
被災者生活再建支援システム 使用料（令和６年度分）	4,092			令和 6年度 令和 7年度	4,092				4,092
火葬申請書等デジタル化業務 委託料（令和６年度分）	9,724			令和 6年度 令和 7年度	9,724				9,724
住民異動情報等入力業務委託 料（令和６年度分）	26,618			令和 6年度 令和 7年度	26,618			26,618	

一般会計

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	市 債	そ の 他	
マイナンバーカード交付申請等業務委託料（令和6年度分）	103,479			令和6年度 令和7年度	103,479	103,479			
保健福祉情報システム業務委託料（令和6年度分）	32,872			令和6年度 令和7年度	32,872				32,872
国民年金システム業務委託料（令和6年度分）	2,672			令和6年度 令和7年度	2,672	2,672			
地域包括支援センター業務委託料（令和6年度分）	369,695			令和6年度 令和7年度	369,695	213,500		85,030	71,165
第60回郡山市こどもまつり負担金	8,000			令和6年度 令和7年度	8,000				8,000
行徳小児童クラブ貸切バス運行業務委託料（令和6年度分）	6,537			令和6年度 令和7年度	6,537	356			6,181
保育の質向上研修実施業務委託料（令和6年度分）	4,741			令和6年度 令和7年度	4,741	2,370			2,371
公立保育所調理業務委託料（令和6年度分）	102,951			令和6年度 令和9年度	102,951				102,951
特定教育・保育施設等給付費申請システムサービス使用料（令和6年度分）	93			令和6年度 令和8年度	93				93
大気常時監視測定機器保守管理業務委託料（令和6年度分）	11,745			令和6年度 令和7年度	11,745				11,745
大気常時監視システム賃借料（令和6年度分）	4,238			令和6年度 令和7年度	4,238				4,238

一般会計

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	市 債	そ の 他	
一般廃棄物収集運搬業務委託料（令和6年度分）	997,810			令和6年度 令和7年度	997,810				997,810
要援護者ごみ戸別収集業務委託料（令和6年度分）	32,000			令和6年度 令和7年度	32,000				32,000
学生Uターン・地元雇用促進事業負担金（令和6年度分）	5,225			令和6年度 令和7年度	5,225				5,225
ため池監視システム使用料（令和6年度分）	1,694			令和6年度 令和7年度	1,694				1,694
創業・事業承継支援情報発信業務委託料（令和6年度分）	1,930			令和6年度 令和7年度	1,930				1,930
農福商工連携推進ウェブサイト運営管理業務委託料（令和6年度分）	990			令和6年度 令和7年度	990				990
特定計量器定期検査等業務委託料（令和6年度分）	15,167			令和6年度 令和7年度	15,167			2,471	12,696
サマーフェスタ IN KORIYAMA 2025負担金	15,000			令和6年度 令和7年度	15,000				15,000
第61回郡山うねめまつり負担金	26,500			令和6年度 令和7年度	26,500				26,500
観光地仮設トイレ賃借料（令和6年度分）	392			令和6年度 令和7年度	392				392
道路維持補修業務委託料（令和6年度分）	210,000			令和6年度 令和7年度	210,000				210,000

一般会計

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	市 債	そ の 他	
道路維持補修工事（令和 6 年度分）	46,000			令和 6年度 令和 7年度	46,000				46,000
幹線道路舗装修繕工事（令和 6 年度分）	230,000			令和 6年度 令和 7年度	230,000		230,000		
水路側溝整備測量設計業務委託料（令和 6 年度分）	38,000			令和 6年度 令和 7年度	38,000		38,000		
水路側溝整備工事（令和 6 年度分）	192,000			令和 6年度 令和 7年度	192,000		192,000		
デマンド型乗合タクシー運行業務委託料（令和 6 年度分）	31,032			令和 6年度 令和 7年度	31,032				31,032
住宅システム保守管理業務委託料（令和 6 年度分）	3,777			令和 6年度 令和 7年度	3,777			3,777	
防災情報伝達システム運営事業（令和 6 年度分）	16,396			令和 6年度 令和 7年度	16,396				16,396
総合防災支援情報収集事業（令和 6 年度分）	7,502			令和 6年度 令和 7年度	7,502				7,502
小学校教師用指導書等整備事業（令和 6 年度分）	2,916			令和 6年度 令和 7年度	2,916				2,916
中学校教師用指導書等整備事業（令和 6 年度分）	83,530			令和 6年度 令和 7年度	83,530				83,530
中学校指導者用デジタル教科書整備事業（令和 6 年度分）	6,950			令和 6年度 令和 7年度	6,950				6,950

一般会計

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
		期 間	金 額	期 間	金 額	国県支出金	市 債	そ の 他	
学校用務員業務委託料（令和6年度分）	4,570			令和6年度 令和7年度	4,570				4,570
スクールバス運行業務委託料（令和6年度分）	95,377			令和6年度 令和7年度	95,377				95,377
学校給食調理業務委託料（令和6年度分）	12,064			令和6年度 令和8年度	12,064				12,064
G I G Aスクール運営支援センター等業務委託料（令和6年度分）	45,260			令和6年度 令和7年度	45,260				45,260
トップスポーツ魅力発信業務委託料	8,894			令和6年度 令和7年度	8,894			8,894	

一般会計

(変更)

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	市 債	そ の 他	
放課後児童クラブ指定管理料（令和7年度開設分）	補正前			令和6年度 令和8年度	28,418千円に 障がい児童加 配職員及びキ ャリアアップ 処遇改善対象 職員の変動に より生じた額 を加算した額	15,616千円 に左記で加 算した額に 国県各補助 割合を乗じ た額を加算 した額			当該年度以 降の支出予 定額から左 記特定財源 を除いた額
	補正後			令和6年度 令和8年度	66,869千円に 障がい児童加 配職員及びキ ャリアアップ 処遇改善対象 職員の変動に より生じた額 を加算した額	38,460千円 に左記で加 算した額に 国県各補助 割合を乗じ た額を加算 した額			当該年度以 降の支出予 定額から左 記特定財源 を除いた額

一般会計

(廃止)

(単位 千円)

事 項		限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
							国県支出金	市 債	そ の 他	
税総合システム再構築事業（標準化）	補正前	1,166,340			令和 6年度 令和12年度	1,166,340			402,446	763,894
	補正後	—			—	—			—	—
固定資産評価システム改修業務委託料	補正前	15,906			令和 6年度 令和 7年度	15,906			9,900	6,006
	補正後	—			—	—			—	—
家屋評価・家屋調査表管理システム再構築事業	補正前	7,511			令和 6年度 令和12年度	7,511				7,511
	補正後	—			—	—				—
滞納管理システム再構築事業（標準化）	補正前	117,254			令和 6年度 令和12年度	117,254			83,154	34,100
	補正後	—			—	—			—	—
障害者自立支援システム再構築事業（標準化）	補正前	188,518			令和 6年度 令和12年度	188,518			33,638	154,880
	補正後	—			—	—			—	—

一般会計

地方債調書

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における
現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	前々年度末 現 在 高	前 年 度 末 現在高見込額	当 該 年 度 中 増 減 見 込 み				当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額	
			当 該 年 度 中 起 債 見 込 額		当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額			
1 普 通 債	35,727,814	44,793,931	補正前の額	10,391,100	3,373,072	補正前の額	51,811,959	
			補 正 額	496,400		補 正 額	496,400	
			補正後の額	10,887,500		補正後の額	52,308,359	
(9) 教育	12,809,956	17,341,735	補正前の額	3,311,200	912,721	補正前の額	19,740,214	
			補 正 額	496,400		補 正 額	496,400	
			補正後の額	3,807,600		補正後の額	20,236,614	
3 そ の 他	47,809,334	45,027,081	867,500		補正前の額	4,055,398	補正前の額	41,839,183
					補 正 額	876	補 正 額	△ 876
					補正後の額	4,056,274	補正後の額	41,838,307
(2) 臨時財政対策	46,630,595	43,978,152	867,500		補正前の額	3,910,537	補正前の額	40,935,115
					補 正 額	876	補 正 額	△ 876
					補正後の額	3,911,413	補正後の額	40,934,239
合 計	88,370,421	95,033,873	補正前の額	11,359,800	補正前の額	7,471,828	補正前の額	98,921,845
			補 正 額	496,400	補 正 額	876	補 正 額	495,524
			補正後の額	11,856,200	補正後の額	7,472,704	補正後の額	99,417,369

一般会計

令和6年度郡山市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

令和6年度郡山市の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3,099千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28,714,351千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

令和6年11月29日提出

郡山市長 品 川 萬 里

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
5 繰入金		3,231,083	△3,099	3,227,984
	1 他会計繰入金	2,972,671	△3,099	2,969,572
歳 入	合 計	28,717,450	△3,099	28,714,351

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総務費		652,962	△3,099	649,863
	1 総務管理費	576,441	△3,157	573,284
	4 税適正賦課及び収納率向上特別対策事業費	48,961	58	49,019
歳 出	合 計	28,717,450	△3,099	28,714,351

第 2 表 債務負担行為補正
(追加)

事 項	期 間	限 度 額
国民健康保険システム業務委託料 (令和 6 年度分)	令和 6 年度から 令和 7 年度まで	千円 35,128

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳 入)

(単位 千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 国民健康保険税	4,848,613	0	4,848,613
2 国庫支出金	5,511	0	5,511
3 県支出金	20,042,896	0	20,042,896
4 財産収入	164	0	164
5 繰入金	3,231,083	△3,099	3,227,984
6 繰越金	502,562	0	502,562
7 諸収入	86,621	0	86,621
歳 入 合 計	28,717,450	△3,099	28,714,351

(歳 出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 総務費	652,962	△3,099	649,863			△3,099	
2 保険給付費	19,940,632	0	19,940,632				
3 国民健康保険事業費納付金	6,982,549	0	6,982,549				
4 保健事業費	384,184	0	384,184				
5 基金積立金	502,728	0	502,728				
6 諸支出金	54,189	0	54,189				
7 予備費	200,206	0	200,206				
歳出合計	28,717,450	△3,099	28,714,351			△3,099	

2 歳入
(款) 5 繰入金

(項) 1 他会計繰入金 (単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	2,972,671	△ 3,099	2,969,572	3 職員給与費等繰入金	△ 3,099	職員給与費等繰入金 △ 3,099
計	2,972,671	△ 3,099	2,969,572			

3 歳出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 一般管理費	553,482	△3,157	550,325	特定財源	2 給料	△1,147	◎職員給与費 △3,157
				その他	3 職員手当等	△794	
					4 共済費	△1,216	
				特定財源の内訳 (他) 職員給与費等繰入金			
計	576,441	△3,157	573,284	特定財源 その他			

(款) 1 総務費

(項) 4 税適正賦課及び収納率向上特別対策事業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 税適正賦課 及び収納率 向上特別対 策事業費	48,961	58	49,019	特定財源	8 旅費	58	◎職員給与費 58
				その他			
				特定財源の内訳 (他) 職員給与費等繰入金			
計	48,961	58	49,019	特定財源 その他			

国民健康保険特別会計

給 与 費 明 細 書

1 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(41) 44	44,797	175,566	125,927	346,290	73,254	419,544	
補 正 前	(41) 44	44,797	176,713	126,721	348,231	74,470	422,701	
比 較	(0) 0	0	△ 1,147	△ 794	△ 1,941	△ 1,216	△ 3,157	

() 内は、短時間勤務職員（外書き）

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	休 日 給 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)
	補 正 後	4,729	2,945	4,574	1,102	23,279		
	補 正 前	4,284	3,455	4,271	1,102	23,279		
	比 較	445	△ 510	303	0	0		
	区 分	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	特 地 勤 務 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	給 料 の 特 別 調 整 額 (千円)	初 任 給 調 整 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)
	補 正 後	47,745	38,038			3,419		
	補 正 前	48,190	38,625			3,419		
	比 較	△ 445	△ 587			0		
	区 分	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	災 害 派 遣 手 当 (千円)	特 定 任 期 付 職 員 業 績 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)		
	補 正 後	96						
	補 正 前	96						
	比 較	0						

ア 会計年度任用職員以外の職員（再掲）

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	() 44		175,566	109,731	285,297	62,454	347,751	
補 正 前	() 44		176,713	110,525	287,238	63,670	350,908	
比 較	() 0		△ 1,147	△ 794	△ 1,941	△ 1,216	△ 3,157	

() 内は、短時間勤務職員（外書き）

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	休 日 給 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)
	補 正 後	4,729	2,945	4,574	1,102	23,279		
	補 正 前	4,284	3,455	4,271	1,102	23,279		
	比 較	445	△ 510	303	0	0		
	区 分	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	特 地 勤 務 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	給 料 の 特 別 調 整 額 (千円)	初 任 給 調 整 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)
	補 正 後	38,828	30,759			3,419		
	補 正 前	39,273	31,346			3,419		
	比 較	△ 445	△ 587			0		
	区 分	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	災 害 派 遣 手 当 (千円)	特 定 任 期 付 職 員 業 績 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)		
	補 正 後	96						
	補 正 前	96						
	比 較	0						

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明 (千円)	備 考
給 料	△ 1,147	給与改定に伴う増減分		
		そ の 他 の 増 減 分	△ 1,147	
職 員 手 当	△ 794	制度改正に伴う増減分		
		そ の 他 の 増 減 分	△ 794	

(3) 給料及び職員手当の状況 (会計年度任用職員を除く)

ア 職員1人当たり給与

区 分	行 政 職
令 和 6 年 11月1日現在	平 均 給 料 月 額 (円) 320,240
	平 均 給 与 月 額 (円) 380,011
	平 均 年 齢 (歳) 42.09
令 和 6 年 1月1日現在	平 均 給 料 月 額 (円) 331,575
	平 均 給 与 月 額 (円) 402,278
	平 均 年 齢 (歳) 42.08

イ 級 別 職 員 数

区 分	行 政 職		
	級	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)
令和 6 年 11 月 1 日 現 在	1 級	() 4	() 8.9
	2 級	() 4	() 8.9
	3 級	() 15	() 33.3
	4 級	() 17	() 37.8
	5 級	() 3	() 6.7
	6 級	() 2	() 4.4
	7 級	()	()
	8 級	()	()
	計	() 45	() 100.0
令和 6 年 1 月 1 日 現 在	1 級	() 3	() 6.8
	2 級	() 8	() 18.2
	3 級	() 9	() 20.5
	4 級	() 19	() 43.2
	5 級	() 3	() 6.8
	6 級	() 2	() 4.5
	7 級	()	()
	8 級	()	()
	計	() 44	() 100.0

() 内は、短時間勤務職員（外書き）

ウ 昇 給

区 分		行 政 職
補 正 後	職 員 数 (A) (人)	44
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)	38
	号 給 数 別 内 訳	1 号 給 (人)
		2 号 給 (人)
		3 号 給 (人)
		4 号 給 (人)
		5 号 給 (人)
		6 号 給 (人)
		7 号 給 (人)
		8 号 給 (人)
	比 率 (B) / (A) (%)	86.4
補 正 前	職 員 数 (A) (人)	44
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)	38
	号 給 数 別 内 訳	1 号 給 (人)
		2 号 給 (人)
		3 号 給 (人)
		4 号 給 (人)
		5 号 給 (人)
		6 号 給 (人)
		7 号 給 (人)
		8 号 給 (人)
	比 率 (B) / (A) (%)	86.4

工 特 殊 勤 務 手 当

区 分	行 政 職
給 料 総 額 に 対 す る 比 率 (%)	0.6
支 給 対 象 職 員 の 比 率 (%) (令和6年11月1日現在)	48.9
代 表 的 な 特 殊 勤 務 手 当 の 名 称	税務職員及び税外 収入徴収事務従事 職員の手当

債務負担行為調書

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額
の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(追加)										(単位 千円)	
事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳					
						特 定 財 源			一 般 財 源		
		期 間	金 額	期 間	金 額	国 県 支 出 金	市 債	そ の 他			
国民健康保険システム業務委託料 (令和6年度分)	35,128			令和6年度 令和7年度	35,128			35,128			

令和6年度郡山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

令和6年度郡山市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,822千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,191,839千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年11月29日提出

郡山市長 品 川 萬 里

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 繰入金		927,227	1,822	929,049
	1 他会計繰入金	927,227	1,822	929,049
歳 入	合 計	4,190,017	1,822	4,191,839

後期高齢者医療特別会計

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総務費		117,538	1,822	119,360
	1 総務管理費	100,544	1,822	102,366
歳 出	合 計	4,190,017	1,822	4,191,839

後期高齢者医療特別会計

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳 入)

(単位 千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 保険料	3, 225, 634	0	3, 225, 634
2 繰入金	927, 227	1, 822	929, 049
3 繰越金	8, 845	0	8, 845
4 諸収入	28, 311	0	28, 311
歳 入 合 計	4, 190, 017	1, 822	4, 191, 839

(歳出)

(単位 千円)

[illegible]

2 歳入
(款) 2 繰入金

(項) 1 他会計繰入金 (単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	927,227	1,822	929,049	2 職員給与費等繰入金	1,822	職員給与費等繰入金 1,822
計	927,227	1,822	929,049			

3 歳出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 一般管理費	100,544	1,822	102,366	特定財源	2 給料	650	◎職員給与費 1,822
				その他	3 職員手当等	944	
					4 共済費	228	
				特定財源の内訳 (他) 職員給与費等繰入金			
計	100,544	1,822	102,366	特定財源 その他			

後期高齢者医療特別会計

給 与 費 明 細 書

1 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(16) 9	6,265	35,576	28,046	69,887	14,415	84,302	
補 正 前	(16) 9	6,265	34,926	27,102	68,293	14,187	82,480	
比 較	(0) 0	0	650	944	1,594	228	1,822	

() 内は、短時間勤務職員（外書き）

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	休 日 給 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)
	補 正 後	918	737	720		8,807	252	
	補 正 前	738	519	876		8,807	252	
	比 較	180	218	△ 156		0	0	
	区 分	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	特 地 勤 務 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	給 料 の 特 別 調 整 額 (千円)	初 任 給 調 整 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)
	補 正 後	9,230	7,382					
	補 正 前	8,827	7,083					
	比 較	403	299					
	区 分	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	災 害 派 遣 手 当 (千円)	特 定 任 期 付 職 員 業 績 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)		
	補 正 後							
	補 正 前							
	比 較							

後期高齢者医療特別会計

ア 会計年度任用職員以外の職員（再掲）

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	() 9		35,576	25,719	61,295	12,885	74,180	
補 正 前	() 9		34,926	24,775	59,701	12,657	72,358	
比 較	() 0		650	944	1,594	228	1,822	

() 内は、短時間勤務職員（外書き）

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	休 日 給 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)
	補 正 後	918	737	720		8,807	252	
	補 正 前	738	519	876		8,807	252	
	比 較	180	218	△ 156		0	0	
	区 分	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	特 地 勤 務 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	給 料 の 特 別 調 整 額 (千円)	初 任 給 調 整 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)
	補 正 後	7,949	6,336					
	補 正 前	7,546	6,037					
	比 較	403	299					
	区 分	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	災 害 派 遣 手 当 (千円)	特 定 任 期 付 職 員 業 績 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)		
	補 正 後							
	補 正 前							
	比 較							

後期高齢者医療特別会計

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明 (千円)	備 考
給 料	650	給与改定に伴う増減分		
		そ の 他 の 増 減 分	650	
職 員 手 当	944	制度改正に伴う増減分		
		そ の 他 の 増 減 分	944	

(3) 給料及び職員手当の状況 (会計年度任用職員を除く)

ア 職員1人当たり給与

区 分	行 政 職
令 和 6 年 11 月 1 日 現 在	平 均 給 料 月 額 (円) 329,400
	平 均 給 与 月 額 (円) 411,475
	平 均 年 齢 (歳) 42.06
令 和 6 年 1 月 1 日 現 在	平 均 給 料 月 額 (円) 332,433
	平 均 給 与 月 額 (円) 425,703
	平 均 年 齢 (歳) 42.07

イ 級 別 職 員 数

区 分	行 政 職		
	級	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)
令 和 6 年 11 月 1 日 現 在	1 級	() 1	() 11.1
	2 級	() 1	() 11.1
	3 級	() 3	() 33.3
	4 級	() 4	() 44.5
	5 級	()	()
	6 級	()	()
	7 級	()	()
	8 級	()	()
	計	() 9	() 100.0
令 和 6 年 1 月 1 日 現 在	1 級	() 1	() 11.2
	2 級	()	()
	3 級	() 4	() 44.4
	4 級	() 4	() 44.4
	5 級	()	()
	6 級	()	()
	7 級	()	()
	8 級	()	()
	計	() 9	() 100.0

() 内は、短時間勤務職員（外書き）

ウ 昇 給

区 分		行 政 職
補 正 後	職 員 数 (A) (人)	9
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)	9
	号 給 数 別 内 訳	1 号 給 (人)
		2 号 給 (人)
		3 号 給 (人)
		4 号 給 (人)
		5 号 給 (人)
		6 号 給 (人)
		7 号 給 (人)
		8 号 給 (人)
	比 率 (B) / (A) (%)	100.0
補 正 前	職 員 数 (A) (人)	9
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)	9
	号 給 数 別 内 訳	1 号 給 (人)
		2 号 給 (人)
		3 号 給 (人)
		4 号 給 (人)
		5 号 給 (人)
		6 号 給 (人)
		7 号 給 (人)
		8 号 給 (人)
	比 率 (B) / (A) (%)	100.0

令和6年度郡山市介護保険特別会計補正予算（第3号）

令和6年度郡山市の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ86,867千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28,627,443千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加及び廃止は、「第2表債務負担行為補正」による。

令和6年11月29日提出

郡山市長 品 川 萬 里

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 国庫支出金		5,926,903	29,149	5,956,052
	1 国庫負担金	4,642,105	24,060	4,666,165
	2 国庫補助金	1,284,798	5,089	1,289,887
3 支払基金交付金		7,138,521	33,831	7,172,352
	1 支払基金交付金	7,138,521	33,831	7,172,352
4 県支出金		3,835,295	17,009	3,852,304
	1 県負担金	3,680,777	16,662	3,697,439
	2 県補助金	154,518	347	154,865
6 繰入金		4,413,265	6,878	4,420,143
	1 一般会計繰入金	4,397,974	△24,224	4,373,750
	2 基金繰入金	15,291	31,102	46,393
歳 入	合 計	28,540,576	86,867	28,627,443

介護保険特別会計

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総務費		755,961	△40,233	715,728
	1 総務管理費	418,264	△40,233	378,031
2 保険給付費		25,555,752	125,300	25,681,052
	1 介護サービス等諸費	24,253,914	63,000	24,316,914
	2 高額介護サービス等費	628,783	40,000	668,783
	3 特定入所者介護サービス等費	648,316	20,000	668,316
	4 その他の諸費	24,739	2,300	27,039
3 地域支援事業費		1,112,377	1,800	1,114,177
	1 地域支援事業費	1,108,920	1,800	1,110,720
歳 出	合 計	28,540,576	86,867	28,627,443

介護保険特別会計

第 2 表 債務負担行為補正
(追加)

事 項	期 間	限 度 額
地域包括支援センター業務委託料 (令和 6 年度分)	令和 6 年度から 令和 7 年度まで	千円 80,706

(廃止)

事 項	補 正 前		補 正 後		備 考
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額	
介護保険システム再構築事業（標準化）	令和 6 年度から 令和12年度まで	435,601千円	—	—	事業実施工程の見直しの ため。

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳 入)

(単位 千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 保険料	6,430,524	0	6,430,524
2 国庫支出金	5,926,903	29,149	5,956,052
3 支払基金交付金	7,138,521	33,831	7,172,352
4 県支出金	3,835,295	17,009	3,852,304
5 財産収入	425	0	425
6 繰入金	4,413,265	6,878	4,420,143
7 繰越金	795,040	0	795,040
8 諸収入	603	0	603
歳 入 合 計	28,540,576	86,867	28,627,443

(歳 出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 総務費	755,961	△40,233	715,728			△40,233	
2 保険給付費	25,555,752	125,300	25,681,052	45,118		80,182	
3 地域支援事業費	1,112,377	1,800	1,114,177	1,040		760	
4 基金積立金	690,104	0	690,104				
5 諸支出金	392,037	0	392,037				
6 予備費	34,345	0	34,345				
歳出合計	28,540,576	86,867	28,627,443	46,158		40,709	

介護保険特別会計

2 歳入

(款) 2 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 介護給付費負担金	4,642,105	24,060	4,666,165	1 現年度分介護給付費負担金	24,060	現年度分介護給付費国庫負担金 24,060
計	4,642,105	24,060	4,666,165			

(款) 2 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 調整交付金	930,701	4,396	935,097	1 現年度分調整交付金	4,396	現年度分調整交付金 4,396
2 地域支援事業交付金	264,992	693	265,685	2 現年度分包括的支援事業・任意事業交付金	693	現年度分包括的支援事業・任意事業交付金 693
計	1,284,798	5,089	1,289,887			

介護保険特別会計

(款) 3 支払基金交付金

(項) 1 支払基金交付金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 介護給付費交付金	6,900,053	33,831	6,933,884	1 現年度分介護給付費交付金	33,831	現年度分介護給付費交付金 33,831
計	7,138,521	33,831	7,172,352			

(款) 4 県支出金

(項) 1 県負担金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 介護給付費負担金	3,680,777	16,662	3,697,439	1 現年度分介護給付費負担金	16,662	現年度分介護給付費県負担金 16,662
計	3,680,777	16,662	3,697,439			

介護保険特別会計

(款) 4 県支出金

(項) 2 県補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 地域支援事業交付金	154,518	347	154,865	2 現年度分包括的支援事業・任意事業交付金	347	現年度分包括的支援事業・任意事業県交付金 347
計	154,518	347	154,865			

(款) 6 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 介護給付費繰入金	3,194,469	15,662	3,210,131	1 現年度分介護給付費繰入金	15,662	現年度分介護給付費繰入金 15,662
2 地域支援事業繰入金	154,518	347	154,865	2 現年度分包括的支援事業・任意事業繰入金	347	現年度分包括的支援事業・任意事業繰入金 347
3 その他一般会計繰入金	1,048,987	△ 40,233	1,008,754	1 職員給与費等繰入金	△ 40,233	職員給与費等繰入金 △ 40,233
計	4,397,974	△ 24,224	4,373,750			

介護保険特別会計

(款) 6 繰入金

(項) 2 基金繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 介護保険給付費準備基金繰入金	15,291	31,102	46,393	1 介護保険給付費準備基金繰入金	31,102	介護保険給付費準備基金繰入金 31,102
計	15,291	31,102	46,393			

介護保険特別会計

3 歳出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 一般管理費	418,264	△40,233	378,031	特定財源	2 給料	△20,714	◎職員給与費 △40,233
				その他	3 職員手当等	△12,922	
					4 共済費	△6,597	
				特定財源の内訳 (他) 職員給与費等繰入金			
計	418,264	△40,233	378,031	特定財源 その他			

(款) 2 保険給付費

(項) 1 介護サービス等諸費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
2 介護予防サービス諸費	586,379	63,000	649,379	特定財源	18 負担金補助 及び交付金	63,000	◎介護予防サービス給 付費 40,000
				国・県			◎地域密着型介護予防 サービス給付費 15,000
				その他			◎介護予防サービス計 画給付費 8,000
				特定財源の内訳			
				(国) 現年度分介護給付費国庫負担金			
				(国) 現年度分調整交付金			
				(県) 現年度分介護給付費県負担金			
				(他) 現年度分介護給付費交付金			

介護保険特別会計

(款) 2 保険給付費

(項) 1 介護サービス等諸費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
2 介護予防サービス諸費	(他) 現年度分介護給付費繰入金						
	(他) 介護保険給付費準備基金繰入金						
計	24,253,914	63,000	24,316,914	特定財源			
				国・県			
				その他			

(款) 2 保険給付費

(項) 2 高額介護サービス等費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 高額介護サービス費	628,783	40,000	668,783	特定財源	18 負担金補助及び交付金	40,000	◎高額介護サービス費 40,000
				国・県			
				その他			
	特定財源の内訳						
	(国) 現年度分介護給付費国庫負担金						
	(国) 現年度分調整交付金						
	(県) 現年度分介護給付費県負担金						
	(他) 現年度分介護給付費交付金						
	(他) 現年度分介護給付費繰入金						
	(他) 介護保険給付費準備基金繰入金						

介護保険特別会計

(款) 2 保険給付費

(項) 2 高額介護サービス等費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
計	628,783	40,000	668,783	特定財源 40,000 国・県 14,404 その他 25,596			

(款) 2 保険給付費

(項) 3 特定入所者介護サービス等費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 特定入所者 介護サービス 費	648,316	20,000	668,316	特定財源 20,000 国・県 7,202 その他 12,798	18 負担金補助 及び交付金	20,000	◎特定入所者介護サー ビス費 20,000
特定財源の内訳							
(国) 現年度分介護給付費国庫負担金				3,000			
(国) 現年度分調整交付金				702			
(県) 現年度分介護給付費県負担金				3,500			
(他) 現年度分介護給付費交付金				5,400			
(他) 現年度分介護給付費繰入金				2,500			
(他) 介護保険給付費準備基金繰入金				4,898			

介護保険特別会計

(款) 2 保険給付費

(項) 3 特定入所者介護サービス等費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
計	648,316	20,000	668,316	特定財源 20,000 国・県 7,202 その他 12,798			

(款) 2 保険給付費

(項) 4 その他の諸費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 審査支払手数料	24,739	2,300	27,039	特定財源 2,300 国・県 827 その他 1,473	11 役務費	2,300	◎介護給付費審査支払手数料 2,300
特定財源の内訳							
(国) 現年度分介護給付費国庫負担金				460			
(国) 現年度分調整交付金				80			
(県) 現年度分介護給付費県負担金				287			
(他) 現年度分介護給付費交付金				621			
(他) 現年度分介護給付費繰入金				287			
(他) 介護保険給付費準備基金繰入金				565			

介護保険特別会計

(款) 2 保険給付費

(項) 4 その他の諸費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
計	24,739	2,300	27,039	特定財源 2,300 国・県 827 その他 1,473			

(款) 3 地域支援事業費

(項) 1 地域支援事業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
3 包括的支援事業・任意事業費	231,530	1,800	233,330	特定財源 1,800 国・県 1,040 その他 760	12 委託料	1,800	◎任意事業費 1,800 ○配食サービス活用 事業費★ 1,800
	特定財源の内訳						
	(国) 現年度分包括的支援事業・任意事業交付金			693			
	(県) 現年度分包括的支援事業・任意事業県交付金			347			
	(他) 現年度分包括的支援事業・任意事業繰入金			347			
計	(他) 介護保険給付費準備基金繰入金			413			
	1,108,920	1,800	1,110,720	特定財源 1,800 国・県 1,040 その他 760			

介護保険特別会計

給 与 費 明 細 書

1 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(29) 36	42,785	135,012	104,834	282,631	57,746	340,377	
補 正 前	(29) 40	42,785	155,726	117,756	316,267	64,343	380,610	
比 較	(0) △ 4	0	△ 20,714	△ 12,922	△ 33,636	△ 6,597	△ 40,233	

() 内は、短時間勤務職員（外書き）

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	休 日 給 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)
	補 正 後	2,526	1,937	3,048	30	27,013		
	補 正 前	2,850	2,569	3,434	30	28,723		
	比 較	△ 324	△ 632	△ 386	0	△ 1,710		
	区 分	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	特 地 勤 務 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	給 料 の 特 別 調 整 額 (千円)	初 任 給 調 整 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)
	補 正 後	37,836	30,345			2,006		
	補 正 前	42,582	34,286			3,189		
	比 較	△ 4,746	△ 3,941			△ 1,183		
	区 分	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	災 害 派 遣 手 当 (千円)	特 定 任 期 付 職 員 業 績 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)		
	補 正 後	93						
	補 正 前	93						
	比 較	0						

ア 会計年度任用職員以外の職員（再掲）

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	() 36		135,012	89,297	224,309	47,340	271,649	
補 正 前	() 40		155,726	102,219	257,945	53,937	311,882	
比 較	() △ 4		△ 20,714	△ 12,922	△ 33,636	△ 6,597	△ 40,233	

() 内は、短時間勤務職員（外書き）

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	休 日 給 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)
	補 正 後	2,526	1,937	3,048	30	27,013		
	補 正 前	2,850	2,569	3,434	30	28,723		
	比 較	△ 324	△ 632	△ 386	0	△ 1,710		
	区 分	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	特 地 勤 務 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	給 料 の 特 別 調整額 (千円)	初 任 給 調 整 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)
	補 正 後	29,282	23,362			2,006		
	補 正 前	34,028	27,303			3,189		
	比 較	△ 4,746	△ 3,941			△ 1,183		
	区 分	管 理 職 員 特 別 勤務手当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	災 害 派 遣 手 当 (千円)	特 定 任 期 付 職 員 業績手当 (千円)	退 職 手 当 (千円)		
	補 正 後	93						
	補 正 前	93						
	比 較	0						

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明 (千円)	備 考
給 料	△ 20,714	給与改定に伴う増減分		
		そ の 他 の 増 減 分	△ 20,714	
職 員 手 当	△ 12,922	制度改正に伴う増減分		
		そ の 他 の 増 減 分	△ 12,922	

(3) 給料及び職員手当の状況 (会計年度任用職員を除く)

ア 職員1人当たり給与

区 分	行 政 職
令 和 6 年 11 月 1 日 現 在	平 均 給 料 月 額 (円) 316,233
	平 均 給 与 月 額 (円) 366,952
	平 均 年 齢 (歳) 40.00
令 和 6 年 1 月 1 日 現 在	平 均 給 料 月 額 (円) 322,088
	平 均 給 与 月 額 (円) 379,317
	平 均 年 齢 (歳) 41.10

イ 級 別 職 員 数

区 分	行 政 職		
	級	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)
令 和 6 年 11 月 1 日 現 在	1 級	() 5	() 13.9
	2 級	() 5	() 13.9
	3 級	() 11	() 30.5
	4 級	() 12	() 33.3
	5 級	() 2	() 5.6
	6 級	() 1	() 2.8
	7 級	()	()
	8 級	()	()
	計	() 36	() 100.0
令 和 6 年 1 月 1 日 現 在	1 級	() 4	() 10.0
	2 級	() 5	() 12.5
	3 級	() 15	() 37.5
	4 級	() 11	() 27.5
	5 級	() 4	() 10.0
	6 級	() 1	() 2.5
	7 級	()	()
	8 級	()	()
	計	() 40	() 100.0

() 内は、短時間勤務職員（外書き）

ウ 昇 給

区 分			行 政 職
補 正 後	職 員 数 (A) (人)		36
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)		34
	号 給 数 別 内 訳	1 号 給 (人)	1
		2 号 給 (人)	
		3 号 給 (人)	
		4 号 給 (人)	28
		5 号 給 (人)	
		6 号 給 (人)	2
		7 号 給 (人)	
		8 号 給 (人)	3
	比 率 (B) / (A) (%)		94.4
補 正 前	職 員 数 (A) (人)		40
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)		38
	号 給 数 別 内 訳	1 号 給 (人)	
		2 号 給 (人)	1
		3 号 給 (人)	
		4 号 給 (人)	31
		5 号 給 (人)	
		6 号 給 (人)	3
		7 号 給 (人)	
		8 号 給 (人)	3
	比 率 (B) / (A) (%)		95.0

エ 特殊勤務手当

区 分	行 政 職
給料総額に対する比率 (%)	0.1
支給対象職員の比率 (%) (令和6年11月1日現在)	2.8
代表的な特殊勤務手当の名称	感染症予防作業等 従事職員の手当

債務負担行為調書

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額
の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(追加) (単位 千円)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
		期 間	金 額	期 間	金 額	国県支出金	市 債	そ の 他	
地域包括支援センター業務委託料 (令和6年度分)	80,706			令和 6年度 令和 7年度	80,706	46,608		15,536	18,562

(廃止) (単位 千円)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
		期 間	金 額	期 間	金 額	国県支出金	市 債	そ の 他	
介護保険システム再構築事業 (標準化)	補正前	435,601			435,601			435,601	
	補正後	—			—			—	

令和6年度郡山市県中都市計画伊賀河原土地地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

令和6年度郡山市の県中都市計画伊賀河原土地地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ118,631千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ821,758千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

令和6年11月29日提出

郡山市長 品 川 萬 里

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 国庫支出金		197,000	△57,573	139,427
	1 国庫補助金	197,000	△57,573	139,427
3 繰入金		422,347	△9,158	413,189
	1 一般会計繰入金	422,347	△9,158	413,189
5 市債		319,800	△51,900	267,900
	1 市債	319,800	△51,900	267,900
歳 入	合 計	940,389	△118,631	821,758

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 土地区画整理事業費		854,157	△118,631	735,526
	1 土地区画整理事業費	854,157	△118,631	735,526
歳 出	合 計	940,389	△118,631	821,758

伊賀河原土地区画整理事業特別会計

第 2 表 債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
測量設計業務委託料 (令和 6 年度分)	令和 6 年度から 令和 7 年度まで	千円 8,300

第 3 表 地 方 債 補 正
(変更)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
都市計画事業	千円 319,800		%		千円 267,900		%	
合 計	319,800				267,900			

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳 入)

(単位 千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 使用料及び手数料	1,241	0	1,241
2 国庫支出金	197,000	△57,573	139,427
3 繰入金	422,347	△9,158	413,189
4 諸収入	1	0	1
5 市債	319,800	△51,900	267,900
歳 入 合 計	940,389	△118,631	821,758

(歳 出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 土地区画整理事業費	854,157	△118,631	735,526	△57,573	△51,900	△9,158	
2 公債費	86,232	0	86,232				
歳出合計	940,389	△118,631	821,758	△57,573	△51,900	△9,158	

2 歳入

(款) 2 国庫支出金

(項) 1 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 事業費国庫補助金	197,000	△ 57,573	139,427	1 土地区画整理事業費国庫補助金	△ 57,573	社会資本整備総合交付金 △ 57,573
計	197,000	△ 57,573	139,427			

(款) 3 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	422,347	△ 9,158	413,189	1 一般会計繰入金	△ 9,158	一般会計繰入金 △ 9,158
計	422,347	△ 9,158	413,189			

(款) 5 市債

(項) 1 市債

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 事業債	319,800	△ 51,900	267,900	1 土地区画整理事業債	△ 51,900	都市計画事業債 △ 51,900
計	319,800	△ 51,900	267,900			

伊賀河原土地区画整理事業特別会計

3 歳出

(款) 1 土地区画整理事業費

(項) 1 土地区画整理事業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 事業費	854, 157	△118, 631	735, 526	特定財源	△118, 631	2 給料	△2, 092	◎職員給与費	△3, 485
				国・県	△57, 573	3 職員手当等	△904	◎土地区画整理事業費	△115, 146
				市債	△51, 900	4 共済費	△489	○土地区画整理事業	
				その他	△9, 158	21 補償補填及び賠償金	△115, 146	費★	△115, 146
				特定財源の内訳					
				(国) 社会資本整備総合交付金			△57, 573		
				(市債) 都市計画事業債			△51, 900		
			(他) 一般会計繰入金	△9, 158					
計	854, 157	△118, 631	735, 526	特定財源	△118, 631				
				国・県	△57, 573				
				市債	△51, 900				
				その他	△9, 158				

伊賀河原土地区画整理事業特別会計

給 与 費 明 細 書

1 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	() 5		19,190	11,792	30,982	7,128	38,110	
補 正 前	() 5		21,282	12,696	33,978	7,617	41,595	
比 較	() 0		△ 2,092	△ 904	△ 2,996	△ 489	△ 3,485	

() 内は、短時間勤務職員（外書き）

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	休 日 給 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)
	補 正 後	918	329		1	2,650		
	補 正 前	1,098	261		1	2,650		
	比 較	△ 180	68		0	0		
	区 分	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	特 地 勤 務 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	給 料 の 特 別 調 整 額 (千円)	初 任 給 調 整 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)
	補 正 後	4,361	3,533					
	補 正 前	4,883	3,803					
	比 較	△ 522	△ 270					
	区 分	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	災 害 派 遣 手 当 (千円)	特 定 任 期 付 職 員 業 績 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)		
	補 正 後							
	補 正 前							
	比 較							

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明 (千円)	備 考
給 料	△ 2,092	給与改定に伴う増減分		
		そ の 他 の 増 減 分	△ 2,092	
職 員 手 当	△ 904	制度改正に伴う増減分		
		そ の 他 の 増 減 分	△ 904	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員 1 人当たり給与

区 分	行 政 職
令 和 6 年 11 月 1 日 現 在	平 均 給 料 月 額 (円) 319,820
	平 均 給 与 月 額 (円) 357,064
	平 均 年 齢 (歳) 45.08
令 和 6 年 1 月 1 日 現 在	平 均 給 料 月 額 (円) 351,000
	平 均 給 与 月 額 (円) 409,607
	平 均 年 齢 (歳) 44.11

イ 級 別 職 員 数

区 分	行 政 職		
	級	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)
令 和 6 年 11 月 1 日 現 在	1 級	() 1	() 20.0
	2 級	()	()
	3 級	() 1	() 20.0
	4 級	() 3	() 60.0
	5 級	()	()
	6 級	()	()
	7 級	()	()
	8 級	()	()
	計	() 5	() 100.0
令 和 6 年 1 月 1 日 現 在	1 級	()	()
	2 級	()	()
	3 級	() 2	() 40.0
	4 級	() 3	() 60.0
	5 級	()	()
	6 級	()	()
	7 級	()	()
	8 級	()	()
	計	() 5	() 100.0

() 内は、短時間勤務職員（外書き）

ウ 昇 給

区 分		行 政 職
補 正 後	職 員 数 (A) (人)	5
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)	4
	号 給 数 別 内 訳	1 号 給 (人)
		2 号 給 (人)
		3 号 給 (人)
		4 号 給 (人) 4
		5 号 給 (人)
		6 号 給 (人)
		7 号 給 (人)
		8 号 給 (人)
	比 率 (B) / (A) (%)	80.0
補 正 前	職 員 数 (A) (人)	5
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)	5
	号 給 数 別 内 訳	1 号 給 (人)
		2 号 給 (人)
		3 号 給 (人)
		4 号 給 (人) 5
		5 号 給 (人)
		6 号 給 (人)
		7 号 給 (人)
		8 号 給 (人)
	比 率 (B) / (A) (%)	100.0

工 特 殊 勤 務 手 当

区 分	行 政 職
給 料 総 額 に 対 す る 比 率 (%)	0.1
支 給 対 象 職 員 の 比 率 (%) (令和6年11月1日現在)	20.0
代 表 的 な 特 殊 勤 務 手 当 の 名 称	用地等交渉業務従事職員の手当

債務負担行為調書

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額
の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	市 債	そ の 他	
測量設計業務委託料（令和6 年度分）	8,300			令和 6年度 令和 7年度	8,300			8,300	

地方債調書

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における
現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	前々年度末 現 在 高	前 年 度 末 現在高見込額	当 該 年 度 中 増 減 見 込 み			当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額	
			当 該 年 度 中 起 債 見 込 額	当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額			
都 市 計 画 事 業 債	1,359,625	1,584,672	補正前の額	319,800	74,912	補正前の額	1,829,560
			補 正 額	△ 51,900		補 正 額	△ 51,900
			補正後の額	267,900		補正後の額	1,777,660
合 計	1,359,625	1,584,672	補正前の額	319,800	74,912	補正前の額	1,829,560
			補 正 額	△ 51,900		補 正 額	△ 51,900
			補正後の額	267,900		補正後の額	1,777,660

令和6年度郡山市県中都市計画徳定土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

令和6年度郡山市の県中都市計画徳定土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ103,270千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ452,816千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

令和6年11月29日提出

郡山市長 品 川 萬 里

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 国庫支出金		137,500	△48,325	89,175
	1 国庫補助金	137,500	△48,325	89,175
4 繰入金		261,110	△11,445	249,665
	1 一般会計繰入金	261,110	△11,445	249,665
6 市債		143,900	△43,500	100,400
	1 市債	143,900	△43,500	100,400
歳 入	合 計	556,086	△103,270	452,816

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 土地区画整理事業費		496,565	△103,270	393,295
	1 土地区画整理事業費	496,565	△103,270	393,295
歳 出	合 計	556,086	△103,270	452,816

徳定土地区画整理事業特別会計

第 2 表 債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
建築物等調査算定業務委託料 (令和 6 年度分)	令和 6 年度から 令和 7 年度まで	千円 4,000

第 3 表 地 方 債 補 正
(変更)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
都市計画事業	千円 143,900		%		千円 100,400		%	
合 計	143,900				100,400			

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳 入)

(単位 千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 分担金及び負担金	13,449	0	13,449
2 使用料及び手数料	126	0	126
3 国庫支出金	137,500	△48,325	89,175
4 繰入金	261,110	△11,445	249,665
5 諸収入	1	0	1
6 市債	143,900	△43,500	100,400
歳 入 合 計	556,086	△103,270	452,816

(歳 出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 土地区画整理事業費	496,565	△103,270	393,295	△48,325	△43,500	△11,445	
2 公債費	59,521	0	59,521				
歳出合計	556,086	△103,270	452,816	△48,325	△43,500	△11,445	

徳定土地区画整理事業特別会計

2 歳入

(款) 3 国庫支出金

(項) 1 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 事業費国庫補助金	137,500	△ 48,325	89,175	1 土地区画整理事業費国庫補助金	△ 48,325	社会資本整備総合交付金 △ 48,325
計	137,500	△ 48,325	89,175			

(款) 4 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	261,110	△ 11,445	249,665	1 一般会計繰入金	△ 11,445	一般会計繰入金 △ 11,445
計	261,110	△ 11,445	249,665			

(款) 6 市債

(項) 1 市債

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 事業債	143,900	△ 43,500	100,400	1 土地区画整理事業債	△ 43,500	都市計画事業債 △ 43,500
計	143,900	△ 43,500	100,400			

徳定土地区画整理事業特別会計

3 歳出

(款) 1 土地区画整理事業費

(項) 1 土地区画整理事業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 事業費	496,565	△103,270	393,295	特定財源	△103,270	2 給料	△3,466	◎職員給与費	△6,620
				国・県	△48,325	3 職員手当等	△1,675	◎土地区画整理事業費	△96,650
				市債	△43,500	4 共済費	△1,479	○土地区画整理事業	
				その他	△11,445	14 工事請負費	23,350	費★	△96,650
						21 補償補填及び賠償金	△120,000		
				特定財源の内訳					
				(国) 社会資本整備総合交付金		△48,325			
	(市債) 都市計画事業債		△43,500						
	(他) 一般会計繰入金		△11,445						
計	496,565	△103,270	393,295	特定財源	△103,270				
				国・県	△48,325				
				市債	△43,500				
				その他	△11,445				

徳定土地区画整理事業特別会計

給 与 費 明 細 書

1 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	() 5		18,744	11,916	30,660	6,444	37,104	
補 正 前	() 5		22,210	13,591	35,801	7,923	43,724	
比 較	() 0		△ 3,466	△ 1,675	△ 5,141	△ 1,479	△ 6,620	

() 内は、短時間勤務職員（外書き）

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	休 日 給 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)
	補 正 後	816	421		1	3,271		
	補 正 前	954	646		1	2,971		
	比 較	△ 138	△ 225		0	300		
	区 分	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	特 地 勤 務 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	給 料 の 特 別 調 整 額 (千円)	初 任 給 調 整 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)
	補 正 後	4,108	3,299					
	補 正 前	5,053	3,966					
	比 較	△ 945	△ 667					
	区 分	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	災 害 派 遣 手 当 (千円)	特 定 任 期 付 職 員 業 績 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)		
	補 正 後							
	補 正 前							
	比 較							

徳定土地区画整理事業特別会計

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明 (千円)	備 考
給 料	△ 3,466	給与改定に伴う増減分		
		そ の 他 の 増 減 分	△ 3,466	
職 員 手 当	△ 1,675	制度改正に伴う増減分		
		そ の 他 の 増 減 分	△ 1,675	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分	行 政 職
令 和 6 年 11 月 1 日 現 在	平 均 給 料 月 額 (円) 312,400
	平 均 給 与 月 額 (円) 374,272
	平 均 年 齢 (歳) 38.06
令 和 6 年 1 月 1 日 現 在	平 均 給 料 月 額 (円) 366,360
	平 均 給 与 月 額 (円) 423,115
	平 均 年 齢 (歳) 47.07

イ 級 別 職 員 数

区 分	行 政 職		
	級	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)
令 和 6 年 11 月 1 日 現 在	1 級	() 1	() 20.0
	2 級	()	()
	3 級	() 2	() 40.0
	4 級	() 2	() 40.0
	5 級	()	()
	6 級	()	()
	7 級	()	()
	8 級	()	()
	計	() 5	() 100.0
令 和 6 年 1 月 1 日 現 在	1 級	()	()
	2 級	()	()
	3 級	() 1	() 20.0
	4 級	() 4	() 80.0
	5 級	()	()
	6 級	()	()
	7 級	()	()
	8 級	()	()
	計	() 5	() 100.0

() 内は、短時間勤務職員（外書き）

ウ 昇 給

区 分		行 政 職
補 正 後	職 員 数 (A) (人)	5
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)	5
	号 給 数 別 内 訳	1 号 給 (人)
		2 号 給 (人)
		3 号 給 (人)
		4 号 給 (人)
		5 号 給 (人)
		6 号 給 (人)
		7 号 給 (人)
		8 号 給 (人)
	比 率 (B) / (A) (%)	100.0
補 正 前	職 員 数 (A) (人)	5
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)	5
	号 給 数 別 内 訳	1 号 給 (人)
		2 号 給 (人)
		3 号 給 (人)
		4 号 給 (人)
		5 号 給 (人)
		6 号 給 (人)
		7 号 給 (人)
		8 号 給 (人)
	比 率 (B) / (A) (%)	100.0

工 特 殊 勤 務 手 当

区 分	行 政 職
給 料 総 額 に 対 す る 比 率 (%)	0.1
支 給 対 象 職 員 の 比 率 (%) (令和6年11月1日現在)	20.0
代 表 的 な 特 殊 勤 務 手 当 の 名 称	用地等交渉業務従事職員の手当

債務負担行為調書

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額
の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	市 債	そ の 他	
建築物等調査算定業務委託料 (令和6年度分)	4,000			令和6年度 令和7年度	4,000			4,000	

地方債調書

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における
現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	前々年度末 現在高	前 年 度 末 現在高見込額	当 該 年 度 中 増 減 見 込 み			当 該 年 度 末 現在高見込額	
			当 該 年 度 中 起 債 見 込 額	当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額			
都 市 計 画 事 業 債	1,587,644	1,773,770	補正前の額	143,900	48,450	補正前の額	1,869,220
			補 正 額	△ 43,500		補 正 額	△ 43,500
			補正後の額	100,400		補正後の額	1,825,720
合 計	1,587,644	1,773,770	補正前の額	143,900	48,450	補正前の額	1,869,220
			補 正 額	△ 43,500		補 正 額	△ 43,500
			補正後の額	100,400		補正後の額	1,825,720

令和6年度郡山市県中都市計画大町土地地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

令和6年度郡山市の県中都市計画大町土地地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,809千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ858,038千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

令和6年11月29日提出

郡山市長 品 川 萬 里

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		197,077	3,809	200,886
	1 一般会計繰入金	197,077	3,809	200,886
歳入	合計	854,229	3,809	858,038

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 土地区画整理事業費		805,044	3,809	808,853
	1 土地区画整理事業費	805,044	3,809	808,853
歳 出	合 計	854,229	3,809	858,038

大町土地区画整理事業特別会計

第 2 表 繰 越 明 許 費

款	項	事 業 名	金 額
1 土地区画整理事業費	1 土地区画整理事業費	土地区画整理事業	千円 200,000

大町土地区画整理事業特別会計

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳 入)

(単位 千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 分担金及び負担金	1,038	0	1,038
2 使用料及び手数料	2,613	0	2,613
3 国庫支出金	313,600	0	313,600
4 繰入金	197,077	3,809	200,886
5 諸収入	1	0	1
6 市債	339,900	0	339,900
歳 入 合 計	854,229	3,809	858,038

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 土地区画整理事業費	805,044	3,809	808,853			3,809	
2 公債費	49,185	0	49,185				
歳出合計	854,229	3,809	858,038			3,809	

2 歳入
 (款) 4 繰入金
 (項) 1 一般会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	197,077	3,809	200,886	1 一般会計繰入金	3,809	一般会計繰入金 3,809
計	197,077	3,809	200,886			

3 歳出

(款) 1 土地区画整理事業費

(項) 1 土地区画整理事業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 事業費	805,044	3,809	808,853	特定財源 3,809	2 給料	2,264	◎職員給与費 4,309
				その他 3,809	3 職員手当等	1,195	◎土地区画整理事業費 △500
					4 共済費	850	○土地区画整理事業
					14 工事請負費	100,000	費★ △500
					21 補償補填及び賠償金	△100,500	
				特定財源の内訳 (他) 一般会計繰入金 3,809			
計	805,044	3,809	808,853	特定財源 3,809 その他 3,809			

大町土地区画整理事業特別会計

給 与 費 明 細 書

1 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	() 3		12,095	8,251	20,346	4,248	24,594	
補 正 前	() 3		9,831	7,056	16,887	3,398	20,285	
比 較	() 0		2,264	1,195	3,459	850	4,309	

() 内は、短時間勤務職員（外書き）

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	休 日 給 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)
	補 正 後	636	106	464	1	2,090		
	補 正 前	396	0	672	1	2,090		
	比 較	240	106	△ 208	0	0		
	区 分	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	特 地 勤 務 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	給 料 の 特 別 調 整 額 (千円)	初 任 給 調 整 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)
	補 正 後	2,786	2,168					
	補 正 前	2,182	1,715					
	比 較	604	453					
	区 分	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	災 害 派 遣 手 当 (千円)	特 定 任 期 付 職 員 業 績 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)		
	補 正 後							
	補 正 前							
	比 較							

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明 (千円)	備 考
給 料	2,264	給与改定に伴う増減分		
		そ の 他 の 増 減 分	2,264	
職 員 手 当	1,195	制度改正に伴う増減分		
		そ の 他 の 増 減 分	1,195	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分	行 政 職
令 和 6 年 11 月 1 日 現 在	平 均 給 料 月 額 (円) 335,967
	平 均 給 与 月 額 (円) 391,395
	平 均 年 齢 (歳) 41.03
令 和 6 年 1 月 1 日 現 在	平 均 給 料 月 額 (円) 267,833
	平 均 給 与 月 額 (円) 331,846
	平 均 年 齢 (歳) 31.08

イ 級 別 職 員 数

区 分	行 政 職		
	級	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)
令 和 6 年 11 月 1 日 現 在	1 級	()	()
	2 級	() 1	() 33.3
	3 級	()	()
	4 級	() 2	() 66.7
	5 級	()	()
	6 級	()	()
	7 級	()	()
	8 級	()	()
	計	() 3	() 100.0
令 和 6 年 1 月 1 日 現 在	1 級	() 2	() 66.7
	2 級	()	()
	3 級	()	()
	4 級	() 1	() 33.3
	5 級	()	()
	6 級	()	()
	7 級	()	()
	8 級	()	()
	計	() 3	() 100.0

() 内は、短時間勤務職員（外書き）

ウ 昇 給

区 分		行 政 職
補 正 後	職 員 数 (A) (人)	3
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)	2
	号 給 数 別 内 訳	1 号 給 (人)
		2 号 給 (人)
		3 号 給 (人)
		4 号 給 (人) 2
		5 号 給 (人)
		6 号 給 (人)
		7 号 給 (人)
		8 号 給 (人)
	比 率 (B) / (A) (%)	66.7
補 正 前	職 員 数 (A) (人)	3
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)	3
	号 給 数 別 内 訳	1 号 給 (人)
		2 号 給 (人)
		3 号 給 (人)
		4 号 給 (人) 2
		5 号 給 (人)
		6 号 給 (人)
		7 号 給 (人)
		8 号 給 (人) 1
	比 率 (B) / (A) (%)	100.0

工 特 殊 勤 務 手 当

区 分	行 政 職
給 料 総 額 に 対 す る 比 率 (%)	0.1
支 給 対 象 職 員 の 比 率 (%) (令和6年11月1日現在)	33.3
代 表 的 な 特 殊 勤 務 手 当 の 名 称	用地等交渉業務従事職員の手当

令和6年度郡山市総合地方卸売市場特別会計補正予算（第1号）

令和6年度郡山市の総合地方卸売市場特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,156千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,013,886千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

令和6年11月29日提出

郡山市長 品 川 萬 里

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 繰入金		598,855	△1,156	597,699
	1 一般会計繰入金	598,855	△1,156	597,699
歳 入	合 計	1,015,042	△1,156	1,013,886

総合地方卸売市場特別会計

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総務費		356,606	△1,156	355,450
	1 総務管理費	344,806	△1,156	343,650
歳 出	合 計	1,015,042	△1,156	1,013,886

総合地方卸売市場特別会計

第 2 表 債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
総合地方卸売市場長寿命化計画策定業務委託料	令和 6 年度から 令和 7 年度まで	千円 34,400

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳 入)

(単位 千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 使用料及び手数料	266,016	0	266,016
2 繰入金	598,855	△1,156	597,699
3 諸収入	134,371	0	134,371
4 市債	15,800	0	15,800
歳 入 合 計	1,015,042	△1,156	1,013,886

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 総務費	356,606	△1,156	355,450			△1,156	
2 公債費	658,436	0	658,436				
歳出合計	1,015,042	△1,156	1,013,886			△1,156	

2 歳入
(款) 2 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金 (単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	598,855	△ 1,156	597,699	1 一般会計繰入金	△ 1,156	一般会計繰入金 △ 1,156
計	598,855	△ 1,156	597,699			

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 一般管理費	344, 806	△1, 156	343, 650	特定財源	△1, 156	2 給料	△254	◎職員給与費	△1, 156
				その他	△1, 156	3 職員手当等	△727		
						4 共済費	△175		
				特定財源の内訳 （他）一般会計繰入金			△1, 156		
計	344, 806	△1, 156	343, 650	特定財源	△1, 156				
				その他	△1, 156				

給 与 費 明 細 書

1 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(6) 6	10,362	25,569	18,660	54,591	11,207	65,798	
補 正 前	(6) 6	10,362	25,823	19,387	55,572	11,382	66,954	
比 較	(0) 0	0	△ 254	△ 727	△ 981	△ 175	△ 1,156	

() 内は、短時間勤務職員（外書き）

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	休 日 給 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)
	補 正 後	1,038	392			1,041	315	
	補 正 前	1,098	381			1,041	315	
	比 較	△ 60	11			0	0	
	区 分	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	特 地 勤 務 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	給 料 の 特 別 調 整 額 (千円)	初 任 給 調 整 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)
	補 正 後	8,025	6,378			1,414		
	補 正 前	8,078	6,411			2,006		
	比 較	△ 53	△ 33			△ 592		
	区 分	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	災 害 派 遣 手 当 (千円)	特 定 任 期 付 職 員 業 績 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)		
	補 正 後	57						
	補 正 前	57						
	比 較	0						

総合地方卸売市場特別会計

ア 会計年度任用職員以外の職員（再掲）

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	() 6		25,569	14,817	40,386	8,605	48,991	
補 正 前	() 6		25,823	15,544	41,367	8,795	50,162	
比 較	() 0		△ 254	△ 727	△ 981	△ 190	△ 1,171	

() 内は、短時間勤務職員（外書き）

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	休 日 給 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)
	補 正 後	1,038	392			1,041	315	
	補 正 前	1,098	381			1,041	315	
	比 較	△ 60	11			0	0	
	区 分	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	特 地 勤 務 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	給 料 の 特 別 調整額 (千円)	初 任 給 調 整 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)
	補 正 後	5,909	4,651			1,414		
	補 正 前	5,962	4,684			2,006		
	比 較	△ 53	△ 33			△ 592		
	区 分	管 理 職 員 特 別 勤務手当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	災 害 派 遣 手 当 (千円)	特 定 任 期 付 職 員 業績手当 (千円)	退 職 手 当 (千円)		
	補 正 後	57						
	補 正 前	57						
	比 較	0						

イ 会計年度任用職員（再掲）

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(6)	10,362		3,843	14,205	2,602	16,807	
補 正 前	(6)	10,362		3,843	14,205	2,587	16,792	
比 較	(0)	0		0	0	15	15	

() 内は、短時間勤務職員（外書き）

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	休 日 給 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)
	補 正 後							
	補 正 前							
	比 較							
	区 分	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	特 地 勤 務 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	給 料 の 特 別 調 整 額 (千円)	初 任 給 調 整 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)
	補 正 後	2,116	1,727					
	補 正 前	2,116	1,727					
	比 較	0	0					
	区 分	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	災 害 派 遣 手 当 (千円)	特 定 任 期 付 職 員 業 績 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)		
	補 正 後							
	補 正 前							
	比 較							

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明 (千円)	備 考
給 料	△ 254	給与改定に伴う増減分		
		そ の 他 の 増 減 分	△ 254	
職 員 手 当	△ 727	制度改正に伴う増減分		
		そ の 他 の 増 減 分	△ 727	

(3) 給料及び職員手当の状況 (会計年度任用職員を除く)

ア 職員 1 人当たり給与

区 分	行 政 職
令 和 6 年 11 月 1 日 現 在	平 均 給 料 月 額 (円) 356,150
	平 均 給 与 月 額 (円) 398,698
	平 均 年 齢 (歳) 46.09
令 和 6 年 1 月 1 日 現 在	平 均 給 料 月 額 (円) 352,450
	平 均 給 与 月 額 (円) 400,833
	平 均 年 齢 (歳) 45.09

イ 級 別 職 員 数

区 分	行 政 職		
	級	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)
令 和 6 年 11 月 1 日 現 在	1 級	()	()
	2 級	()	()
	3 級	() 3	() 50.0
	4 級	() 1	() 16.7
	5 級	() 1	() 16.7
	6 級	() 1	() 16.6
	7 級	()	()
	8 級	()	()
	計	() 6	() 100.0
令 和 6 年 1 月 1 日 現 在	1 級	()	()
	2 級	()	()
	3 級	() 3	() 50.0
	4 級	()	()
	5 級	() 2	() 33.3
	6 級	() 1	() 16.7
	7 級	()	()
	8 級	()	()
	計	() 6	() 100.0

() 内は、短時間勤務職員（外書き）

ウ 昇 給

区 分		行 政 職
補 正 後	職 員 数 (A) (人)	6
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)	5
	号 給 数 別 内 訳	1 号 給 (人)
		2 号 給 (人)
		3 号 給 (人)
		4 号 給 (人) 3
		5 号 給 (人)
		6 号 給 (人)
		7 号 給 (人)
		8 号 給 (人) 2
	比 率 (B) / (A) (%)	83.3
補 正 前	職 員 数 (A) (人)	6
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)	6
	号 給 数 別 内 訳	1 号 給 (人)
		2 号 給 (人)
		3 号 給 (人)
		4 号 給 (人) 4
		5 号 給 (人)
		6 号 給 (人)
		7 号 給 (人)
		8 号 給 (人) 2
	比 率 (B) / (A) (%)	100.0

債務負担行為調書

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額
の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一 般 財 源
		期 間	金 額	期 間	金 額	国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	
総合地方卸売市場長寿命化計画策定業務委託料	34,400			令和 6年度 令和 7年度	34,400			34,400	

令和6年度郡山市熱海温泉事業特別会計補正予算（第2号）

令和6年度郡山市の熱海温泉事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第1条 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

令和6年11月29日提出

郡山市長 品 川 萬 里

第 1 表 歳 出 予 算 補 正

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総務費		149,936	1,047	150,983
	1 総務管理費	149,936	1,047	150,983
3 予備費		393,190	△1,047	392,143
	1 予備費	393,190	△1,047	392,143
歳 出	合 計	543,503	0	543,503

第 2 表 債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
設備保守管理業務委託料 (令和 6 年度分)	令和 6 年度から 令和 7 年度まで	千円 2,726

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳 入)

(単位 千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 使用料及び手数料	101,474	0	101,474
2 繰越金	441,981	0	441,981
3 諸収入	48	0	48
歳 入 合 計	543,503	0	543,503

(歳 出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 管理委員会費	377	0	377				
2 総務費	149,936	1,047	150,983				1,047
3 予備費	393,190	△1,047	392,143				△1,047
歳出合計	543,503	0	543,503				

2 歳出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 一般管理費	98,219	1,047	99,266	一般財源 1,047	2 給料	731	◎職員給与費 1,047
					3 職員手当等	209	
					4 共済費	82	
					8 旅費	25	
計	149,936	1,047	150,983	一般財源 1,047			

(款) 3 予備費

(項) 1 予備費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 予備費	393,190	△1,047	392,143	一般財源 △1,047			
計	393,190	△1,047	392,143	一般財源 △1,047			

熱海温泉事業特別会計

給 与 費 明 細 書

1 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(3) 2	5,640	6,527	4,375	16,542	3,179	19,721	
補 正 前	(3) 2	5,640	5,796	4,166	15,602	3,097	18,699	
比 較	(0) 0	0	731	209	940	82	1,022	

() 内は、短時間勤務職員（外書き）

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	休 日 給 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)
	補 正 後		269			646	61	
	補 正 前		269			646	61	
	比 較		0			0	0	
	区 分	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	特 地 勤 務 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	給 料 の 特 別 調 整 額 (千円)	初 任 給 調 整 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)
	補 正 後	1,864	1,436					99
	補 正 前	1,742	1,349					99
	比 較	122	87					0
	区 分	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	災 害 派 遣 手 当 (千円)	特 定 任 期 付 職 員 業 績 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)		
	補 正 後							
	補 正 前							
	比 較							

ア 会計年度任用職員以外の職員（再掲）

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	() 2		6,527	2,451	8,978	1,833	10,811	
補 正 前	() 2		5,796	2,242	8,038	1,751	9,789	
比 較	() 0		731	209	940	82	1,022	

() 内は、短時間勤務職員（外書き）

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	休 日 給 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)
	補 正 後		269			646	61	
	補 正 前		269			646	61	
	比 較		0			0	0	
	区 分	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	特 地 勤 務 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	給 料 の 特 別 調 整 額 (千円)	初 任 給 調 整 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)
	補 正 後	805	571					99
	補 正 前	683	484					99
	比 較	122	87					0
	区 分	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	災 害 派 遣 手 当 (千円)	特 定 任 期 付 職 員 業 績 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)		
	補 正 後							
	補 正 前							
	比 較							

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明 (千円)	備 考
給 料	731	給与改定に伴う増減分		
		そ の 他 の 増 減 分	731	
職 員 手 当	209	制度改正に伴う増減分		
		そ の 他 の 増 減 分	209	

(3) 給料及び職員手当の状況 (会計年度任用職員を除く)

ア 職員 1 人当たり給与

区 分	行 政 職
令 和 6 年 11 月 1 日 現 在	平 均 給 料 月 額 (円) 271,950
	平 均 給 与 月 額 (円) 287,676
	平 均 年 齢 (歳) 63.10
令 和 6 年 1 月 1 日 現 在	平 均 給 料 月 額 (円) 241,500
	平 均 給 与 月 額 (円) 256,095
	平 均 年 齢 (歳) 63.00

イ 級 別 職 員 数

区 分	行 政 職		
	級	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)
令 和 6 年 11 月 1 日 現 在	1 級	()	()
	2 級	()	()
	3 級	() 1	() 50.0
	4 級	() 1	() 50.0
	5 級	()	()
	6 級	()	()
	7 級	()	()
	8 級	()	()
	計	() 2	() 100.0
令 和 6 年 1 月 1 日 現 在	1 級	()	()
	2 級	() 1	() 50.0
	3 級	() 1	() 50.0
	4 級	()	()
	5 級	()	()
	6 級	()	()
	7 級	()	()
	8 級	()	()
	計	() 2	() 100.0

() 内は、短時間勤務職員（外書き）

債務負担行為調書

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額
の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一 般 財 源
		期 間	金 額	期 間	金 額	国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	
設備保守管理業務委託料（令和6年度分）	2,726			令和 6年度 令和 7年度	2,726			2,726	

令和6年度郡山市多田野財産区特別会計補正予算（第2号）

令和6年度郡山市の多田野財産区特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2,004千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,654千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年11月29日提出

郡山市長 品 川 萬 里

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 繰入金		3,000	△2,004	996
	1 基金繰入金	3,000	△2,004	996
歳 入	合 計	9,658	△2,004	7,654

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
4 諸支出金		3,069	△2,004	1,065
	1 諸費	3,069	△2,004	1,065
歳 出	合 計	9,658	△2,004	7,654

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳 入)

(単位 千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 財産収入	1,093	0	1,093
2 繰入金	3,000	△2,004	996
3 繰越金	5,563	0	5,563
4 諸収入	2	0	2
歳 入 合 計	9,658	△2,004	7,654

(歳 出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 管理会費	840	0	840				
2 総務費	1,016	0	1,016				
3 農林水産業費	1,266	0	1,266				
4 諸支出金	3,069	△2,004	1,065			△2,004	
5 予備費	3,467	0	3,467				
歳出合計	9,658	△2,004	7,654			△2,004	

2 歳入

(款) 2 繰入金

(項) 1 基金繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 基金繰入金	3,000	△ 2,004	996	1 基金繰入金	△ 2,004	多田野財産区基金繰入金
計	3,000	△ 2,004	996			

3 歳出

(款) 4 諸支出金

(項) 1 諸費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補財源 内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 一般会計繰 出金	3,069	△2,004	1,065	特定財源	△2,004	27 繰出金	△2,004	◎一般会計繰出金	△2,004
				その他	△2,004				
特定財源の内訳									
(他) 多田野財産区基金繰入金				△2,004					
計	3,069	△2,004	1,065	特定財源	△2,004				
				その他	△2,004				

多田野財産区特別会計

令和6年度郡山市河内財産区特別会計補正予算（第2号）

令和6年度郡山市の河内財産区特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第1条 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表歳出予算補正」による。

令和6年11月29日提出

郡山市長 品 川 萬 里

第 1 表 歳 出 予 算 補 正

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
4 諸支出金		3,069	△2,004	1,065
	1 諸費	3,069	△2,004	1,065
5 予備費		15,539	2,004	17,543
	1 予備費	15,539	2,004	17,543
歳 出	合 計	21,297	0	21,297

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳 入)

(単位 千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 財産収入	2,912	0	2,912
2 繰越金	18,383	0	18,383
3 諸収入	2	0	2
歳 入 合 計	21,297	0	21,297

(歳 出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 管理会費	840	0	840				
2 総務費	758	0	758				
3 農林水産業費	1,091	0	1,091				
4 諸支出金	3,069	△2,004	1,065				△2,004
5 予備費	15,539	2,004	17,543				2,004
歳出合計	21,297	0	21,297				

2 歳出

(款) 4 諸支出金

(項) 1 諸費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 一般会計繰出金	3,069	△2,004	1,065	一般財源 △2,004	27 繰出金	△2,004	◎一般会計繰出金 △2,004
計	3,069	△2,004	1,065	一般財源 △2,004			

(款) 5 予備費

(項) 1 予備費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 予備費	15,539	2,004	17,543	一般財源 2,004			
計	15,539	2,004	17,543	一般財源 2,004			

河内財産区特別会計

令和6年度郡山市水道事業会計補正予算（第2号）

第1条 令和6年度郡山市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和6年度郡山市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量のうち、(4)主要な建設改良事業、施設拡張改良費「5,774,446千円」を「5,775,436千円」に改める。

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		収	入	
第1款	水道事業収益	8,648,074千円	26,320千円	8,674,394千円
第2項	営業外収益	626,908千円	△794千円	626,114千円
第3項	特別利益	1千円	27,114千円	27,115千円
		支	出	
第1款	水道事業費用	7,992,537千円	7,044千円	7,999,581千円
第1項	営業費用	7,629,528千円	7,044千円	7,636,572千円

第4条 予算第4条本文括弧書を（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,852,915千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額520,440千円、当年度分損益勘定留保資金684,471千円、減債積立金615,134千円及び建設改良積立金4,032,870千円で補てんするものとする。）に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		支	出	
第1款	資本的支出	6,461,352千円	990千円	6,462,342千円
第1項	建設改良費	5,846,218千円	990千円	5,847,208千円

第5条 予算第7条に定めた(1)職員給与費「776,098千円」を「785,196千円」に改める。

第6条 予算第9条の次に次の1条を加える。

（債務負担行為）

第10条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
配給水業務委託料 (令和6年度分)	令和6年度から 令和7年度まで	千円 32,308
設備保守管理業務委託料 (令和6年度分)	令和6年度から 令和7年度まで	212,581
電算処理入力等業務委託料 (令和6年度分)	令和6年度から 令和7年度まで	14,495
管路管理システム等賃借料 (令和6年度分)	令和6年度から 令和12年度まで	47,880
配給水施設等修繕費 (令和6年度分)	令和6年度から 令和7年度まで	30,000
浄水施設用薬品調達費 (令和6年度分)	令和6年度から 令和7年度まで	88,779
施設拡張改良工事 (令和6年度分)	令和6年度から 令和7年度まで	69,500

令和6年11月29日提出

郡山市長 品 川 萬 里

注記

1 重要な会計方針に係る事項

(1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準は原価法、評価方法は先入先出法によっている。

(2) 固定資産の減価償却の方法

固定資産の償却方法は、定額法によっている。

(3) 引当金の計上方法

イ 退職給付引当金

退職手当支給に備えるため、全職員が自己都合により退職した場合の要支給見込額を計上している。

なお、当年度において、退職手当支給見込額22,562千円、一般会計への退職手当負担金支出見込額16,376千円及び下水道事業会計への退職手当負担金支出見込額8,287千円を合わせた額47,225千円は退職給付引当金を取り崩す。

ロ 賞与引当金

翌年度の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

ハ 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率により、回収不能見込額を計上している。

(4) 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税抜き方式によっている。

令和6年度郡山市水道事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	補 正 額	備 考
1 水道事業収益			26,320	
	2 営業外収益		△ 794	
		4 他会計負担金	△ 794	退職手当等一般会計負担金を補正
	3 特別利益		27,114	
		2 その他特別利益	27,114	東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う損害賠償金

支 出

(単位 千円)

款	項	目	補 正 額	備 考
1 水道事業費用			7,044	
	1 営業費用		7,044	
		1 原水及び浄水費	5,972	職員給与費を補正
		2 配水及び給水費	△ 666	職員給与費を補正
		4 業務費	2,073	職員給与費を補正
		5 総係費	△ 335	職員給与費を補正

水道事業会計

資 本 的 収 入 及 び 支 出

支 出

(単位 千円)

款	項	目	補 正 額	備 考
1 資本的支出			990	
	1 建設改良費		990	
		1 施設拡張改良費	990	職員給与費を補正

令和 6 年度郡山市水道事業会計キャッシュ・フロー計算書
(令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで)

(単位 千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益 (△は純損失)	480,095
減価償却費	3,000,711
固定資産除却費	40,256
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△ 337
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△ 1,923
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△ 7,658
長期前受金戻入額	△ 418,371
受取利息及び受取配当金	1,251
支払利息	76,528
未収金の増減額 (△は増加)	90,349
未払金の増減額 (△は減少)	△ 441,560
前払金の増減額 (△は増加)	739,950
小計	3,559,291
利息及び配当金の受取額	△ 1,251
利息の支払額	△ 76,528
業務活動によるキャッシュ・フロー	3,481,512

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 7,078,462
有形固定資産の売却による収入	2,091
短期貸付金の回収による収入	168,000
工事負担金による収入	<u>465,028</u>
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 6,443,343

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良費等企業債の償還による支出	△ 615,134
他会計からの出資による収入	<u>142,099</u>
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 473,035

資金増加額(又は減少額)	△ 3,434,866
資金期首残高	<u>10,492,728</u>
資金期末残高	7,057,862

給 与 費 明 細 書

1 総 括

区 分		職 員 数		給 与 費				法 定 福 利 費 (千円)	合 計 (千円)
		特 別 職 (人)	一 般 職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後	損 益 勘 定	14	(21)	316	319,150	240,296	559,762	106,291	666,053
	支 弁 職 員		()		61,837	36,772	98,609	20,534	119,143
	資 本 勘 定		(14)						
	合 計	14	(21)	316	380,987	277,068	658,371	126,825	785,196
補 正 前	損 益 勘 定	14	(20)	316	319,011	235,384	554,711	103,234	657,945
	支 弁 職 員		()		61,639	36,287	97,926	20,227	118,153
	資 本 勘 定		(14)						
	合 計	14	(20)	316	380,650	271,671	652,637	123,461	776,098
比 較	損 益 勘 定	0	(1)	0	139	4,912	5,051	3,057	8,108
	支 弁 職 員		()		198	485	683	307	990
	資 本 勘 定		(0)						
	合 計	0	(1)	0	337	5,397	5,734	3,364	9,098

() 内は、短時間勤務職員（外書き）

手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	住 居 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	休 日 勤 務 手 当	夜 間 勤 務 手 当
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
	補 正 後	12,292	8,161	5,637	870	37,521	2,053	
	補 正 前	11,461	7,598	4,945	870	37,521	2,053	
	比 較	831	563	692	0	0	0	
手 当 の 内 訳	区 分	期 末 手 当	勤 勉 手 当	寒 冷 地 手 当	管 理 職 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	特 定 任 期 付 職 員 業 績 手 当	退 職 給 付 費
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
	補 正 後	86,831	66,402		11,212	788		45,301
	補 正 前	86,011	66,280		13,114	788		41,030
	比 較	820	122		△ 1,902	0		4,271

水道事業会計

(1) 会計年度任用職員以外の職員（再掲）

区	分	職 員 数		給 与 費				法 定 福 利 費 (千円)	合 計 (千円)
		特 別 職 (人)	一 般 職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後	損 益 勘 定	14	(1)	316	290,467	228,365	519,148	99,702	618,850
	支 弁 職 員		()		61,837	36,772	98,609	20,534	119,143
	資 本 勘 定		(14)						
	合 計	14	(1)	316	352,304	265,137	617,757	120,236	737,993
補 正 前	損 益 勘 定	14	()	316	286,886	222,048	509,250	95,472	604,722
	支 弁 職 員		()		61,639	36,287	97,926	20,227	118,153
	資 本 勘 定		(14)						
	合 計	14	()	316	348,525	258,335	607,176	115,699	722,875
比 較	損 益 勘 定	0	(1)	0	3,581	6,317	9,898	4,230	14,128
	支 弁 職 員		()		198	485	683	307	990
	資 本 勘 定		(0)						
	合 計	0	(1)	0	3,779	6,802	10,581	4,537	15,118

() 内は、短時間勤務職員（外書き）

手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	休 日 勤 務 手 当 (千円)	夜 間 勤 務 手 当 (千円)
		期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	特 定 任 期 付 職 員 業 績 手 当 (千円)	退 職 給 付 費 (千円)
手 当 の 内 訳	補 正 後	12,292	7,048	5,637	705	37,377	2,053	
	補 正 前	11,461	6,485	4,945	705	37,377	2,053	
	比 較	831	563	692	0	0	0	
手 当 の 内 訳	補 正 後	81,045	61,679		11,212	788		45,301
	補 正 前	79,452	60,925		13,114	788		41,030
	比 較	1,593	754		△ 1,902	0		4,271

水道事業会計

(2) 会計年度任用職員（再掲）

区	分	職 員 数		給 与 費				法 定 福 利 費 (千円)	合 計 (千円)
		特 別 職 (人)	一 般 職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後	損 益 勘 定		(20)		28,683	11,931	40,614	6,589	47,203
	支 弁 職 員		()						
	資 本 勘 定		(20)		28,683	11,931	40,614	6,589	47,203
補 正 前	損 益 勘 定		(20)		32,125	13,336	45,461	7,762	53,223
	支 弁 職 員		()						
	資 本 勘 定		(20)		32,125	13,336	45,461	7,762	53,223
比 較	損 益 勘 定		(0)		△ 3,442	△ 1,405	△ 4,847	△ 1,173	△ 6,020
	支 弁 職 員								
	資 本 勘 定		(0)		△ 3,442	△ 1,405	△ 4,847	△ 1,173	△ 6,020

() 内は、短時間勤務職員（外書き）

手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	休 日 勤 務 手 当 (千円)	夜 間 勤 務 手 当 (千円)
		期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	特 定 任 期 付 職 員 業 績 手 当 (千円)	退 職 給 付 費 (千円)
補 正 後	補 正 後		1,113		165	144		
	補 正 前		1,113		165	144		
	比 較		0		0	0		
補 正 後	補 正 後	5,786	4,723					
	補 正 前	6,559	5,355					
	比 較	△ 773	△ 632					

水道事業会計

2 給料及び手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明 (千円)	備 考
給 料	337	給与改定に伴う増減分		
		そ の 他 の 増 減 分	337	
手 当	5,397	制度改正に伴う増減分		
		そ の 他 の 増 減 分	5,397	

3 給料及び手当の状況（会計年度任用職員を除く）

(1) 職員 1 人当たり給与

区	分	事務・技術
令和 6 年 11 月 1 日現在	平均給料月額（円）	355,672
	平均給与月額（円）	411,922
	平均年齢（歳）	48.00
令和 6 年 1 月 1 日現在	平均給料月額（円）	347,852
	平均給与月額（円）	401,091
	平均年齢（歳）	47.04

(2) 初任給

区分	事務・技術 （円）	一般会計の制度
		行政職（円）
高校卒	174,400	174,400
大学卒	207,100	207,100

(3) 級 別 職 員 数

区 分	事 務 ・ 技 術		
	級	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)
令 和 6 年 11月1日現在	1 級	() 1	() 1.2
	2 級	() 5	() 6.2
	3 級	(1) 27	(100.0) 33.3
	4 級	() 32	() 39.6
	5 級	() 10	() 12.3
	6 級	() 5	() 6.2
	7 級	() 1	() 1.2
	8 級	()	()
	計	(1) 81	(100.0) 100.0
令 和 6 年 1月1日現在	1 級	() 2	() 2.5
	2 級	() 6	() 7.5
	3 級	() 30	() 37.5
	4 級	() 23	() 28.7
	5 級	() 13	() 16.2
	6 級	() 5	() 6.3
	7 級	() 1	() 1.3
	8 級	()	()
	計	() 80	() 100.0

() 内は、短時間勤務職員（外書き）

(級別の基準となる職務)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
事 務 ・ 技 術	主 事 ・ 技 師	高度の知識 又は経験を 必要とする 主事・技師	主 査 ・ 技 査	係 長	課長補佐	課 長	次 長	局 長

(4) 昇 給

区 分			事 務 ・ 技 術
補 正 後	職 員 数 (A) (人)		81
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)		59
	号 給 数 別 内 訳	1 号 給 (人)	
		2 号 給 (人)	1
		3 号 給 (人)	
		4 号 給 (人)	55
		5 号 給 (人)	
		6 号 給 (人)	2
		7 号 給 (人)	
		8 号 給 (人)	1
	比 率 (B) / (A) (%)		72.8
補 正 前	職 員 数 (A) (人)		80
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)		54
	号 給 数 別 内 訳	1 号 給 (人)	
		2 号 給 (人)	
		3 号 給 (人)	
		4 号 給 (人)	53
		5 号 給 (人)	
		6 号 給 (人)	
		7 号 給 (人)	
		8 号 給 (人)	1
	比 率 (B) / (A) (%)		67.5

(5) 特殊勤務手当

区 分	事 務 ・ 技 術
給 料 総 額 に 対 す る 比 率 (%)	0.2
支 給 対 象 職 員 の 比 率 (%) (令 和 6 年 11 月 1 日 現 在)	18.3
代 表 的 な 特 殊 勤 務 手 当 の 名 称	危険手当 出勤手当

(6) 期末手当 ・ 勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
補 正 後	(1.175)	(1.175)	(2.35)	有	
	2.225	2.225	4.45		
補 正 前	(1.175)	(1.175)	(2.35)	有	
	2.225	2.225	4.45		
一 般 会 計 の 制 度	(1.175)	(1.175)	(2.35)	有	
	2.225	2.225	4.45		

(7) 定年退職及び勧奨退職に係る退職手当

区 分	20 年 勤 続 の 者 (月 分)	25 年 勤 続 の 者 (月 分)	35 年 勤 続 の 者 (月 分)	最 高 限 度 (月 分)	そ の 他 の 加 算 措 置 等	備 考
支 給 率 等	24. 586875	33. 27075	47. 709	47. 709	定年前早期退職 特 例 措 置	
一般会計の制度 (支 給 率 等)	24. 586875	33. 27075	47. 709	47. 709	定年前早期退職 特 例 措 置	

(8) そ の 他 の 手 当

区 分	一 般 会 計 の 制 度 と の 異 同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同	
住 居 手 当	同	
通 勤 手 当	同	

債務負担行為に関する調書

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 払 義 務 発 生 (見 込) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 払 義 務 発 生 予 定 額		左 の 財 源 内 訳		
		期 間	金 額	期 間	金 額	給 水 収 益	損 益 勘 定 金 留 保 資 金	そ の 他
配給水業務委託料 (令和6年度分)	32,308			令和6年度 令和7年度	32,308	32,308		
設備保守管理業務委託料 (令和6年度分)	212,581			令和6年度 令和7年度	212,581	212,581		
電算処理入力等業務委託料 (令和6年度分)	14,495			令和6年度 令和7年度	14,495	14,495		
管路管理システム等賃借料 (令和6年度分)	47,880			令和6年度 令和12年度	47,880	47,880		
配給水施設等修繕費 (令和6年度分)	30,000			令和6年度 令和7年度	30,000	30,000		
浄水施設用薬品調達費 (令和6年度分)	88,779			令和6年度 令和7年度	88,779	88,779		
施設拡張改良工事 (令和6年度分)	69,500			令和6年度 令和7年度	69,500		69,500	

水道事業会計

令和 6 年度郡山市水道事業予定貸借対照表

(令和 7 年 3 月 3 1 日)

(単位 千円)

資 産 の 部									
1	固	定	資	産					
(1)	有	形	固	定	資	産			
イ	土					地			
ロ	建					物			
	減	価	償	却	累	計			
						額			
ハ	構	価	償	却	累	計			
	減					物			
	機	械	及	び	装	置			
ニ	減	価	償	却	累	計			
	車	両				具			
ホ	減	価	償	却	累	計			
	船					額			
ヘ	減	価	償	却	累	計			
	工	具	器	具	及	び	備		
ト	減	価	償	却	累	計			
	建	設	仮		勘	定			
チ	有	形	固	定	資	産	合		
	無	形	固	定	資	産	合		
(2)	無	形	固	定	資	産	合		
イ	ソ	フ	ト	ウ	エ	ア			
ロ	ダ	ム	使	用	権				
ハ	電	話	加	入	権				
	無	形	固	定	資	産	合		
	投	資	そ	の	他	の	資		
(3)	投	資	そ	の	他	の	資		
イ	出					金			
	投	資	そ	の	他	の	資		
	固	定	資	産	合	計			

73,510,090

水道事業会計

2	流	動	資	産				
(1)	現	金	預	金			7,057,862	
(2)	未		収	金	547,726			
(3)	貸	倒	引	金	<u>△ 13,460</u>	534,266		
(4)	貯	の	蔵	品		46,102		
	そ	他	流	産		<u>1</u>		
	流	資	動	資				7,638,231
	資	産	産	合				<u>81,148,321</u>
			合	計				
負債の部								
3	固	定	負	債				
(1)	企		業	債				
	イ	建	費	計	4,208,814			
	企	設	等	金		4,208,814		
(2)	引	業	債	計				
	イ	退	当	金	715,853			
	引	職	給	計		715,853		
	固	当	金	合				4,924,667
		定	負	合				
4	流	動	負	債				
(1)	企		業	債				
	イ	建	費	計	398,249			
	企	設	等	金		398,249		
(2)	未		債	計		1,285,209		
(3)	引		払	金				
	イ	賞	当	金	57,244			
	引	与	引	計		57,244		
(4)	預	当	金	合		<u>7,429</u>		
	流	動	負	合				1,748,131
5	繰	延	債	受				
(1)	長	期	前	計		18,750,205		
	収	益	化	合		<u>△ 9,812,002</u>		
	繰	延	収	計				8,938,203
	負	債	合	計				<u>15,611,001</u>

水道事業会計

資本の部

[illegible]

(参考資料)

令和 6 年度 郡山市 水道事業会計補正予算明細書
収益的収入

(単位 千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	各 目 説 明	
					節	金 額
1 水道事業収益		8,648,074	26,320	8,674,394		
2 営業外収益		626,908	△ 794	626,114		
	4 他会計負担金	10,745	△ 794	9,951	他会計負担金	△ 794
3 特別利益		1	27,114	27,115		
	2 その他特別利益	0	27,114	27,114	その他特別利益	27,114
収益的収入合計		8,648,074	26,320	8,674,394		

収 益 的 支 出

(単位 千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	各 目 説 明	
					節	金 額
1 水道事業費用		7,992,537	7,044	7,999,581		
1 営業費用		7,629,528	7,044	7,636,572		
	1 原水及び浄水費	1,857,916	5,972	1,863,888	給料	2,561
					手当等	1,470
					賞与引当金繰入額	227
					法定福利費	1,714
	2 配水及び給水費	1,774,503	△ 666	1,773,837	給料	1
					手当等	△ 828
					賞与引当金繰入額	68
					法定福利費	93
	4 業務費	478,581	2,073	480,654	給料	225
					手当等	788
					賞与引当金繰入額	131
					法定福利費	929
	5 総係費	426,406	△ 335	426,071	給料	△ 2,648
					手当等	△ 1,840
					児童手当	△ 70
					賞与引当金繰入額	1,086
					法定福利費	△ 140
					退職給付費	3,277
収益的支出合計		7,992,537	7,044	7,999,581		

水道事業会計

資 本 的 支 出

(単位 千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	各 目 説 明	
					節	金 額
1 資本的支出		6,461,352	990	6,462,342		
1 建設改良費		5,846,218	990	5,847,208		
	1 施設拡張改良費	5,774,446	990	5,775,436	給料	198
					手当等	485
					法定福利費	307
資本的支出合計		6,461,352	990	6,462,342		

令和6年度郡山市簡易水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和6年度郡山市簡易水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和6年度郡山市簡易水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）		（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
		収 入		
第1款 簡 易 水 道 事 業 収 益		229,816千円	△376千円	229,440千円
第2項 営 業 外 収 益		174,494千円	△1,247千円	173,247千円
第3項 特 別 利 益		0千円	871千円	871千円
		支 出		
第1款 簡 易 水 道 事 業 費 用		236,686千円	△376千円	236,310千円
第1項 営 業 費 用		226,105千円	△376千円	225,729千円

第3条 予算第7条に定めた(1)職員給与費「33,794千円」を「33,418千円」に改める。

第4条 予算第8条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額「142,022千円」を「140,775千円」に改める。

第5条 予算第9条の次に次の1条を加える。

（債務負担行為）

第10条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
設備保守管理業務委託料 （令和6年度分）	令和6年度から 令和7年度まで	千円 2,743

令和6年11月29日提出

郡山市長 品 川 萬 里

注記

1 重要な会計方針に係る事項

(1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準は原価法、評価方法は先入先出法によっている。

(2) 固定資産の減価償却の方法

固定資産の償却方法は、定額法によっている。

(3) 引当金の計上方法

イ 退職給付引当金

職員の退職手当は、一般会計が負担しているため、退職給付引当金は計上していない。

ロ 賞与引当金

翌年度の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

(4) 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税抜き方式によっている。

令和 6 年度郡山市簡易水道事業会計補正予算実施計画
収益的収入及び支出

収 入 (単位 千円)

款	項	目	補 正 額	備 考
1 簡易水道事業収益			△ 376	
	2 営業外収益		△ 1,247	
		5 他会計補助金	△ 1,247	一般会計補助金を補正
	3 特別利益		871	
		1 その他特別利益	871	東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う損害賠償金

支 出 (単位 千円)

款	項	目	補 正 額	備 考
1 簡易水道事業費用			△ 376	
	1 営業費用		△ 376	
		1 原水及び浄水費	△ 376	職員給与費を補正

令和 6 年度郡山市簡易水道事業会計キャッシュ・フロー計算書
(令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで)

(単位 千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益 (△は純損失)	0
減価償却費	121,462
固定資産除却費	410
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△ 25
長期前受金戻入額	△ 31,461
支払利息	6,202
未収金の増減額 (△は増加)	△ 2,813
未払金の増減額 (△は減少)	20,505
小計	114,280
利息の支払額	△ 6,202
業務活動によるキャッシュ・フロー	108,078

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 24,509
有形固定資産の売却による収入	1
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 24,508

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

一時借入金の返済による支出	△ 6,000
建設改良費等企業債の償還による支出	△ 74,654
他会計からの出資による収入	<u>8,751</u>
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 71,903

資金増加額(又は減少額)	11,667
資金期首残高	<u>656</u>
資金期末残高	12,323

給 与 費 明 細 書

1 総 括

区 分	職 員 数				給 与 費				法 定 福 利 費 (千円)	合 計 (千円)
	損 益 勘 定 支 弁 職 員	資 本 勘 定 支 弁 職 員	計	職 員 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後	損 益 勘 定 支 弁 職 員	資 本 勘 定 支 弁 職 員	計	() 4		16,744	11,197	27,941	5,477	33,418
				()						
	合 計			() 4		16,744	11,197	27,941	5,477	33,418
補 正 前	損 益 勘 定 支 弁 職 員	資 本 勘 定 支 弁 職 員	計	() 4	16,940		11,566	28,506	5,288	33,794
				()						
	合 計			() 4	16,940		11,566	28,506	5,288	33,794
比 較	損 益 勘 定 支 弁 職 員	資 本 勘 定 支 弁 職 員	計	() 0	△ 196		△ 369	△ 565	189	△ 376
				()						
	合 計			() 0	△ 196		△ 369	△ 565	189	△ 376

() 内は、短時間勤務職員（外書き）

手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	休 日 勤 務 手 当 (千円)	夜 間 勤 務 手 当 (千円)
		期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	特 定 任 期 付 職 員 業 績 手 当 (千円)	退 職 給 付 費 (千円)
手 当 の 内 訳	補 正 後	396	328	693	9	2,331		
	補 正 前	396	328	693	9	2,331		
	比 較	0	0	0	0	0		
手 当 の 内 訳	補 正 後	3,708	3,062		610	60		
	補 正 前	3,946	3,193		610	60		
	比 較	△ 238	△ 131		0	0		

簡易水道事業会計

2 給料及び手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明 (千円)	備 考
給 料	△ 196	給与改定に伴う増減分			
		そ の 他 の 増 減 分	△ 196		
手 当	△ 369	制度改正に伴う増減分			
		そ の 他 の 増 減 分	△ 369		

3 給料及び手当の状況

(1) 職員 1 人当たり給与

区 分		事 務 ・ 技 術
令和 6 年 11 月 1 日 現 在	平 均 給 料 月 額 (円)	345,750
	平 均 給 与 月 額 (円)	371,351
	平 均 年 齢 (歳)	48.10
令和 6 年 1 月 1 日 現 在	平 均 給 料 月 額 (円)	347,725
	平 均 給 与 月 額 (円)	408,593
	平 均 年 齢 (歳)	44.03

(2) 級 別 職 員 数

区 分	事 務 ・ 技 術		
	級	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)
令 和 6 年 11月1日現在	1 級	()	()
	2 級	() 1	() 25.0
	3 級	() 1	() 25.0
	4 級	() 1	() 25.0
	5 級	() 1	() 25.0
	6 級	()	()
	7 級	()	()
	8 級	()	()
	計	() 4	() 100.0
令 和 6 年 1月1日現在	1 級	()	()
	2 級	() 1	() 25.0
	3 級	()	()
	4 級	() 2	() 50.0
	5 級	() 1	() 25.0
	6 級	()	()
	7 級	()	()
	8 級	()	()
	計	() 4	() 100.0

() 内は、短時間勤務職員（外書き）

(3) 昇 給

区 分		事 務 ・ 技 術
補 正 後	職 員 数 (A) (人)	4
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)	3
	号 給 数 別 内 訳	1 号 給 (人)
		2 号 給 (人)
		3 号 給 (人)
		4 号 給 (人) 3
		5 号 給 (人)
		6 号 給 (人)
		7 号 給 (人)
		8 号 給 (人)
	比 率 (B) / (A) (%)	75.0
補 正 前	職 員 数 (A) (人)	4
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)	4
	号 給 数 別 内 訳	1 号 給 (人)
		2 号 給 (人)
		3 号 給 (人)
		4 号 給 (人) 4
		5 号 給 (人)
		6 号 給 (人)
		7 号 給 (人)
		8 号 給 (人)
	比 率 (B) / (A) (%)	100.0

(4) 特 殊 勤 務 手 当

区 分	事 務 ・ 技 術
給 料 総 額 に 対 す る 比 率 (%)	0.1
支 給 対 象 職 員 の 比 率 (%) (令 和 6 年 11 月 1 日 現 在)	100.0
代 表 的 な 特 殊 勤 務 手 当 の 名 称	危険手当 出勤手当

債 務 負 担 行 為 に 関 す る 調 書

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 払 義 務 発 生 (見 込) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 払 義 務 発 生 予 定 額		左 の 財 源 内 訳		
		期 間	金 額	期 間	金 額	給 水 収 益	損 益 勘 定 金 留 保 資 金	そ の 他
設備保守管理業務委託料 (令和6年度分)	2,743			令和6年度 令和7年度	2,743	2,743		

令和 6 年度郡山市簡易水道事業予定貸借対照表

(令和 7 年 3 月 3 1 日)

(単位 千円)

資 産 の 部									
1	固 定 資 産								
(1)	有 形 固 定 資 産								
	イ 土 建 物							10,979	
	ロ 減 価 却 累 計					15,361			
						<u>△ 3,552</u>		11,809	
	ハ 構 造 物					1,807,419			
						<u>△ 358,169</u>		1,449,250	
	ニ 機 械 及 び 装 置					103,880			
						<u>△ 18,816</u>		85,064	
	ホ 車 両 運 搬 具					133			
						<u>0</u>		133	
	ヘ 工 具 器 具 及 び 備 品					173			
						<u>△ 38</u>		135	
	有 形 固 定 資 産 合 計						<u>1,557,370</u>		
									1,557,370
2	流 動 資 産								
(1)	現 金 預 金						12,323		
(2)	未 収 入						25,050		
(3)	貯 留 資 産 合 計						<u>115</u>		
									37,488
									<u>1,594,858</u>

簡易水道事業会計

簡易水道事業会計

6	資			本		金
(1)	資			本		金
	イ	固	有	資	本	金
	口	出		資	合	金
	資		本	金	合	計
	資		本	金	合	計
7	剰			余		金
(1)	資		本	剰	余	金
	イ	受	贈	産	評	価
	資	本	財	余	金	額
	資	本	剰	金	合	計
	剰	余	本		合	計
	資		資	本		計
	負	債				

資 本 の 部

354,082		
<u>517,258</u>	<u>871,340</u>	871,340
1,075		
<u>1,075</u>	<u>1,075</u>	1,075
		<u>872,415</u>
		<u>1,594,858</u>

(参考資料) 令和6年度郡山市簡易水道事業会計補正予算明細書
収益的収入

(単位 千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	各 目 説 明	
					節	金 額
1 簡易水道事業収益		229,816	△ 376	229,440		
2 営業外収益		174,494	△ 1,247	173,247		
	5 他会計補助金	142,022	△ 1,247	140,775	他会計補助金	△ 1,247
3 特別利益		0	871	871		
	1 その他特別利益	0	871	871	その他特別利益	871
収益的収入合計		229,816	△ 376	229,440		

収益的支出

(単位 千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	各 目 説 明	
					節	金 額
1 簡易水道事業費用		236,686	△ 376	236,310		
1 営業費用		226,105	△ 376	225,729		
	1 原水及び浄水費	60,652	△ 376	60,276	給料	△ 196
					手当等	△ 284
					賞与引当金繰入額	△ 93
					法定福利費	197
収益的支出合計		236,686	△ 376	236,310		

簡易水道事業会計

令和6年度郡山市下水道事業会計補正予算（第2号）

第1条 令和6年度郡山市下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和6年度郡山市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）		（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
		収 入		
第1款 下 水 道 事 業	収 益	9,096,742千円	△26,099千円	9,070,643千円
第1項 営 業	収 益	5,838,016千円	△1,059千円	5,836,957千円
第2項 営 業 外	収 益	3,256,633千円	△25,040千円	3,231,593千円
		支 出		
第1款 下 水 道 事 業	費 用	9,444,007千円	△26,099千円	9,417,908千円
第1項 営 業	費 用	8,662,069千円	△26,099千円	8,635,970千円

第3条 予算第4条本文括弧書を（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,658,963千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額161,927千円、当年度分損益勘定留保資金3,458,493千円及び減債積立金38,543千円で補てんするものとする。）に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）		（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
		収 入		
第1款 下 水 道 事 業	資 本 的 収 入	7,486,133千円	△40,498千円	7,445,635千円
第2項 他 会 計	出 資 金	1,663,370千円	△40,498千円	1,622,872千円
		支 出		
第1款 下 水 道 事 業	資 本 的 支 出	11,106,422千円	△1,824千円	11,104,598千円
第1項 建 設 改 良	費	6,060,430千円	△1,824千円	6,058,606千円

第4条 予算第5条の次に次の1条を加える。

（継続費の変更）

第5条の2 継続費の総額及び年割額を、次のとおり変更する。

款	項	事業名	変更前			変更後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
1 下水道事業 資本的支出	1 建設改良費	図景貯留管関連管渠整備事業	千円 356,200	5	千円 108,000	千円 411,200	5	千円 108,000
				6	184,200		6	229,200
				7	64,000		7	74,000

第5条 予算第6条に定めた債務負担行為に、次の事項、期間及び限度額を加える。

事項	期間	限度額
設備保守管理業務委託料 (令和6年度分)	令和6年度から 令和7年度まで	千円 6,635

第6条 予算第10条に定めた(1)職員給与費「683,249千円」を「654,301千円」に改める。

第7条 予算第11条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額「145,420千円」を「143,434千円」に改める。

令和6年11月29日提出

郡山市長 品川 萬里

注記

1 重要な会計方針に係る事項

(1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準は原価法、評価方法は先入先出法によっている。

(2) 固定資産の減価償却の方法

固定資産の償却方法は、定額法によっている。

(3) 引当金の計上方法

イ 退職給付引当金

職員の退職手当は、一般会計が負担しているため、退職給付引当金は計上していない。

ロ 賞与引当金

翌年度の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

ハ 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率により、回収不能見込額を計上している。

(4) 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税抜き方式によっている。

2 セグメント情報

報告セグメントの概要等

下水道事業会計は、公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業を運営していることから、公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業の2つを報告セグメントとしている。

なお、各報告セグメントに属する事業の内容等は以下のとおりである。

セグメント区分	事業の内容
公共下水道事業	市街地における、し尿・生活雑排水等の排除及び雨水排除
特定環境保全公共下水道事業	湖南地区における、し尿・生活雑排水等の処理

(単位 千円)

	公共下水道事業	特定環境保全公共下水道事業	合計
セグメント資産	138,729,693	6,014,197	144,743,890
セグメント負債	99,967,277	4,357,093	104,324,370

下水道事業会計

令和 6 年度郡山市下水道事業会計補正予算実施計画
収益の収入及び支出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	補 正 額	備 考
1 下水道事業収益			△ 26,099	
	1 営業収益		△ 1,059	
		2 他会計負担金	△ 1,059	雨水処理一般会計負担金を補正
	2 営業外収益		△ 25,040	
		1 他会計負担金	△ 23,054	污水处理等一般会計負担金を補正
		2 他会計補助金	△ 1,986	污水处理等一般会計補助金を補正

支 出

(単位 千円)

款	項	目	補 正 額	備 考
1 下水道事業費用			△ 26,099	
	1 営業費用		△ 26,099	
		7 総係費	1,025	児童手当を補正
		9 給与費	△ 27,124	職員給与費を補正

下水道事業会計

資 本 の 収 入 及 び 支 出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	補 正 額	備 考
1 下水道事業資本の収入			△ 40,498	
	2 他会計出資金		△ 40,498	
		1 他会計出資金	△ 40,498	一般会計出資金を補正

支 出

(単位 千円)

款	項	目	補 正 額	備 考
1 下水道事業資本の支出			△ 1,824	
	1 建設改良費		△ 1,824	
		6 給与費	△ 1,824	職員給与費を補正

下水道事業会計

令和 6 年度 郡山市 下水道事業会計 キャッシュ・フロー 計算書
(令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで)

(単位 千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益 (△は純損失)	△ 509, 192
減価償却費	4, 753, 001
固定資産除却費	111, 111
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△ 1, 412
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△ 22, 890
長期前受金戻入額	△ 1, 406, 135
支払利息	775, 498
未収金の増減額 (△は増加)	△ 223, 431
未払金の増減額 (△は減少)	△ 2, 165, 331
前払金の増減額 (△は増加)	831, 201
小計	2, 142, 420
利息の支払額	△ 775, 498
業務活動によるキャッシュ・フロー	1, 366, 922

2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 7,755,050
無形固定資産の取得による支出	△ 132,624
国庫補助金による収入	2,825,341
受益者負担金分担金による収入	69,768
工事負担金による収入	9,751
特定収入仮払消費税及び地方消費税による支出	△ 194,770
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 5,177,584
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良費等企業債による収入	4,312,000
その他の企業債による収入	274,000
建設改良費等企業債の償還による支出	△ 5,000,354
その他の企業債の償還による支出	△ 45,638
他会計からの出資による収入	1,622,872
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,162,880
資金増加額（又は減少額）	△ 2,647,782
資金期首残高	3,031,014
資金期末残高	383,232

給 与 費 明 細 書

1 総 括

区	分	職 員 数		給 与 費				法 定 福 利 費 (千円)	合 計 (千円)
		特 別 職 (人)	一 般 職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後	損 益 勘 定	13	(12)	316	181,199	134,156	315,671	61,297	376,968
	支 弁 本 勘 定	4	()	162	137,380	92,445	229,987	47,346	277,333
	合 計	17	(12)	478	318,579	226,601	545,658	108,643	654,301
補 正 前	損 益 勘 定	13	(12)	316	184,881	157,060	342,257	61,835	404,092
	支 弁 本 勘 定	4	()	162	139,263	92,354	231,779	47,378	279,157
	合 計	17	(12)	478	324,144	249,414	574,036	109,213	683,249
比 較	損 益 勘 定	0	(0)	0	△ 3,682	△ 22,904	△ 26,586	△ 538	△ 27,124
	支 弁 本 勘 定	0	()	0	△ 1,883	91	△ 1,792	△ 32	△ 1,824
	合 計	0	(0)	0	△ 5,565	△ 22,813	△ 28,378	△ 570	△ 28,948

() 内は、短時間勤務職員 (外書き)

手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	休 日 勤 務 手 当 (千円)	夜 間 勤 務 手 当 (千円)
		期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	特 定 任 期 付 職 員 業 績 手 当 (千円)	退 職 給 付 費 (千円)
手 当 の 内 訳	補 正 後	13,268	6,157	5,781	1,187	36,800	1,009	
	補 正 前	12,590	6,012	5,781	1,187	36,800	1,009	
	比 較	678	145	0	0	0	0	
手 当 の 内 訳	補 正 後	72,230	57,727		10,227	670		21,545
	補 正 前	73,501	58,750		11,141	670		41,973
	比 較	△ 1,271	△ 1,023		△ 914	0		△ 20,428

下水道事業会計

(1) 会計年度任用職員以外の職員（再掲）

区	分	職 員 数		給 与 費				法 定 福 利 費	合 計
		特 別 職 (人)	一 般 職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後	損 益 勘 定	13	()	316	162,441	126,489	289,246	57,056	346,302
	支 弁 職 員	4	()	162	137,380	92,445	229,987	47,346	277,333
	資 本 勘 定		31						
	合 計	17	()	478	299,821	218,934	519,233	104,402	623,635
補 正 前	損 益 勘 定	13	()	316	164,980	148,850	314,146	57,080	371,226
	支 弁 職 員	4	()	162	139,263	92,354	231,779	47,378	279,157
	資 本 勘 定		32						
	合 計	17	()	478	304,243	241,204	545,925	104,458	650,383
比 較	損 益 勘 定	0	()	0	△ 2,539	△ 22,361	△ 24,900	△ 24	△ 24,924
	支 弁 職 員	0	()	0	△ 1,883	91	△ 1,792	△ 32	△ 1,824
	資 本 勘 定		△ 1						
	合 計	0	()	0	△ 4,422	△ 22,270	△ 26,692	△ 56	△ 26,748
			△ 1						

() 内は、短時間勤務職員（外書き）

手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	住 居 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	休 日 勤 務 手 当	夜 間 勤 務 手 当
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
手 当 の 内 訳	補 正 後	13,268	5,507	5,781	1,007	36,800	1,009	
	補 正 前	12,590	5,362	5,781	1,007	36,800	1,009	
	比 較	678	145	0	0	0	0	
手 当 の 内 訳	区 分	期 末 手 当	勤 勉 手 当	寒 冷 地 手 当	管 理 職 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	特 定 任 期 付 職 員 業 績 手 当	退 職 給 付 費
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
	補 正 後	68,466	54,654		10,227	670		21,545
	補 正 前	69,438	55,433		11,141	670		41,973
	比 較	△ 972	△ 779		△ 914	0		△ 20,428

下水道事業会計

(2) 会計年度任用職員（再掲）

区 分				職 員 数		給 与 費				法 定 福 利 費 (千円)	合 計 (千円)
				特 別 職 (人)	一 般 職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後	損 益 勘 定	支 弁 職 員	資 本 勘 定		(12)		18,758	7,667	26,425	4,241	30,666
					()						
	合 計				(12)		18,758	7,667	26,425	4,241	30,666
補 正 前	損 益 勘 定	支 弁 職 員	資 本 勘 定		(12)		19,901	8,210	28,111	4,755	32,866
					()						
	合 計				(12)		19,901	8,210	28,111	4,755	32,866
比 較	損 益 勘 定	支 弁 職 員	資 本 勘 定		(0)		△ 1,143	△ 543	△ 1,686	△ 514	△ 2,200
					()						
	合 計				(0)		△ 1,143	△ 543	△ 1,686	△ 514	△ 2,200

() 内は、短時間勤務職員（外書き）

手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	休 日 勤 務 手 当 (千円)	夜 間 勤 務 手 当 (千円)
		期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	特 定 任 期 付 職 員 業 績 手 当 (千円)	退 職 給 付 費 (千円)
補 正 後	補 正 後		650		180			
	補 正 前		650		180			
	比 較		0		0			
補 正 後	補 正 後	3,764	3,073					
	補 正 前	4,063	3,317					
	比 較	△ 299	△ 244					

下水道事業会計

2 給料及び手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明 (千円)	備 考
給 料	△ 5,565	給与改定に伴う増減分			
		そ の 他 の 増 減 分	△ 5,565		
手 当	△ 22,813	制度改正に伴う増減分			
		そ の 他 の 増 減 分	△ 22,813		

3 給料及び手当の状況 (会計年度任用職員を除く)

(1) 職員 1 人当たり給与

区 分		事 務 ・ 技 術
令和 6 年 11 月 1 日 現 在	平 均 給 料 月 額 (円)	367,182
	平 均 給 与 月 額 (円)	431,626
	平 均 年 齢 (歳)	47.10
令和 6 年 1 月 1 日 現 在	平 均 給 料 月 額 (円)	366,757
	平 均 給 与 月 額 (円)	427,278
	平 均 年 齢 (歳)	47.06

(2) 級 別 職 員 数

区 分	事 務 ・ 技 術		
	級	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)
令 和 6 年 11月1日現在	1 級	() 1	() 1.5
	2 級	() 1	() 1.5
	3 級	() 16	() 23.5
	4 級	() 35	() 51.4
	5 級	() 12	() 17.6
	6 級	() 1	() 1.5
	7 級	() 1	() 1.5
	8 級	() 1	() 1.5
	計	() 68	() 100.0
令 和 6 年 1月1日現在	1 級	()	()
	2 級	() 4	() 5.8
	3 級	() 17	() 24.7
	4 級	() 32	() 46.4
	5 級	() 13	() 18.9
	6 級	() 1	() 1.4
	7 級	() 1	() 1.4
	8 級	() 1	() 1.4
	計	() 69	() 100.0

() 内は、短時間勤務職員（外書き）

(3) 昇 給

区 分		事 務 ・ 技 術
補 正 後	職 員 数 (A) (人)	68
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)	55
	号 給 数 別 内 訳	1 号 給 (人)
		2 号 給 (人)
		3 号 給 (人) 4
		4 号 給 (人) 47
		5 号 給 (人)
		6 号 給 (人) 3
		7 号 給 (人)
		8 号 給 (人) 1
	比 率 (B) / (A) (%)	80.9
補 正 前	職 員 数 (A) (人)	69
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)	52
	号 給 数 別 内 訳	1 号 給 (人)
		2 号 給 (人)
		3 号 給 (人) 3
		4 号 給 (人) 49
		5 号 給 (人)
		6 号 給 (人)
		7 号 給 (人)
		8 号 給 (人)
	比 率 (B) / (A) (%)	75.4

(4) 特 殊 勤 務 手 当

区 分	事 務 ・ 技 術
給 料 総 額 に 対 す る 比 率 (%)	0.3
支 給 対 象 職 員 の 比 率 (%) (令 和 6 年 11 月 1 日 現 在)	16.2
代 表 的 な 特 殊 勤 務 手 当 の 名 称	不快業務従事職員の手当

継 続 費 に 関 す る 調 書

変 更

(単位 千円)

款	項	事業名	全 体 計 画						前々年度	前年度	当該年度	当該年度	翌年度	継続費の	備考
			年度	年割額	左 の 財 源 内 訳				未までの	未までの	支払	未までの	以降の支払	継続費の	
					企業債	一般会計 支出資金	国県補助金	損益勘定 留保資金等	支払	支払	義務	支払	義務	対する	
									義務 発生額	義務発生 (見込)額	義務発生 予定額	義務発生 予定額	義務発生 予定額	進捗率 (%)	
1 下水道事業資本的支出	1 建設改良費	図景貯留管関連管渠整備事業	5	108,000	48,600		54,000	5,400						0.0	通次繰越 108,000
			6	変更前	184,200	82,800		92,100	9,300			292,200	292,200		
				変更額	45,000	20,300		22,500	2,200			45,000	45,000		
				変更後	229,200	103,100		114,600	11,500			337,200	337,200	82.0	
			7	変更前	64,000	28,800		32,000	3,200					64,000	
				変更額	10,000	4,500		5,000	500					10,000	
				変更後	74,000	33,300		37,000	3,700					74,000	18.0
			計	変更前	356,200	160,200		178,100	17,900			292,200	292,200	64,000	
				変更額	55,000	24,800		27,500	2,700			45,000	45,000	10,000	
				変更後	411,200	185,000		205,600	20,600			337,200	337,200	74,000	100.0

下水道事業会計

債務負担行為に関する調書

追 加

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 払 義 務 発 生 (見 込) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 払 義 務 発 生 予 定 額		左 の 財 源 内 訳		
		期 間	金 額	期 間	金 額	企 業 債	国 県 補 助 金	そ の 他
設備保守管理業務委託料 (令和6年度分)	6,635			令和6年度 令和7年度	6,635			6,635

令和 6 年度郡山市下水道事業予定貸借対照表

(令和 7 年 3 月 3 1 日)

(単位 千円)

資 産 の 部									
1	固 定 資 産								
(1)	有 形 固 定 資 産								
	イ 土 地 物 類								3,715,943
	ロ 建 設 物 類					2,208,263			
	ハ 構 築 物 類					△ 1,001,200			1,207,063
	ニ 機 械 及 び 装 置					182,675,507			
	ホ 車 両 及 び 運 搬 具					△ 55,934,554			126,740,953
	ヘ 工 具 器 具 及 び 備 品					14,707,349			
	ト 建 設 仮 勘 定					△ 9,492,307			5,215,042
	有 形 固 定 資 産 合 計					18,050			
	(2) 無 形 固 定 資 産					△ 9,695			8,355
	イ 施 設 利 用 権					53,544			
	無 形 固 定 資 産 合 計					△ 20,097			33,447
	(3) 投 資 所 得 資 産								1,016,770
	イ 出 資 所 得 資 産 合 計								
	投 資 所 得 資 産 合 計								137,937,573
	2 流 動 資 産								
(1)	現 金 預 金								5,111,948
(2)	未 貸 倒 収 引 当 金								
(3)	貯 留 資 産 合 計								5,111,948
	流 動 資 産 合 計								
	流 動 資 産 合 計								8,384
	流 動 資 産 合 計								8,384
	流 動 資 産 合 計								143,057,905
	流 動 資 産 合 計								
	流 動 資 産 合 計								383,232
	流 動 資 産 合 計								1,322,841
	流 動 資 産 合 計								△ 22,806
	流 動 資 産 合 計								1,300,035
	流 動 資 産 合 計								2,718
	流 動 資 産 合 計								1,685,985
	流 動 資 産 合 計								144,743,890

下水道事業会計

負債の部

[illegible]

下水道事業会計

資 本 の 部						
6	資	本	金			
(1)	資	本	金			
	イ	有	資	本	10,745,295	
	ロ	会	計	出	26,620,627	
	ハ	入	資	本	717,768	
	資	本	金	合		38,083,690
	資	本	金	合		38,083,690
7	剰	余	金			
(1)	資	本	剰	余		
	イ	国	庫	補	1,131,046	
	ロ	県	補	助	21,676	
	ハ	受	益	者	1,251,382	
	ニ	工	事	負	28,857	
	ホ	受	贈	財	370,611	
	ヘ	そ	の	他	2,907	
	資	本	剰	余		2,806,479
	利	益	剰	余		
(2)	イ	当	年	度	△ 470,649	
	利	益	剰	余		△ 470,649
	剰	余	金	合		2,335,830
	資	本	合	合		40,419,520
	負	債	資	本		144,743,890

下水道事業会計

(参考資料)

令和6年度郡山市下水道事業会計補正予算明細書

収益的収入

(単位 千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	各 目 説 明	
					節	金 額
1 下水道事業収益		9,096,742	△ 26,099	9,070,643		
1 営業収益		5,838,016	△ 1,059	5,836,957		
	2 他会計負担金	1,553,862	△ 1,059	1,552,803	他会計負担金	△ 1,059
2 営業外収益		3,256,633	△ 25,040	3,231,593		
	1 他会計負担金	1,681,176	△ 23,054	1,658,122	他会計負担金	△ 23,054
	2 他会計補助金	145,420	△ 1,986	143,434	他会計補助金	△ 1,986
収益的収入合計		9,096,742	△ 26,099	9,070,643		

収益的支出

(単位 千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	各 目 説 明	
					節	金 額
1 下水道事業費用		9,444,007	△ 26,099	9,417,908		
1 営業費用		8,662,069	△ 26,099	8,635,970		
	7 総係費	71,989	1,025	73,014	児童手当	1,025
	9 給与費	403,776	△ 27,124	376,652	給料	△ 3,682
					手当等	△ 2,348
					賞与引当金繰入額	△ 17
					法定福利費	△ 649
					退職給付費	△ 20,428
収益的支出合計		9,444,007	△ 26,099	9,417,908		

下水道事業会計

資 本 的 収 入

(単位 千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	各 目 説 明	
					節	金 額
1 下水道事業資本的收入		7,486,133	△ 40,498	7,445,635		
2 他会計出資金		1,663,370	△ 40,498	1,622,872		
	1 他会計出資金	1,663,370	△ 40,498	1,622,872	他会計出資金	△ 40,498
資本的收入合計		7,486,133	△ 40,498	7,445,635		

資 本 的 支 出

(単位 千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	各 目 説 明	
					節	金 額
1 下水道事業資本の支出		11,106,422	△ 1,824	11,104,598		
1 建設改良費		6,060,430	△ 1,824	6,058,606		
	6 給与費	278,995	△ 1,824	277,171	給料	△ 1,883
					手当等	91
					法定福利費	△ 32
資本の支出合計		11,106,422	△ 1,824	11,104,598		

下水道事業会計

令和6年度郡山市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和6年度郡山市農業集落排水事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和6年度郡山市農業集落排水事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）		（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
		収 入		
第1款 農 業 集 落 排 水 事 業 収 益		715,678千円	20千円	715,698千円
第2項 営 業 外 収 益		583,554千円	20千円	583,574千円
		支 出		
第1款 農 業 集 落 排 水 事 業 費 用		709,685千円	20千円	709,705千円
第1項 営 業 費 用		654,457千円	20千円	654,477千円

第3条 予算第5条に定めた債務負担行為に、次の事項、期間及び限度額を加える。

事 項	期 間	限 度 額
設備保守管理業務委託料 （令和6年度分）	令和6年度から 令和7年度まで	千円 667

第4条 予算第9条に定めた(1)職員給与費「7,357千円」を「7,377千円」に改める。

第5条 予算第10条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額「136,690千円」を「136,710千円」に改める。

令和6年11月29日提出

郡山市長 品 川 萬 里

注記

1 重要な会計方針に係る事項

(1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準は原価法、評価方法は先入先出法によっている。

(2) 固定資産の減価償却の方法

固定資産の償却方法は、定額法によっている。

(3) 引当金の計上方法

イ 退職給付引当金

職員の退職手当は、一般会計が負担しているため、退職給付引当金は計上していない。

ロ 賞与引当金

翌年度の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

ハ 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率により、回収不能見込額を計上している。

(4) 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税抜き方式によっている。

令和 6 年度郡山市農業集落排水事業会計補正予算実施計画
収益の収入及び支出

収 入 (単位 千円)

款	項	目	補 正 額	備 考
1 農業集落排水事業収益			20	
	2 営業外収益		20	
		2 他会計補助金	20	汚水処理一般会計補助金を補正

支 出 (単位 千円)

款	項	目	補 正 額	備 考
1 農業集落排水事業費用			20	
	1 営業費用		20	
		6 給与費	20	職員給与費を補正

令和 6 年度郡山市農業集落排水事業会計キャッシュ・フロー計算書
(令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで)

(単位 千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益 (△は純損失)	0
減価償却費	386,068
固定資産除却費	4,985
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	25
賞与引当金の増減額 (△は減少)	19
長期前受金戻入額	△ 161,897
支払利息	53,264
未収金の増減額 (△は増加)	84,187
未払金の増減額 (△は減少)	79,374
小計	446,025
利息の支払額	△ 53,264
業務活動によるキャッシュ・フロー	392,761

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 47,522
----------------	----------

投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 47,522
------------------	----------

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

一時借入金の返済による支出	△ 162,000
---------------	-----------

建設改良費等企業債による収入	49,600
----------------	--------

建設改良費等企業債の償還による支出	△ 386,686
-------------------	-----------

他会計からの出資による収入	154,211
---------------	---------

財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 344,875
------------------	-----------

資金増加額(又は減少額)	364
--------------	-----

資金期首残高	528
--------	-----

資金期末残高	892
--------	-----

給 与 費 明 細 書

1 総 括

区 分	職 員 数				給 与 費				法 定 福 利 費 (千円)	合 計 (千円)
	損 益 勘 定	支 弁 職 員	資 本 勘 定	支 出 職 員	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後	損 益 勘 定	支 弁 職 員	資 本 勘 定	支 出 職 員		3,468	2,866	6,334	1,043	7,377
	損 益 勘 定	支 弁 職 員	資 本 勘 定	支 出 職 員						
	合 計					3,468	2,866	6,334	1,043	7,377
補 正 前	損 益 勘 定	支 弁 職 員	資 本 勘 定	支 出 職 員		3,468	2,876	6,344	1,013	7,357
	損 益 勘 定	支 弁 職 員	資 本 勘 定	支 出 職 員						
	合 計					3,468	2,876	6,344	1,013	7,357
比 較	損 益 勘 定	支 弁 職 員	資 本 勘 定	支 出 職 員		0	△ 10	△ 10	30	20
	損 益 勘 定	支 弁 職 員	資 本 勘 定	支 出 職 員						
	合 計					0	△ 10	△ 10	30	20

() 内は、短時間勤務職員（外書き）

手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	休 日 勤 務 手 当 (千円)	夜 間 勤 務 手 当 (千円)
		期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	特 定 任 期 付 職 員 業 績 手 当 (千円)	退 職 給 付 費 (千円)
手 当 の 内 訳	補 正 後	120	62	336	4	900	62	
	補 正 前	120	62	336	4	900	62	
	比 較	0	0	0	0	0	0	
手 当 の 内 訳	補 正 後	760	622					
	補 正 前	765	627					
	比 較	△ 5	△ 5					

農業集落排水事業会計

2 給料及び手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明 (千円)	備 考
給 料	0	給与改定に伴う増減分		
		そ の 他 の 増 減 分		
手 当	△ 10	制度改正に伴う増減分		
		そ の 他 の 増 減 分	△ 10	

債務負担行為に関する調書

追 加

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支払義務発生（見込）額		当 該 年 度 以 降 の 支払義務発生予定額		左 の 財 源 内 訳		
		期 間	金 額	期 間	金 額	企 業 債	国 県 補 助 金	そ の 他
設備保守管理業務委託料 （令和6年度分）	667			令和 6年度 令和 7年度	667			667

令和 6 年度郡山市農業集落排水事業予定貸借対照表

(令和 7 年 3 月 3 1 日)

(単位 千円)

資 産 の 部									
1	固 定 資 産								
(1)	有 形 固 定 資 産								
	イ 土 地							184,706	
	ロ 建 物					477,298			
	ハ 構 造 物	価 償 却 累 計				<u>△ 178,831</u>		298,467	
	ニ 機 械 及 び 装 置	価 償 却 累 計				<u>14,312,437</u>			
	ホ 車 両 及 び 運 搬 具	価 償 却 累 計				<u>△ 5,188,358</u>		9,124,079	
	ヘ 工 具 器 具 及 び 備 品	価 償 却 累 計				<u>2,524,850</u>			
						<u>△ 1,828,002</u>		696,848	
						91			
						0		91	
						145			
						<u>△ 138</u>		7	
	有 形 固 定 資 産 合 計							<u>10,304,198</u>	
									10,304,198
2	流 動 資 産								
(1)	現 金							892	
(2)	未 貸 倒 収 引 当							106,242	
(3)	貯 留 資 産 合 計							<u>△ 130</u>	
								106,112	
								<u>410</u>	
									107,414
									<u>10,411,612</u>

農業集落排水事業会計

負債の部

[illegible]

資本の部

6	資	本	金				
(1)	資	本	金				
	イ	有	資	本	825,063		
	口	会	計	資	1,947,991		
	ハ	入	出	本	17,974		
	資	本	金	合			
	資	本	金	合			
						2,791,028	
							2,791,028
7	剩	余	金				
(1)	資	本	剩	余			
	イ	国	庫	補	101,156		
	口	県	補	助	16,590		
	ハ	受	者	担	6,675		
	ニ	受	贈	財	302		
	ホ	そ	の	他	4		
	資	本	剩	余			
						124,727	
(2)	利	益	剩	余			
	イ	当	年	未	0		
	利	益	剩	余			
	剩	余	金	合			
	資	本	資	本			
	負	債	資	本			
						0	
							124,727
							2,915,755
							10,411,612

(参考資料) 令和6年度郡山市農業集落排水事業会計補正予算明細書
収益的収入

(単位 千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	各 目 説 明	
					節	金 額
1 農業集落排水事業収益		715,678	20	715,698		
2 営業外収益		583,554	20	583,574		
	2 他会計補助金	136,690	20	136,710	他会計補助金	20
収益的収入合計		715,678	20	715,698		

収益的支出

(単位 千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	各 目 説 明	
					節	金 額
1 農業集落排水事業費用		709,685	20	709,705		
1 営業費用		654,457	20	654,477		
	6 給与費	7,357	20	7,377	法定福利費	26
					賞与引当金繰入額	△ 6
収益的支出合計		709,685	20	709,705		

(予 算 資 料)

1 令和6年度会計別補正予算

(単位 千円)

会 計 名		補正前の額	補 正 額	計
一般会計		149,262,374	1,856,594	151,118,968
特 別 会 計	国民健康保険特別会計	28,717,450	△ 3,099	28,714,351
	後期高齢者医療特別会計	4,190,017	1,822	4,191,839
	介護保険特別会計	28,540,576	86,867	28,627,443
	公共用地先行取得事業特別会計	9,183	0	9,183
	荒井北井土地区画整理事業特別会計	328	0	328
	富田第二土地区画整理事業特別会計	282,243	0	282,243
	伊賀河原土地区画整理事業特別会計	940,389	△ 118,631	821,758
	徳定土地区画整理事業特別会計	556,086	△ 103,270	452,816
	大町土地区画整理事業特別会計	854,229	3,809	858,038
	駐車場事業特別会計	164,890	0	164,890
	郡山駅西口市街地再開発事業特別会計	22,795	0	22,795
	総合地方卸売市場特別会計	1,015,042	△ 1,156	1,013,886
	工業団地開発事業特別会計	3,592,556	0	3,592,556
	熱海温泉事業特別会計	543,503	0	543,503
	母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計	18,021	0	18,021
	多田野財産区特別会計	9,658	△ 2,004	7,654
	河内財産区特別会計	21,297	0	21,297

会 計 名		補正前の額	補 正 額	計
特 別 会 計	月形財産区特別会計	1,102	0	1,102
	舟津財産区特別会計	26,932	0	26,932
	館財産区特別会計	25,836	0	25,836
	浜路財産区特別会計	844	0	844
	横沢財産区特別会計	15,129	0	15,129
	中野財産区特別会計	3,293	0	3,293
	後田財産区特別会計	2,544	0	2,544
	水道事業会計	14,453,889	8,034	14,461,923
	簡易水道事業会計	338,299	△ 376	337,923
	下水道事業会計	20,550,429	△ 27,923	20,522,506
	農業集落排水事業会計	1,148,645	20	1,148,665
	計	106,045,205	△ 155,907	105,889,298
	合 計	255,307,579	1,700,687	257,008,266

2 一 般 会 計 歳 出 補 正 予 算 節 別 一 覧 表

(単位 千円)

款 名 節 名	議会費	総務費	民生費	衛生費	労働費	農 林 水産業費	商工費	土木費	消防費	教育費	災 害 復旧費	公債費	諸支出金	予備費	計	補正前の額	合 計
1 報酬		△13,628	1,647	2,417	67	1,313		3		2,377					△5,804	2,351,724	2,345,920
2 給料	2,444	△31,594	△33,312	△26,156	△19	△5,463	△2,861	△5,977	△1,000	8,852					△95,086	7,935,239	7,840,153
3 職員手当等	△2,156	△117,881	△35,432	△29,922	244	△11,375	△1,194	△22,142	△197	△15,836					△235,891	6,478,191	6,242,300
4 共済費	169	△13,839	△13,259	△8,417	△80	△2,559	△1,216	△182	△178	6,057					△33,504	3,203,454	3,169,950
5 災害補償費															0	2,093	2,093
6 恩給及び退職年金															0	945	945
7 報償費		693													693	687,002	687,695
8 旅費		4,624	824	2,018		333	50	181		3,612					11,642	220,833	232,475
9 交際費															0	3,838	3,838
10 需用費		1,599	23,952	242											25,793	6,508,779	6,534,572
11 役務費		△4,362	1,534	1,264											△1,564	941,501	939,937
12 委託料		△28,102	17,160	68,773						△14,135					43,696	20,008,349	20,052,045
13 使用料及び賃借料		△2,050	△3,337												△5,387	2,405,988	2,400,601
14 工事請負費			1,417												1,417	10,525,937	10,527,354
15 原材料費															0	90,460	90,460
16 公有財産購入費															0	181,379	181,379
17 備品購入費		△3,881	5,961												2,080	391,840	393,920
18 負担金補助及び交付金		8,611	420,122	△2,885		△13,922		△3,833	1,277	562,366					971,736	29,678,592	30,650,328
19 扶助費				7,417											7,417	27,280,805	27,288,222
20 貸付金															0	3,404,288	3,404,288
21 補償補填及び賠償金															0	398,682	398,682
22 償還金利子及び割引料		37,181	212,817	284,590		254,848						△71,728			717,708	8,299,982	9,017,690
23 投資及び出資金								△40,498							△40,498	1,968,431	1,927,933
24 積立金		513,073	11,960	1,965						1,251					528,249	5,367,858	5,896,107
25 寄附金															0	0	0
26 公課費		△33	10												△23	9,617	9,594
27 繰出金			△25,501			△1,156		△16,794							△43,451	10,607,920	10,564,469
予備費														7,371	7,371	308,647	316,018
歳 出 合 計	457	350,411	586,563	301,306	212	222,019	△5,221	△89,242	△98	554,544		△71,728		7,371	1,856,594	149,262,374	151,118,968

3 一般会計歳出補正予算性質別分類表

(単位 千円)

款 名 性 質 名	議会費	総務費	民生費	衛生費	労働費	農 林 水産業費	商工費	土木費	消防費	教育費	災 害 復旧費	公債費	諸支出金	予備費	計	補正前の額	合 計
1 人件費	457	△191,031	△80,356	△62,078	212	△18,084	△5,271	△28,298	△1,375	1,450					△384,374	20,048,082	19,663,708
うち職員給	2,444	△31,594	△33,312	△26,156	△19	△5,463	△2,861	△5,977	△1,000	8,852					△95,086	7,935,239	7,840,153
2 扶助費			404,108	7,417											411,525	35,259,979	35,671,504
3 公債費												△71,728			△71,728	7,879,401	7,807,673
4 物件費		△37,916	22,414	72,297		333	50	181		△10,523					46,836	25,542,860	25,589,696
5 維持補修費			20,378												20,378	2,390,957	2,411,335
6 補助費等		60,499	228,866	281,705		239,306		△3,833	1,277	131					807,951	17,343,944	18,151,895
うち補助交付金		22,700	14,514	△3,085		△15,542		△148							18,439	5,479,899	5,498,338
7 積立金		513,073	11,960	1,965						1,251					528,249	5,367,858	5,896,107
8 投資及び出資金								△40,498							△40,498	1,968,431	1,927,933
9 貸付金															0	3,404,288	3,404,288
10 繰出金			△25,501			△1,156		△16,794							△43,451	10,607,920	10,564,469
11 普通建設事業費		5,786	4,694			1,620				562,235					574,335	18,923,442	19,497,777
(1)補助事業費			1,417							562,235					563,652	9,167,621	9,731,273
(2)単独事業費		5,786	3,277			1,620									10,683	9,755,821	9,766,504
12 災害復旧事業費															0	216,565	216,565
13 失業対策事業費															0	0	0
14 予備費														7,371	7,371	308,647	316,018
歳 出 合 計	457	350,411	586,563	301,306	212	222,019	△5,221	△89,242	△98	554,544		△71,728		7,371	1,856,594	149,262,374	151,118,968

4 令和6年度補助金等補正一覧表

(単位 千円)

款	項	目	補助金等名称	補正前の額	補正額	計
2 総務費	1 総務管理費	3 人事管理費	職員資格取得助成金	780	△400	380
			職員大学等修学費用助成金	300	△300	0
		6 政策開発費	U I Jターン支援補助金	53,800	23,400	77,200
3 民生費	4 児童福祉費	1 こども総務企画費	市こどもまつり実行委員会負担金	10,300	1,500	11,800
		4 保育費	延長保育事業費補助金	17,662	14,514	32,176
6 農林水産業費	1 農業費	2 農業政策費	地域計画担い手確保支援事業補助金	0	1,620	1,620
			畑地化促進事業費補助金	0	807	807
		4 農地費	多面的機能支払交付金事業費補助金	291,171	△16,369	274,802

行政組織の改編に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定する。

令和6年11月29日提出

郡山市長 品 川 萬 里

行政組織の改編に伴う関係条例の整備に関する条例

(郡山市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第1条 郡山市職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和58年郡山市条例第5号)の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)		
種類	支給範囲	支給額	種類	支給範囲	支給額
税務職員及び税 外収入徴収事務 従事職員の手当	(略)		税務職員及び税 外収入徴収事務 従事職員の手当	(略) 国保税収納課に勤務する職員(給料 の特別調整額を受ける職員を除く。)	勤 務 1 月 に つ き 6,000円
(略)			(略)		
道路上作業従事 職員の手当	道路保全課に勤務する職員で道路の 維持修繕作業に専ら従事したもの	(略)	道路上作業従事 職員の手当	道路維持課に勤務する職員で道路の 維持修繕作業に専ら従事したもの	(略)
(略)			(略)		
備考 (略)			備考 (略)		

(郡山市水防協議会条例の一部改正)

第2条 郡山市水防協議会条例(昭和59年郡山市条例第49号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(会長)	(会長)
第3条 (略)	第3条 (略)
2 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。	2 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。
(庶務)	(庶務)

第7条 協議会の庶務は、建設構想部において処理する。

(郡山市スポーツ推進審議会条例の一部改正)

第3条 郡山市スポーツ推進審議会条例(平成元年郡山市条例第18号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(庶務) 第6条 審議会の庶務は、 <u>文化スポーツ観光部</u> において処理する。	(庶務) 第6条 審議会の庶務は、 <u>文化スポーツ部スポーツ振興課</u> において処理する。 。

(郡山市部設置条例の一部改正)

第4条 郡山市部設置条例(平成5年郡山市条例第38号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(設置) 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。 (略) <u>文化スポーツ観光部</u> (略) <u>農商工部</u> <u>建設構想部</u> (略) (事務分掌) 第2条 部の分掌する事務は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1)～(5) (略) (6) <u>文化スポーツ観光部</u> ア・イ (略) ウ <u>観光及び物産に関すること。</u> エ・オ (略)	(設置) 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。 (略) <u>文化スポーツ部</u> (略) <u>農林部</u> <u>産業観光部</u> <u>建設部</u> (略) (事務分掌) 第2条 部の分掌する事務は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1)～(5) (略) (6) <u>文化スポーツ部</u> ア・イ (略) ウ・エ (略)

(7)～(9) (略) (10) <u>農商工部</u> ア～エ (略) オ <u>産業に関すること。</u> カ <u>計量に関すること。</u> キ <u>雇用及び労政に関すること。</u> ク <u>企業誘導に関すること。</u> (11) <u>建設構想部</u> ア・イ (略) (12) (略)	(7)～(9) (略) (10) <u>農林部</u> ア～エ (略) (11) <u>産業観光部</u> ア <u>産業に関すること。</u> イ <u>計量に関すること。</u> ウ <u>雇用及び労政に関すること。</u> エ <u>観光及び物産に関すること。</u> オ <u>企業誘導に関すること。</u> (12) <u>建設部</u> ア・イ (略) (13) (略)
--	--

(郡山市空家等対策審議会条例の一部改正)

第5条 郡山市空家等対策審議会条例（平成28年郡山市条例第53号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(庶務) 第9条 審議会の庶務は、<u>建設構想部</u>において処理する。	(庶務) 第9条 審議会の庶務は、<u>建設部</u>において処理する。

(郡山市高年齢者等就業支援団体認定審査会条例の一部改正)

第6条 郡山市高年齢者等就業支援団体認定審査会条例（平成29年郡山市条例第8号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(庶務) 第9条 審査会の庶務は、<u>農商工部</u>において処理する。	(庶務) 第9条 審査会の庶務は、<u>産業観光部</u>において処理する。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(提 案 要 旨)

行政組織の改編に伴い、関係条例について、所要の改正を行うとともに、規定を整備する。

刑法等の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定する。

令和6年11月29日提出

郡山市長 品 川 萬 里

刑法等の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例

(郡山市職員の分限に関する条例の一部改正)

第1条 郡山市職員の分限に関する条例(昭和40年郡山市条例第16号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(失職の例外) 第6条 任命権者は、<u>拘禁刑</u>に処せられた職員のうち、その刑に係る罪が緊急出動途上の過失によるものであり、かつ、その刑の執行を猶予されたものについては、情状により、当該職員がその職を失わないものとする事ができる。 2 (略)	(失職の例外) 第6条 任命権者は、<u>禁この刑</u>に処せられた職員のうち、その刑に係る罪が緊急出動途上の過失によるものであり、かつ、その刑の執行を猶予されたものについては、情状により、当該職員がその職を失わないものとする事ができる。 2 (略)

(郡山市職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 郡山市職員の給与に関する条例(昭和40年郡山市条例第29号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第23条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。 (1)・(2) (略) (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受け	(期末手当) 第23条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。 (1)・(2) (略) (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受け

た者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの 第23条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 (2) (略) 2 (略) 3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかった場合 (2)・(3) (略) 4～6 (略)	た者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの 第23条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 (2) (略) 2 (略) 3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかった場合 (2)・(3) (略) 4～6 (略)
---	--

（郡山市職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第3条 郡山市職員の退職手当に関する条例（昭和40年郡山市条例第32号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（退職手当の支払の差止め） 第18条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に	（退職手当の支払の差止め） 第18条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に

係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) (略)

2～4 (略)

5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) (略)

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合

(3) (略)

6～10 (略)

（退職後拘禁刑以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

第19条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般

係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) (略)

2～4 (略)

5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) (略)

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合

(3) (略)

6～10 (略)

（退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

第19条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般

の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第17条第1項の規定により勘案する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあっては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) (略)

2～6 (略)

(退職をした者の退職手当の返納)

第20条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第17条第1項の規定により勘案する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第16条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第22条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第22条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) (略)

2～6 (略)

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第22条 (略)

2・3 (略)

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行

の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第17条第1項の規定により勘案する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあっては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) (略)

2～6 (略)

(退職をした者の退職手当の返納)

第20条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第17条第1項の規定により勘案する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第16条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第22条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第22条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) (略)

2～6 (略)

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第22条 (略)

2・3 (略)

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行

為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた後において第20条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。 5～8 （略）	為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた後において第20条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。 5～8 （略）
---	---

（郡山市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第4条 郡山市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年郡山市条例第63号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（退職手当） 第18条 （略） 2・3 （略） 4 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合においてその判決の確定前に退職したとき又は退職した者に対しまだ退職手当の額が支払われていない場合においてその者が在職期間（その退職手当の支給の基礎となる期間をいう。）中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたときは、退職手当は支給しない。ただし、<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかったときは、この限りでない。 5・6 （略）	（退職手当） 第18条 （略） 2・3 （略） 4 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合においてその判決の確定前に退職したとき又は退職した者に対しまだ退職手当の額が支払われていない場合においてその者が在職期間（その退職手当の支給の基礎となる期間をいう。）中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたときは、退職手当は支給しない。ただし、<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかったときは、この限りでない。 5・6 （略）

（郡山市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正）

第5条 郡山市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和42年郡山市条例第38号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(欠格条項) 第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、消防団員となることができない。 (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2) (略)	(欠格条項) 第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、消防団員となることができない。 (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2) (略)

(郡山市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第6条 郡山市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和42年郡山市条例第68号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第6条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第3号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたため地方自治法第127条第1項の規定により失職した議員 (2) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した議員（前号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの (3) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた議員（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの 第7条 支給日に期末手当を支給することとされていた議員が当該支給日の前日までに次の各号のいずれかに該当する場合（第2号に該当する場合にあつては、当該行為について次項各号に規定する場合のいずれにも該当しないときに限る。）には、当該期末手当の支給を一時差し止める。	(期末手当) 第6条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第3号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたため地方自治法第127条第1項の規定により失職した議員 (2) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した議員（前号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの (3) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた議員（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの 第7条 支給日に期末手当を支給することとされていた議員が当該支給日の前日までに次の各号のいずれかに該当する場合（第2号に該当する場合にあつては、当該行為について次項各号に規定する場合のいずれにも該当しないときに限る。）には、当該期末手当の支給を一時差し止める。

(1) 当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。）をされ、その判決が確定していない場合 (2) 当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕（当該逮捕に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているものに限る。）された場合 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差し止処分」という。）について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差し止処分を取り消さなければならない。 (1) 一時差し止処分を受けた者が当該一時差し止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかった場合 (2) (略) 3・4 (略)	(1) 当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。）をされ、その判決が確定していない場合 (2) 当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕（当該逮捕に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているものに限る。）された場合 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差し止処分」という。）について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差し止処分を取り消さなければならない。 (1) 一時差し止処分を受けた者が当該一時差し止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかった場合 (2) (略) 3・4 (略)
--	---

（単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第7条 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和49年郡山市条例第40号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（退職手当） 第17条 (略) 2・3 (略) 4 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）された場合においてその判決の確定前に退職したとき又は退職した者に対しまだ退職手当の額が支払われていない場合においてその者が在職期間（その退職手当の支給の基礎となる期間をいう。）中の行為に係る刑事事件に関し起訴をさ	（退職手当） 第17条 (略) 2・3 (略) 4 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）された場合においてその判決の確定前に退職したとき又は退職した者に対しまだ退職手当の額が支払われていない場合においてその者が在職期間（その退職手当の支給の基礎となる期間をいう。）中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされ

れたときは、退職手当は支給しない。ただし、 <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられなかったときは、この限りでない。 5・6 (略)	たときは、退職手当は支給しない。ただし、 <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられなかったときは、この限りでない。 5・6 (略)
---	---

(県中都市計画事業郡山駅西口市街地再開発事業施行規程の一部改正)

第8条 県中都市計画事業郡山駅西口市街地再開発事業施行規程(昭和54年郡山市条例第55号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(委員の欠格事由等) 第12条 次に掲げる者は、委員となることができない。 (1) (略) (2) <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 2～4 (略)	(委員の欠格事由等) 第12条 次に掲げる者は、委員となることができない。 (1) (略) (2) <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 2～4 (略)

(郡山市屋外広告物条例の一部改正)

第9条 郡山市屋外広告物条例(平成8年郡山市条例第57号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(許可の基準等) 第12条 (略) (罰則) 第42条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) (略)	(許可の基準) 第12条 (略) (罰則) 第42条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) (略)

(郡山市総合地方卸売市場条例の一部改正)

第10条 郡山市総合地方卸売市場条例(平成13年郡山市条例第57号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(卸売業の許可) 第8条の2 (略) 2 (略)	(卸売業の許可) 第8条の2 (略) 2 (略)

3 市長は、第1項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしないものとする。 (1)～(4) (略) (5) 申請者の業務を執行する役員のうちに、次のいずれかに該当する者があるとき。 ア (略) イ <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しないもの (6) (略) (仲卸業の許可) 第15条 (略) 2 (略) 3 市長は、第1項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしないものとする。 (1)～(4) (略) (5) 申請者の業務を執行する役員のうちに、次のいずれかに該当する者があるとき。 ア (略) イ <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者又は法に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しないもの (6) (略)	3 市長は、第1項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしないものとする。 (1)～(4) (略) (5) 申請者の業務を執行する役員のうちに、次のいずれかに該当する者があるとき。 ア (略) イ <u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しないもの (6) (略) (仲卸業の許可) 第15条 (略) 2 (略) 3 市長は、第1項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしないものとする。 (1)～(4) (略) (5) 申請者の業務を執行する役員のうちに、次のいずれかに該当する者があるとき。 ア (略) イ <u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者又は法に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しないもの (6) (略)
---	---

(郡山市客引き勧誘行為等の防止に関する条例の一部改正)

第11条 郡山市客引き勧誘行為等の防止に関する条例（平成19年郡山市条例第43号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(罰則)	(罰則)

第7条 第3条又は第4条の規定に違反した者は、3月以下の <u>拘禁刑</u> 又は200,000円以下の罰金に処する。	第7条 第3条又は第4条の規定に違反した者は、3月以下の <u>懲役</u> 又は200,000円以下の罰金に処する。
2 常習として第3条又は第4条の規定に違反した者は、6月以下の <u>拘禁刑</u> 又は500,000円以下の罰金に処する。	2 常習として第3条又は第4条の規定に違反した者は、6月以下の <u>懲役</u> 又は500,000円以下の罰金に処する。

(郡山市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第12条 郡山市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年郡山市条例第31号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(郡山市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置) 3～6 (略) 7 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第10号アに規定する個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) (略) 8 この条例の施行前において管理業務に従事していた者が、正当な理由がないのに、次の各号のいずれにも該当する旧個人情報をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) (略) 9 附則第7項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 10 附則第8項に規定する者が、管理業務に関して知り得た次の各号のいずれにも該当する旧個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。	(郡山市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置) 3～6 (略) 7 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第10号アに規定する個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) (略) 8 この条例の施行前において管理業務に従事していた者が、正当な理由がないのに、次の各号のいずれにも該当する旧個人情報をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) (略) 9 附則第7項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。 10 附則第8項に規定する者が、管理業務に関して知り得た次の各号のいずれにも該当する旧個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。

(1)・(2) (略)

(1)・(2) (略)

(郡山市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正)

第13条 郡山市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年郡山市条例第44号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の <u>拘禁刑</u> 又は100万円以下の罰金に処する。	第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の <u>懲役</u> 又は100万円以下の罰金に処する。
第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。	第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。
第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。	第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。

(郡山市吏員退隠料等給与条例の一部改正)

第14条 郡山市吏員退隠料等給与条例（昭和16年郡山市告示第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第3号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第11条第1項第2号中「懲役若クハ禁錮ノ刑」を「拘禁刑」に改める。

第11条第2項及び第12条第2号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第22条第2号及び第30条第1項中「懲役又ハ禁錮ノ刑」を「拘禁刑」に改める。

第30条第2項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第38条の7第1項各号列記以外の部分中「禁錮」及び「懲役又ハ禁錮ノ刑」を「拘禁刑」に改める。

第38条の8中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第38条の9中「禁錮」及び「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、第9条中郡山市屋外広告物条例第12条の見出しの改正規定は、公布の日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等一部改正法第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（有期のものに限る。）が含まれるときは、当該刑は、その刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

(人の資格等に関する経過措置)

- 4 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は旧刑法第13条に規定する禁錮（以下この項及び次項において「禁錮」という。）のうち無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は禁錮のうち刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。
- 5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴又は逮捕をされた者は、この条例による改正後の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴又は逮捕をされた者とみなす。

(提 案 要 旨)

刑法等の一部を改正する法律の施行等に伴い、所要の改正を行うとともに、規定を整備する。

郡山市立公民館条例の一部を改正する等の条例を次のように制定する。

令和6年11月29日提出

郡山市長 品 川 萬 里

郡山市立公民館条例の一部を改正する等の条例

(郡山市立公民館条例の一部改正)

第1条 郡山市立公民館条例(昭和40年郡山市条例第50号)の一部を次のように改正する。

改正後							改正前						
別表第2(第8条関係)							別表第2(第8条関係)						
1 郡山市立中央公民館													
(1) 多目的ホール以外の施設													
ア 施設使用料													
室名	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで							
第1講義室	1,100円	1,400円	1,600円	2,300円	2,700円	3,500円							
第2講義室	1,100円	1,400円	1,600円	2,300円	2,700円	3,500円							
第3講義室	1,100円	1,400円	1,600円	2,300円	2,700円	3,500円							
第4講義室	1,100円	1,400円	1,600円	2,300円	2,700円	3,500円							
第5講義室	800円	1,100円	1,300円	1,800円	2,200円	2,700円							
第6講義室	800円	1,100円	1,300円	1,800円	2,200円	2,700円							
第7講義室	800円	1,100円	1,300円	1,800円	2,200円	2,700円							
第8講義室	800円	1,100円	1,300円	1,800円	2,200円	2,700円							
第9講義室	800円	1,100円	1,300円	1,800円	2,200円	2,700円							
第10講義室	800円	1,100円	1,300円	1,800円	2,200円	2,700円							
第1和室	1,400円	1,900円	2,400円	3,000円	3,900円	4,800円							
第2和室	1,100円	1,400円	1,600円	2,300円	2,700円	3,500円							

第3和室	1,100円	1,400円	1,600円	2,300円	2,700円	3,500円
調理室	1,100円	1,400円	1,600円	2,300円	2,700円	3,500円
工作室	1,100円	1,400円	1,600円	2,300円	2,700円	3,500円
音楽室	800円	1,100円	1,300円	1,800円	2,200円	2,700円
講師控室	500円	800円	1,000円	1,200円	1,700円	2,000円
金透分室会議室	900円	1,200円	1,500円	1,900円	2,500円	3,100円
堤下分室第1会議室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
堤下分室第2会議室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
堤下分室第3会議室	400円	600円	700円	900円	1,200円	1,500円

備考

1 使用時間が使用区分に定める使用時間に満たないときは、これを
使用区分に定める使用時間に切り上げて計算する。

2 冷房又は暖房の設備（暖房用器具を含む。）を使用する場合は、
施設使用料の100分の20に相当する額を加算する。

イ 設備等使用料

種別	区分	単位	使用料
ピアノ		1式1回	500円
プロジェクター		1式1回	500円
展示用パネル		1枚1日	50円
持込電気器具	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワットを超え500ワット以下の場合	1回	100円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が500ワットを超え1キロワット以下の場合	1回	200円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1キロワットを超え1.5キロ	1回	300円

	ワット以下の場合		
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1.5キロワットを超える場合	1回	400円

備考

- 1 この表において「1回」とあるのは、午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで又は午後5時から午後9時までの使用時間の区分における使用をいう。
- 2 午前9時から午後5時まで又は午後1時から午後9時までの使用時間の区分における使用にあっては2回の使用と、午前9時から午後9時までの使用時間の区分における使用にあっては3回の使用として、この表の規定を適用する。
- 3 ピアノの使用料には、調律料は含まない。

(2) 多目的ホール

ア 施設使用料

室名	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
多目的ホール	5,400円	10,500円	9,900円	15,900円	20,400円	25,800円

備考

- 1 使用時間が使用区分に定める使用時間に満たないときは、これを使用区分に定める使用時間に切り上げて計算する。
- 2 午前6時から午前9時までの使用に係る使用料は、1時間につき、午前9時から正午までの欄に掲げる額の時間割計算による額にその額の100分の20に相当する額を加算した額とする。
- 3 午後9時から午前6時までの使用に係る使用料は、1時間につき、午後6時から午後9時までの欄に掲げる額の時間割計算による額にその額の100分の20に相当する額を加算した額とする。

- 4 使用時間が1時間に満たないときはこれを1時間として、使用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。
- 5 冷房又は暖房の設備（暖房用器具を含む。）を使用する場合は、施設使用料の100分の20に相当する額を加算する。
- 6 施設使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

イ 特別使用料

種別	使用料の額
入場料徴収加算料	入場料が1,000円未満の場合にあっては、施設使用料の額の100分の50に相当する額
	入場料が1,000円以上3,000円未満の場合にあっては、施設使用料の額の100分の100に相当する額
	入場料が3,000円以上の場合にあっては、施設使用料の額の100分の200に相当する額
準備等使用料	施設使用料の100分の70に相当する額

備考

- 1 この表において「入場料徴収加算料」及び「準備等使用料」とあるのは、それぞれ次に掲げる使用料をいう。
- (1) 入場料徴収加算料 使用者が多目的ホールを使用するに際し、入場料を徴収する場合に加算される使用料
- (2) 準備等使用料 多目的ホールを準備又は練習のために使用する場合の使用料
- 2 入場料を徴収する場合は、入場料の最高額によりこの表を適用する。
- 3 入場料を徴収しないで、使用者が営利的性格を有する催しを行う目的をもって使用する場合は、この表における最高額の入場料徴収

加算料に該当するものとみなす。

4 特別使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

ウ 設備等使用料

種別	区分	単位	使用料
フルコンサート ピアノ		1 式 1 回	8,000円
プロジェクター		1 式 1 回	500円
展示用パネル		1 枚 1 日	50円
持込電気器具	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワットを超え500ワット以下の場合	1 回	100円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が500ワットを超え1キロワット以下の場合	1 回	200円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1キロワットを超え1.5キロワット以下の場合	1 回	300円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1.5キロワットを超え2キロワット以下の場合	1 回	400円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が2キロワットを超え5キロワット以下の場合	1 回	700円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が5キロワットを超える場合	1 回	1,300円

備考

1 この表において「1回」とあるのは、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで又は午後6時から午後9時までの使用時間の区分における使用をいう。

2 午前9時から午後5時まで又は午後1時から午後9時までの使用時間の区分における使用にあつては2回の使用と、午前9時から午後9時までの使用時間の区分における使用にあつては3回の使用として、この表の規定を適用する。

3 フルコンサートピアノの使用料には、調律料は含まない。

2 公民館（郡山市立中央公民館を除く。）

(1) 施設使用料

名称	室名	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
(略)							

1 施設使用料

名称	室名	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
郡山市立	第1講義室	1,100円	1,400円	1,600円	2,300円	2,700円	3,500円
中央公民館	第2講義室	1,100円	1,400円	1,600円	2,300円	2,700円	3,500円
	第3講義室	1,100円	1,400円	1,600円	2,300円	2,700円	3,500円
	第4講義室	1,100円	1,400円	1,600円	2,300円	2,700円	3,500円
	第5講義室	800円	1,100円	1,300円	1,800円	2,200円	2,700円
	第6講義室	800円	1,100円	1,300円	1,800円	2,200円	2,700円
	第7講義室	800円	1,100円	1,300円	1,800円	2,200円	2,700円
	第1和室	1,400円	1,900円	2,400円	3,000円	3,900円	4,800円
	第2和室	1,100円	1,400円	1,600円	2,300円	2,700円	3,500円
	第3和室	1,100円	1,400円	1,600円	2,300円	2,700円	3,500円
	金透分室会議室	900円	1,200円	1,500円	1,900円	2,500円	3,100円
	堤下分室第1会議室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円

	<table><tr><td>堤下分室第</td><td>300円</td><td>500円</td><td>600円</td><td>800円</td><td>1,000円</td><td>1,200円</td></tr><tr><td>2会議室</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>堤下分室第</td><td>400円</td><td>600円</td><td>700円</td><td>900円</td><td>1,200円</td><td>1,500円</td></tr><tr><td>3会議室</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	堤下分室第	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円	2会議室							堤下分室第	400円	600円	700円	900円	1,200円	1,500円	3会議室						
堤下分室第	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円																							
2会議室																													
堤下分室第	400円	600円	700円	900円	1,200円	1,500円																							
3会議室																													
	(略)																												
備考 (略)	備考 (略)																												
(2) 設備等使用料	2 設備等使用料																												
(略)	(略)																												
備考	備考																												
1・2 (略)	1・2 (略)																												
3 ピアノの使用料には、調律料は含まない。																													

(郡山市勤労青少年ホーム条例の廃止)

第2条 郡山市勤労青少年ホーム条例（昭和46年郡山市条例第33号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の郡山市立公民館条例の規定は、この条例の施行の日以後の公民館の使用料について適用する。

3 第2条の規定による廃止前の郡山市勤労青少年ホーム条例の規定によりなされた手続、処分その他の行為は、第1条の規定による改正後の郡山市立公民館条例の相当規定によりなされたものとみなす。

4 第2条の規定による廃止前の郡山市勤労青少年ホーム条例の規定の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(郡山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

5 郡山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和42年郡山市条例第69号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
別表第2（第2条、第5条関係） 附属機関の委員等の報酬及び費用弁償 1 報酬	別表第2（第2条、第5条関係） 附属機関の委員等の報酬及び費用弁償 1 報酬

区分	報酬額	区分	報酬額
(略)		(略)	
		勤労青少年ホーム運営委員会	委員長 日額 8,100円
			委員
		(略)	
備考 (略)		備考 (略)	
2 (略)		2 (略)	

(郡山市障害者の利用に係る公の施設の使用料の免除に関する条例の一部改正)

6 郡山市障害者の利用に係る公の施設の使用料の免除に関する条例（平成11年郡山市条例第24号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前																					
別表（第2条関係）	別表（第2条関係）																					
<table> <tr> <th>公の施設</th><th>使用料</th></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>郡山市富久山総合学習センター</td><td rowspan="2">(略)</td></tr> <tr> <td>郡山市富久山総合学習センター別館</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> </table>	公の施設	使用料	(略)		郡山市富久山総合学習センター	(略)	郡山市富久山総合学習センター別館	(略)		<table> <tr> <th>公の施設</th><th>使用料</th></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>郡山市富久山総合学習センター</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>郡山市勤労青少年ホーム</td><td>郡山市勤労青少年ホーム条例（昭和46年郡山市条例第33号）第8条第2項に規定する使用料</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> </table>	公の施設	使用料	(略)		郡山市富久山総合学習センター	(略)	(略)		郡山市勤労青少年ホーム	郡山市勤労青少年ホーム条例（昭和46年郡山市条例第33号）第8条第2項に規定する使用料	(略)	
公の施設	使用料																					
(略)																						
郡山市富久山総合学習センター	(略)																					
郡山市富久山総合学習センター別館																						
(略)																						
公の施設	使用料																					
(略)																						
郡山市富久山総合学習センター	(略)																					
(略)																						
郡山市勤労青少年ホーム	郡山市勤労青少年ホーム条例（昭和46年郡山市条例第33号）第8条第2項に規定する使用料																					
(略)																						

(提 案 要 旨)

郡山市立中央公民館に郡山市勤労青少年ホームを統合することに伴い、関係条例の改正等を行うとともに、規定を整備する。

郡山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年11月29日提出

郡山市長 品 川 萬 里

郡山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

郡山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和42年郡山市条例第69号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
別表第2（第2条、第5条関係） 附属機関の委員等の報酬及び費用弁償 1 報酬 （略） 備考 1 いじめ問題調査委員会及びいじめ問題再調査委員会の報酬額については、職務の内容並びにその複雑、困難及び責任の度によりこの表に定める額により難しい場合は、日額28,100円を超えない範囲内で市長が定める額をもってその者の報酬額とすることができる。 2 <u>選挙長、開票管理者、開票立会人及び選挙立会人が開票日の翌日まで職務に従事した場合は、これを1日とみなして、1日分の報酬を支給する。</u> 3 <u>投票所又は期日前投票所の投票管理者又は投票立会人の報酬額については、従事時間が公職選挙法（昭和25年法律第100号）第40条第1項の規定による投票所の開閉時間（期日前投票所の場合は、同法第48条の2第6項において読み替えて準用する同法第40条第1項本文に規定する期日前投票所の開く時刻から閉じる時刻までをいう。）の2分の1以下の時間の場合は、この表に定める額の2分の1の額とする。</u> 2 （略）	別表第2（第2条、第5条関係） 附属機関の委員等の報酬及び費用弁償 1 報酬 （略） 備考 いじめ問題調査委員会及びいじめ問題再調査委員会の報酬額については、職務の内容並びにその複雑、困難及び責任の度によりこの表に<u>掲げる額</u>により難しい場合は、日額28,100円を超えない範囲内で市長が定める額をもってその者の報酬額とすることができる。 2 （略）

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(提 案 要 旨)

選挙に係る特別職の職員の報酬額に従事時間に応じた支給とするため、所要の改正を行うとともに、規定を整備する。

郡山市農業水利施設等保全再生事業基金条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年11月29日提出

郡山市長 品 川 萬 里

郡山市農業水利施設等保全再生事業基金条例の一部を改正する条例

郡山市農業水利施設等保全再生事業基金条例（平成30年郡山市条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（処分） 第6条 基金は、その設置の目的に沿った事業に要する経費又は<u>国庫に返還するために必要な経費</u>に充てるとき、これを処分することができる。	（処分） 第6条 基金は、その設置の目的に沿った事業に要する経費に充てるとき、これを処分することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提 案 要 旨）

福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）の一部を国庫に返還することに伴い、所要の改正を行う。

郡山市保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年11月29日提出

郡山市長 品 川 萬 里

郡山市保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

郡山市保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年郡山市条例第60号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（生活指導等） 第18条 （略） 2～5 （略） <u>6 救護施設は、入所者の自立支援を行うため、入所者の意向を踏まえ、各入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならない。</u> （生活指導等） 第23条 更生施設は、入所者の勤労意欲を助長するとともに、入所者が退所後健全な社会生活を営むことができるよう入所者各人の精神及び身体の状態に適合する<u>個別支援計画</u>を作成し、これに基づく指導をしなければならない。 2 前項に定めるもののほか、生活指導等については、第18条（第2項及び第6項を除く。）の規定を準用する。 （作業指導） 第24条 更生施設は、入所者に対し、前条第1項の<u>個別支援計画</u>に従って、入所者が退所後自立するのに必要な程度の技能を修得させなければならない。 2 （略）	（生活指導等） 第18条 （略） 2～5 （略） （生活指導等） 第23条 更生施設は、入所者の勤労意欲を助長するとともに、入所者が退所後健全な社会生活を営むことができるよう入所者各人の精神及び身体の状態に適合する<u>更生計画</u>を作成し、これに基づく指導をしなければならない。 2 前項に定めるもののほか、生活指導等については、第18条（第2項を除く。）の規定を準用する。 （作業指導） 第24条 更生施設は、入所者に対し、前条第1項の<u>更生計画</u>に従って、入所者が退所後自立するのに必要な程度の技能を修得させなければならない。 2 （略）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提 案 要 旨）

救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

郡山市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年11月29日提出

郡山市長 品 川 萬 里

郡山市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

郡山市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年郡山市条例第33号）の一部を次のように改正する

改正後	改正前
附 則 （幼保連携型認定こども園の職員の配置に係る特例） 4 施行日から起算して<u>12年間</u>は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園に係る第5条第3項の規定の適用については、同項の表備考1中「かつ、」とあるのは、「又は」とすることができる。	附 則 （幼保連携型認定こども園の職員の配置に係る特例） 4 施行日から起算して<u>10年間</u>は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園に係る第5条第3項の規定の適用については、同項の表備考1中「かつ、」とあるのは、「又は」とすることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提 案 要 旨）

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

郡山市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年11月29日提出

郡山市長 品 川 萬 里

郡山市営住宅条例の一部を改正する条例

郡山市営住宅条例（平成9年郡山市条例第31号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（入居者の資格） 第6条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号（老人、障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者（次条第2項において「老人等」という。）にあっては第2号から第6号まで、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等にあっては第4号及び第6号）の条件を具備する者でなければならない。ただし、規則で定める市営住宅にあっては、第2号から第6号までの条件を具備する者としてすることができる。 （1）現に同居し、又は同居しようとする親族（<u>次に掲げる者を含む。以下同じ。</u>）があること。 ア <u>婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者</u> イ <u>婚姻の予約者</u> ウ <u>規則で定めるパートナーシップの関係にある者</u> （2）市の区域内に住所、勤務場所又は規則で定める通学場所を有すること。 （3）その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。 ア 入居者が障害者である場合等 259,000円 イ 市営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号	（入居者の資格） 第6条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号（老人、障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者（次条第2項において「老人等」という。）にあっては第2号から第6号まで、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等にあっては第4号及び第6号）の条件を具備する者でなければならない。ただし、規則で定める市営住宅にあっては、第2号から第6号までの条件を具備する者としてすることができる。 （1）現に同居し、又は同居しようとする親族（<u>婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。</u>）があること。 （2）市の区域内に住所又は勤務場所を有すること。 （3）その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。 ア 入居者が障害者である場合等 214,000円 イ 市営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号

）第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において市長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 259,000円（当該災害の発生の日から3年を経過した後は、158,000円）

ウ（略）

(4)～(6)（略）

2・3（略）

4 第1項第3号アに規定する入居者が障害者である場合等とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

(1)・(2)（略）

(3) 現に同居し、又は同居しようとする親族に18歳未満の者がある場合

(4) 入居者が40歳未満の者であり、かつ、現に同居し、又は同居しようとする親族が入居者と婚姻関係にある40歳未満の者のみである場合
(入居者の選考)

第9条（略）

2 市長は、前項各号に掲げる者のうち、老人、障害者、難病患者、DV被害者、犯罪被害者等、20歳未満の子を扶養する配偶者のない者、18歳未満の子を3人以上扶養する者、40歳未満の夫婦、子育てをする者、学生等で市長が別に定める要件を備えているものについては、同項の規定にかかわらず、優先的に戸数を割り当てて公開抽選の方法により当該市営住宅の入居者を決定することができる。

（定期入居決定等）

第41条の2 市長は、第6条第1項各号の条件を具備する者のうち、入居の申込みをした日において40歳未満のものであって、次の各号のいずれかに該当するものに対し、市長が別に定める期間に限って、周辺地域の状況その他の実情に照らして住宅政策上特に必要があると認める市営住宅の入居

）第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において市長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 214,000円（当該災害の発生の日から3年を経過した後は、158,000円）

ウ（略）

(4)～(6)（略）

2・3（略）

4 第1項第3号アに規定する入居者が障害者である場合等とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

(1)・(2)（略）

(3) 現に同居し、又は同居しようとする親族に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

（入居者の選考）

第9条（略）

2 市長は、前項各号に掲げる者のうち、老人、障害者、難病患者、DV被害者、犯罪被害者等、20歳未満の子を扶養する配偶者のない者、18歳未満の子を3人以上扶養する者、40歳未満の夫婦、40歳未満で子育てをする者等で市長が別に定める要件を備えているものについては、同項の規定にかかわらず、優先的に戸数を割り当てて公開抽選の方法により当該市営住宅の入居者を決定することができる。

（定期入居決定等）

第41条の2 市長は、第6条第1項各号の条件を具備する者のうち、入居の申込みをした日において40歳未満のものであって、次の各号のいずれかに該当するものに対し、市長が別に定める期間に限って、周辺地域の状況その他の実情に照らして住宅政策上特に必要があると認める市営住宅の入居

を決定することができる。 (1) 40歳未満の配偶者（次に掲げる者を含む。以下この項において同じ。）と現に同居し、又は同居しようとする者 ア <u>婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者</u> イ <u>婚姻の予約者</u> ウ <u>規則で定めるパートナーシップの関係にある者</u> (2)・(3) (略) 2～9 (略)	を決定することができる。 (1) 40歳未満の配偶者（<u>婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下この項において同じ。</u>）と現に同居し、又は同居しようとする者 (2)・(3) (略) 2～9 (略)
---	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条第1項第3号の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

(提 案 要 旨)

入居者の資格に係る要件の緩和及び優先募集者の範囲の拡大に伴い、所要の改正を行う。

郡山市水道事業給水条例及び郡山市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年11月29日提出

郡山市長 品 川 萬 里

郡山市水道事業給水条例及び郡山市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例

(郡山市水道事業給水条例の一部改正)

第1条 郡山市水道事業給水条例(昭和41年郡山市条例第21号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(布設工事監督者の資格) 第40条 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。 (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)又は旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、<u>3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川(以下この条において「水道等」という。)</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。) (2) 学校教育法による大学又は旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、<u>4年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u> (3) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程(以下「専門職大学前期課程」という。))を含む。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校(次号において「短期大学等」という。))において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(専門職大学前期課程にあっては、修了した後。次号において同じ。)、<u>5年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を</u>	(布設工事監督者の資格) 第40条 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。 (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に<u>基づく</u>大学(短期大学を除く。以下同じ。)の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、又は旧大学令(大正7年勅令第388号)に<u>基づく</u>大学において土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後、<u>2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (2) 学校教育法に<u>基づく</u>大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、<u>3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (3) 学校教育法に<u>基づく</u>短期大学(同法に<u>基づく</u>専門職大学の前期課程を含む。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)に<u>基づく</u>専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(同法に<u>基づく</u>専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。次条第2号及び第3号において同じ。)、<u>5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u>

有する者に限る。)

(4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(5) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校（次号において「高等学校等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(7) 10年以上水道等の工事に係る技術上の実務に従事した経験を有する者（5年以上水道の工事に係る技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(8) 第1号又は第2号の卒業生であつて、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業生にあつては2年以上、第2号の卒業生にあつては3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（第1号の卒業生にあつては1年以上、第2号の卒業生にあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(9) 外国の学校において、第1号から第6号までに規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同

(4) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）に基づく中等学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 第1号又は第2号の卒業生であつて、学校教育法に基づく大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業生にあつては1年以上、第2号の卒業生にあつては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は学科目

等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(10) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であって、1年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

（水道技術管理者の資格）

第41条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

(1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあっては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあっては、修了した者）については5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(2) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を修めて卒業した後

を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(7) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
（水道技術管理者の資格）

第41条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

(1) 前条の規定により水道の布設工事監督者たる資格を有する者

(2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校を卒業し

(専門職大学前期課程にあっては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(専門職大学前期課程にあっては、修了した者)については6年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(4) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した(当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した場合を含む。)後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については5年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(専門職大学前期課程にあっては、修了した者)については7年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程又は前号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者(専門職大学前期課程にあっては、修了者)ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者

(7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。)であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 建設業法施行令第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

た者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(学校教育法に基づく専門職大学の前期課程にあっては、修了した者。次号において同じ。))については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については5年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者については7年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(4) 外国の学校において、前2号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者(学校教育法に基づく専門職大学の前期課程の修了者を含む。)ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者

(6) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(郡山市簡易水道事業給水条例の一部改正)

第2条 郡山市簡易水道事業給水条例(昭和42年郡山市条例第76号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(布設工事監督者の資格) 第39条 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。 (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)又は旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、<u>1年6月以上</u>水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (2) 学校教育法による大学又は旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、<u>2年</u>以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (3) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程(以下「専門職大学前期課程」という。))を含む。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校(次号において「短期大学等」という。))において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(専門職大学前期課程にあっては、修了した後。次号において同じ。)、<u>2年6月以上</u>水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (4) <u>短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u>	(布設工事監督者の資格) 第39条 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。 (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。以下同じ。)の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、又は旧大学令(大正7年勅令第388号)に基づく大学において土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後、<u>1年以上</u>水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (2) 学校教育法に基づく大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、<u>1年6箇月以上</u>水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (3) 学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)に基づく専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(同法に基づく専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。次条第2号及び第3号において同じ。)、<u>2年6箇月以上</u>水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (5) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校（次号において「高等学校等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 5年以上水道の工事に係る技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 第1号又は第2号の卒業生であつて、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業生にあつては1年以上、第2号の卒業生にあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (9) 外国の学校において、第1号から第6号までに規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (10) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であつて、6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であつて、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

（水道技術管理者の資格）

- (4) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）に基づく中等学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 第1号又は第2号の卒業生であつて、学校教育法に基づく大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業生にあつては6箇月以上、第2号の卒業生にあつては1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であつて、6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (8) 5年以上水道の工事に係る技術上の実務に従事した経験を有する者
（水道技術管理者の資格）

第40条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする

- 。
- (1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあつては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については1年6月以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあつては、修了した者）については2年6月以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - (2) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあつては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については2年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあつては、修了した者）については3年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - (3) 5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - (4) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した後（当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した場合を含む。）、同条第1号に規定する学校の卒業者については2年6月以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあつては、修了した者）については3年6月以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については4年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - (5) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程又は前号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校に

第40条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする

- 。
- (1) 前条の規定により簡易水道の布設工事監督者たる資格を有する者
 - (2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については2年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（学校教育法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した者。次号において同じ。）については3年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - (3) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については2年6箇月以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者については3年6箇月以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については4年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - (4) 外国の学校において、前2号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修

において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業 者（<u>専門職大学前期課程にあっては、修了者</u>）ごとに規定する最低経験 年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (6) <u>国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関す る講習の課程を修了した者</u> (7) <u>技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に 合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限 る。）であって、6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を 有する者</u> (8) <u>建設業法施行令第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に 係る1級の技術検定に合格した者であって、1年6月以上水道に関する 技術上の実務に従事した経験を有する者</u>	得した後、それぞれ当該各号の卒業生（<u>学校教育法に基づく専門職大学 の前期課程の修了者を含む。</u>）ごとに規定する最低経験年数以上水道に 関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (5) <u>国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関す る講習の課程を修了した者</u> (6) <u>5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u>
--	---

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(提 案 要 旨)

水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

郡山市体育施設条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年11月29日提出

郡山市長 品 川 萬 里

郡山市体育施設条例の一部を改正する条例

郡山市体育施設条例（昭和48年郡山市条例第63号）の一部を次のように改正する。

改正後					改正前				
別表第 1（第 8 条関係） 郡山総合体育館の使用料					別表第 1（第 8 条関係） 総合体育館の使用料				
1（略）					1（略）				
2 一部貸切使用料					2 一部貸切使用料				
使用目的	対象	単位	使用料		使用目的	対象	単位	使用料	
アマチュアスポーツを目的に使用する場合	(略)				アマチュアスポーツを目的に使用する場合	(略)			
	2階多目的室	1 室	1 回につき3,000円	1 日につき15,000円		ステージ	全面（控室付）	1 回につき600円	1 日につき3,000円
	1階多目的室	(略)				(略)			
	、更衣室、会議室及びミーティングルーム					会議室及び本部室	(略)		
	屋外バルコニー及びホール	全面（ホールに限	(略)			ホール	全面（通路部分を	(略)	
		り通路部分を除く。）					除く。）		

	メディアスペース	全面	1回につき200円	1日につき1,000円
その他	2階多目的室	1室	1回につき3,000円	1日につき15,000円
	1階多目的室、更衣室、会議室及びミーティングルーム	(略)		
	屋外バルコニー及びホール	全面（ホールに限り通路部分を除く。）	(略)	
	メディアスペース	全面	1回につき1,200円	1日につき6,000円

備考

- 1・2 (略)
- 3 時間外又は土曜日等に2階多目的室、1階多目的室、更衣室、会議室、ミーティングルーム、屋外バルコニー、ホール及びメディアスペースを使用する場合は、当該使用料に4分の1に相当する額を加算する。
- 4 (略)
- 3 (略)
- 4 設備等使用料

種別	使用料
(略)	

その他	ステージ	全面（控室付）	1回につき3,700円	1日につき18,500円
	会議室及び本部室	(略)		
	ホール	全面（通路部分を除く。）	(略)	

備考

- 1・2 (略)
- 3 時間外又は土曜日等にステージ、会議室及びホールを使用する場合は、当該使用料に4分の1に相当する額を加算する。
- 4 (略)
- 3 (略)
- 4 設備等使用料

種別	使用料
(略)	

温水シャワー	大体育館及びランニングステーション	1基10分につき100円	1室1時間につき600円
	(略)		
(略)			
放送設備	(略)		
映像設備	大型映像装置	興行を目的とし	1時間につき1日につき
		ない場合	3,300円16,500円
		興行を目的とする場合	1時間につき1日につき11,000円55,000円
(略)			

備考 (略)

5 電気使用料

使用区分		使用料
大体育館	(略)	
	体育館フロア及び2階観覧席	(略)
	(略)	
(略)		

備考 (略)

6 (略)

別表第4 (第8条関係)

郡山総合運動場等 (開成山野球場及び磐梯熱海スポーツパーク郡山スケート場を除く。)の使用料

1・2 (略)

3 設備等使用料

温水シャワー	大体育館	1 室 1 時間につき400円
	(略)	
(略)		
放送設備	(略)	
(略)		

備考 (略)

5 電気使用料

使用区分		使用料
大体育館	(略)	
	体育館フロア並びに2階及び3階観覧席	(略)
	(略)	
	ステージ及びステージ用控室	1時間につき1,000円
	(略)	
(略)		

備考 (略)

6 (略)

別表第4 (第8条関係)

総合運動場等 (開成山野球場及び磐梯熱海スポーツパーク郡山スケート場を除く。)の使用料

1・2 (略)

3 設備等使用料

種別	区分	使用料
附属設備	(略)	
	温水シャワー	開成山陸上競技場 1基10分につき100円
	(略)	
	(略)	
(略)		

- 4 (略)
- 別表第5 (第8条関係)
- 開成山野球場の使用料
- 1 (略)
- 2 設備等使用料

種別	区分	使用料
附属設備	(略)	
	温水シャワー	1基10分につき100円
(略)		

種別	区分	使用料
附属設備	(略)	
	温水シャワー	開成山陸上競技場 1室1時間につき200円
	(略)	
	(略)	
(略)		

- 4 (略)
- 別表第5 (第8条関係)
- 開成山野球場の使用料
- 1 (略)
- 2 設備等使用料

種別	区分	使用料
附属設備	(略)	
	温水シャワー	1回(10分以内)につき100円
(略)		

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定(「総合体育館」を「郡山総合体育館」に改める部分に限る。)及び別表第4の改正規定(「総合運動場等」を「郡山総合運動場等」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。
- (準備行為)

- 2 郡山総合体育館並びに開成山陸上競技場及び開成山野球場の使用許可等を行うために必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(提 案 要 旨)

郡山総合体育館及び開成山陸上競技場の改修に伴い、新たに設置した設備等の使用料を定めるとともに、規定を整備する。

工事請負契約について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和6年11月29日提出

郡山市長 品 川 萬 里

記

- 1 契約の目的 郡山ユラックス熱海給排水設備改修工事
- 2 工事場所 郡山市熱海町地内
- 3 工事概要 衛生器具設備工事
給水設備工事
排水設備工事 外
- 4 契約金額 金741,950,000円
- 5 契約の方法 制限付一般競争入札
- 6 契約の相手方 郡山市八山田六丁目4番地
エヌエス・大越特定建設工事共同企業体
構 成 員 郡山市八山田六丁目4番地
(代表者) 株式会社エヌエス工業
代表取締役 根 本 剛
構 成 員 郡山市芳賀一丁目6番5号
株式会社大越工業所
代表取締役 大 越 健 一
- 7 支出科目 令和6年度(継続費)
一般会計
(款) 7 商工費
(項) 1 商工費
(目) 2 観光物産費

(提 案 要 旨)

郡山ユラックス熱海給排水設備改修工事の請負契約を締結する。

財産の取得について（追認）

次のとおり動産を取得するものとする。

令和6年11月29日提出

郡山市長 品 川 萬 里

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 取得の目的 | 小学校教師用指導書等購入事業消耗品 |
| 2 | 取得する動産 | 教師用教科書及び指導書 4,341冊
小学校教師用教科書 2,677冊
小学校教師用指導書 1,664冊 |
| 3 | 取得価格 | 金37,030,089円 |
| 4 | 取得の方法 | 随意契約による買入れ |
| 5 | 取得の相手方 | 福島市舟場町1番27号
株式会社福島県教科用図書販売所
代表取締役 西 澤 俊 一 |
| 6 | 支出科目 | 令和2年度
一般会計
（款）10 教育費
（項）2 小中学校費
（目）1 学校教育推進費 |

（提 案 要 旨）

教師用教科書及び指導書を購入する物品売買契約について、議会の議決を得ずに、令和2年4月1日付けで株式会社福島県教科用図書販売所と締結したことから、同契約を有効とすることについて、議会の議決を求める。

財産の取得について（追認）

次のとおり動産を取得するものとする。

令和6年11月29日提出

郡山市長 品 川 萬 里

記

- | | |
|----------|--|
| 1 取得の目的 | 小学校教師用指導書等購入事業消耗品 |
| 2 取得する動産 | 教師用教科書及び指導書 3,648冊
小学校教師用教科書 2,102冊
小学校教師用指導書 1,546冊 |
| 3 取得価格 | 金34,271,869円 |
| 4 取得の方法 | 随意契約による買入れ |
| 5 取得の相手方 | 郡山市図景一丁目2番16号
株式会社昭和堂 郡山昭和堂
代表取締役 鈴木 雅 文 |
| 6 支出科目 | 令和2年度
一般会計
（款）10 教育費
（項）2 小中学校費
（目）1 学校教育推進費 |

（提 案 要 旨）

教師用教科書及び指導書を購入する物品売買契約について、議会の議決を得ずに、令和2年4月1日付けで株式会社昭和堂郡山昭和堂と締結したことから、同契約を有効とすることについて、議会の議決を求める。

財産の取得について（追認）

次のとおり動産を取得するものとする。

令和6年11月29日提出

郡山市長 品 川 萬 里

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 取得の目的 | 小学校教師用指導書等購入事業消耗品 |
| 2 | 取得する動産 | 教師用教科書及び指導書 3,879冊
小学校教師用教科書 2,197冊
小学校教師用指導書 1,682冊 |
| 3 | 取得価格 | 金55,960,087円 |
| 4 | 取得の方法 | 随意契約による買入れ |
| 5 | 取得の相手方 | 福島市舟場町1番27号
株式会社福島県教科用図書販売所
代表取締役 西 澤 俊 一 |
| 6 | 支出科目 | 令和6年度
一般会計
（款）10 教育費
（項）2 小中学校費
（目）1 学校教育推進費 |

（提 案 要 旨）

教師用教科書及び指導書を購入する物品売買契約について、議会の議決を得ずに、令和6年4月1日付けで株式会社福島県教科用図書販売所と締結したことから、同契約を有効とすることについて、議会の議決を求める。

財産の取得について（追認）

次のとおり動産を取得するものとする。

令和6年11月29日提出

郡山市長 品 川 萬 里

記

- | | |
|----------|--|
| 1 取得の目的 | 小学校教師用指導書等購入事業消耗品 |
| 2 取得する動産 | 教師用教科書及び指導書 3,513冊
小学校教師用教科書 1,970冊
小学校教師用指導書 1,543冊 |
| 3 取得価格 | 金54,950,347円 |
| 4 取得の方法 | 随意契約による買入れ |
| 5 取得の相手方 | 郡山市図景一丁目2番16号
株式会社昭和堂 郡山昭和堂
代表取締役 鈴木 雅 文 |
| 6 支出科目 | 令和6年度
一般会計
（款）10 教育費
（項）2 小中学校費
（目）1 学校教育推進費 |

（提 案 要 旨）

教師用教科書及び指導書を購入する物品売買契約について、議会の議決を得ずに、令和6年4月1日付けで株式会社昭和堂郡山昭和堂と締結したことから、同契約を有効とすることについて、議会の議決を求める。

財産の取得について（追認）

次のとおり動産を取得するものとする。

令和6年11月29日提出

郡山市長 品 川 萬 里

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 取得の目的 | 小学校教師用指導書等購入事業消耗品 |
| 2 | 取得する動産 | 教師用教科書及び指導書 1,857冊
小学校教師用教科書 1,051冊
小学校教師用指導書 806冊 |
| 3 | 取得価格 | 金27,357,131円 |
| 4 | 取得の方法 | 随意契約による買入れ |
| 5 | 取得の相手方 | 福島市御山字中川原80番地1
株式会社岩瀬書店
代表取締役 関 谷 洋 平 |
| 6 | 支出科目 | 令和6年度
一般会計
（款）10 教育費
（項）2 小中学校費
（目）1 学校教育推進費 |

（提案要旨）

教師用教科書及び指導書を購入する物品売買契約について、議会の議決を得ずに、令和6年4月1日付けで株式会社岩瀬書店と締結したことから、同契約を有効とすることについて、議会の議決を求める。

財産の取得について（追認）

次のとおり動産を取得するものとする。

令和6年11月29日提出

郡山市長 品 川 萬 里

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 取得の目的 | 小学校教師用指導書等購入事業消耗品 |
| 2 | 取得する動産 | 教師用教科書及び指導書 1,663冊
小学校教師用教科書 941冊
小学校教師用指導書 722冊 |
| 3 | 取得価格 | 金22,721,973円 |
| 4 | 取得の方法 | 随意契約による買入れ |
| 5 | 取得の相手方 | 郡山市大槻町字広町54番地17
有限会社影山教材社
取締役 影 山 和 孝 |
| 6 | 支出科目 | 令和6年度
一般会計
（款）10 教育費
（項）2 小中学校費
（目）1 学校教育推進費 |

（提 案 要 旨）

教師用教科書及び指導書を購入する物品売買契約について、議会の議決を得ずに、令和6年4月1日付けで有限会社影山教材社と締結したことから、同契約を有効とすることについて、議会の議決を求める。

開成山屋内水泳場の指定管理者の指定について
次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和6年11月29日提出

郡山市長 品 川 萬 里

記

- | | | | |
|---|-----------|-------|-----------------------------|
| 1 | 管理を行わせる施設 | 所在地 | 郡山市開成一丁目5番12号 |
| | | 名称 | 開成山屋内水泳場 |
| 2 | 指定管理者 | 所在地 | 郡山市駅前二丁目11番1号 |
| | | 名称 | 日本水泳振興会・三菱電機ビルソリューションズ共同事業体 |
| | | 構成員 | 東京都中野区東中野三丁目18番12号 |
| | | (代表者) | 株式会社日本水泳振興会 |
| | | | 代表取締役 坂 元 要 |
| | | 構成員 | 東京都千代田区有楽町一丁目7番1号 |
| | | | 三菱電機ビルソリューションズ株式会社 |
| | | | 代表取締役 織 田 巖 |
| 3 | 指 定 期 間 | | 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで |

(提 案 要 旨)

開成山屋内水泳場の指定管理者を指定する。

特定事業契約の変更について

令和5年3月6日議会の議決を得て契約を締結し、同年10月6日議会の議決を得て変更契約を締結した開成山地区体育施設整備事業の特定事業契約について、内容を次のとおり変更するので、議会の議決を求める。

令和6年11月29日提出

郡山市長 品 川 萬 里

記

3 契約金額中「10,430,588,981円」を「10,992,823,922円」に改める。

(提 案 要 旨)

施設整備に係る物価変動等に伴い、契約金額を変更する。

郡山市名誉市民の選定について

次の者を郡山市名誉市民に選定したいので、郡山市名誉市民条例（昭和62年郡山市条例第5号）第3条の規定により議会の同意を求める。

令和6年11月29日提出

郡山市長 品 川 萬 里

記

1 氏 名 故 西 田 敏 行

2 生 年 月 日 昭和22年11月4日

3 死亡年月日 令和6年10月17日

4 功 績 氏は、長年にわたり日本を代表する俳優として多くの映画やドラマ、番組、舞台等に出演し、卓抜した演技力と温かい人柄で多くの人々を魅了するとともに、業界団体の要職を担い、後進の育成と俳優業界及び映画界の振興に関し指導的役割を果たし、我が国の芸能文化の興隆に多大な功績をあげた。

事績の概要

1 略 歴

昭和41年 明治大学中退
昭和43年 青年座俳優養成所入所
昭和45年 青年座座員
平成8年 郡山市フロンティア大使に委嘱
平成16年 株式会社オフィスコバックに移籍
平成21年 協同組合日本俳優連合理事長
平成26年 日本アカデミー賞組織委員会副会長

2 主な事績

昭和46年 青年座公演「写楽考」で主役に抜擢される。
昭和53年 テレビドラマ「西遊記」に出演する。
昭和55年 「池中玄太80キロ」などのテレビドラマに出演する。
昭和56年 「もしもピアノが弾けたなら」が大ヒットし、NHK紅白歌合戦に初出場する。
昭和63年から平成21年まで 映画「釣りバカ日誌」シリーズに出演する。
平成元年 映画「敦煌」で日本アカデミー賞最優秀主演男優賞を受賞する。
平成6年 映画「学校」で日本アカデミー賞最優秀主演男優賞を受賞する。
平成16年 映画「ゲロッパ」及び映画「釣りバカ日誌14」でブルーリボン賞主演男優賞、毎日映画コンクール主演男優賞及び報知映画賞最優秀主演男優賞の各賞を受賞する。
平成20年 芸術文化の功績により、紫綬褒章を受章する。
平成30年 芸術文化の功績により、旭日小綬章を受章する。
県民に敬愛され、県民に希望と活力を与えた顕著な功績により、福島県県民栄誉賞を受賞する。

専決処分の承認を求めることについて

次に掲げる事項は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項本文の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和6年11月29日提出

郡山市長 品 川 萬 里

記

- 1 専決第23号 令和6年度郡山市一般会計補正予算（第4号）（別紙）
- 2 専決第27号 損害賠償（交通）請求事件に係る和解について（別紙）

（提 案 要 旨）

専決処分の承認を求める。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項本文の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

令和6年度郡山市一般会計補正予算（第4号）（別紙）

理 由

第50回衆議院議員総選挙に伴い、緊急に歳入歳出予算の補正を行う必要が生じたため。

令和6年10月7日

郡山市長 品 川 萬 里

(別紙)

令和6年度郡山市一般会計補正予算(第4号)

令和6年度郡山市の一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ131,183千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ149,262,374千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
18 県支出金		9,910,288	131,165	10,041,453
	3 委託金	581,560	131,165	712,725
23 諸収入		4,671,564	18	4,671,582
	5 雑入	949,513	18	949,531
歳 入 合 計		149,131,191	131,183	149,262,374

一般会計

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総務費		21,062,807	131,183	21,193,990
	4 選挙費	108,284	131,183	239,467
歳 出	合 計	149,131,191	131,183	149,262,374

一般会計

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳 入)

(単位 千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 市税	51,178,824	0	51,178,824
2 地方譲与税	1,256,733	0	1,256,733
3 利子割交付金	13,646	0	13,646
4 配当割交付金	175,195	0	175,195
5 株式等譲渡所得割交付金	114,253	0	114,253
6 法人事業税交付金	937,969	0	937,969
7 地方消費税交付金	8,355,936	0	8,355,936
8 ゴルフ場利用税交付金	18,209	0	18,209
9 特別地方消費税交付金	1	0	1
10 環境性能割交付金	81,969	0	81,969
11 国有提供施設等所在市町村助成交付金	3,067	0	3,067
12 地方特例交付金	1,783,662	0	1,783,662
13 地方交付税	13,492,512	0	13,492,512
14 交通安全対策特別交付金	45,571	0	45,571
15 分担金及び負担金	416,630	0	416,630
16 使用料及び手数料	2,289,998	0	2,289,998
17 国庫支出金	26,172,118	0	26,172,118
18 県支出金	9,910,288	131,165	10,041,453
19 財産収入	86,606	0	86,606
20 寄附金	199,653	0	199,653
21 繰入金	9,775,335	0	9,775,335
22 繰越金	6,791,652	0	6,791,652
23 諸収入	4,671,564	18	4,671,582
24 市債	11,359,800	0	11,359,800
歳 入 合 計	149,131,191	131,183	149,262,374

一般会計

(歳 出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 議会費	669,689	0	669,689				
2 総務費	21,062,807	131,183	21,193,990	131,165		18	
3 民生費	54,048,527	0	54,048,527				
4 衛生費	11,331,276	0	11,331,276				
5 労働費	160,941	0	160,941				
6 農林水産業費	5,495,680	0	5,495,680				
7 商工費	7,455,671	0	7,455,671				
8 土木費	17,593,484	0	17,593,484				
9 消防費	3,851,726	0	3,851,726				
10 教育費	19,096,296	0	19,096,296				
11 災害復旧費	128,129	0	128,129				
12 公債費	7,879,401	0	7,879,401				
13 諸支出金	48,917	0	48,917				
14 予備費	308,647	0	308,647				
歳 出 合 計	149,131,191	131,183	149,262,374	131,165		18	

2 歳入
(款) 18 県支出金
(項) 3 委託金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費委託金	522,153	131,165	653,318	3 選挙費委託金	131,165	衆議院議員総選挙県委託金 131,165
計	581,560	131,165	712,725			

(款) 23 諸収入
(項) 5 雑入

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 雑入	949,195	18	949,213	2 雑入	18	雇用保険料個人負担分 18
計	949,513	18	949,531			

18款 県支出金 23款 諸収入

3 歳出

(款) 2 総務費

(項) 4 選挙費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 選挙費	108,284	131,183	239,467	特定財源 131,183 国・県 131,165 その他 18	1 報酬	17,243	◎衆議院議員総選挙費 131,183
					3 職員手当等	19,643	
					4 共済費	618	
					7 報償費	34,669	
					8 旅費	973	
					10 需用費	5,466	
					11 役務費	23,414	
					12 委託料	25,535	
					13 使用料及び 賃借料	3,622	
計	108,284	131,183	239,467	特定財源 131,183 国・県 131,165 その他 18			

2款 総務費

給 与 費 明 細 書

1 特 別 職

区 分		職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考	
			報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当(千円) 年間支給率(月分)	その他の手当 (千円)				計 (千円)
補 正 後	長 等	3		33,996	11,389 (3.35)		45,385	4,731	50,116	
	議 員	38	275,076		92,151 (3.35)		367,227	80,165	447,392	
	そ の 他 の 特 別 職	4,778	202,980	17,100	5,729 (3.35)	3,475	229,284	2,971	232,255	
	計	4,819	478,056	51,096	109,269 (3.35)	3,475	641,896	87,867	729,763	
補 正 前	長 等	3		33,996	11,389 (3.35)		45,385	4,731	50,116	
	議 員	38	275,076		92,151 (3.35)		367,227	80,165	447,392	
	そ の 他 の 特 別 職	4,117	195,756	17,100	5,729 (3.35)	3,475	222,060	2,971	225,031	
	計	4,158	470,832	51,096	109,269 (3.35)	3,475	634,672	87,867	722,539	
比 較	長 等	0		0	0 (0.00)		0	0	0	
	議 員	0	0		0 (0.00)		0	0	0	
	そ の 他 の 特 別 職	661	7,224	0	0 (0.00)	0	7,224	0	7,224	
	計	661	7,224	0	0 (0.00)	0	7,224	0	7,224	

一般会計

2 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(1,357) 1,946	1,873,668	7,884,143	6,365,447	16,123,258	3,115,587	19,238,845	
補 正 前	(1,292) 1,946	1,863,649	7,884,143	6,345,804	16,093,596	3,114,969	19,208,565	
比 較	(65) 0	10,019	0	19,643	29,662	618	30,280	

() 内は、短時間勤務職員（外書き）

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	休 日 給 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)
	補 正 後	173,650	170,772	123,232	26,127	723,706	27,126	80
	補 正 前	173,650	170,772	123,232	26,127	705,097	26,092	80
	比 較	0	0	0	0	18,609	1,034	0
	区 分	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	特 地 勤 務 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	給 料 の 特 別 調 整 額 (千円)	初 任 給 調 整 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)
	補 正 後	2,067,571	1,677,712		2,287	285,135	8,907	55
	補 正 前	2,067,571	1,677,712		2,287	285,135	8,907	55
	比 較	0	0		0	0	0	0
	区 分	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	災 害 派 遣 手 当 (千円)	特 定 任 期 付 職 員 業 績 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)		
	補 正 後	8,053				1,071,034		
	補 正 前	8,053				1,071,034		
	比 較	0				0		

一般会計

ア 会計年度任用職員以外の職員（再掲）

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(12) 1,789		7,279,890	5,497,505	12,777,395	2,528,980	15,306,375	
補 正 前	(12) 1,789		7,279,890	5,477,862	12,757,752	2,528,980	15,286,732	
比 較	(0) 0		0	19,643	19,643	0	19,643	

() 内は、短時間勤務職員（外書き）

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	休 日 給 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)
	補 正 後	173,650	150,213	123,232	25,623	719,549	27,126	80
	補 正 前	173,650	150,213	123,232	25,623	700,940	26,092	80
	比 較	0	0	0	0	18,609	1,034	0
	区 分	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	特 地 勤 務 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	給 料 の 特 別 調 整 額 (千円)	初 任 給 調 整 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)
	補 正 後	1,603,606	1,298,955		2,287	285,135	8,907	55
	補 正 前	1,603,606	1,298,955		2,287	285,135	8,907	55
	比 較	0	0		0	0	0	0
	区 分	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	災 害 派 遣 手 当 (千円)	特 定 任 期 付 職 員 業 績 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)		
	補 正 後	8,053				1,071,034		
	補 正 前	8,053				1,071,034		
	比 較	0				0		

一般会計

イ 会計年度任用職員（再掲）

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(1,345) 157	1,873,668	604,253	867,942	3,345,863	586,607	3,932,470	
補 正 前	(1,280) 157	1,863,649	604,253	867,942	3,335,844	585,989	3,921,833	
比 較	(65) 0	10,019	0	0	10,019	618	10,637	

() 内は、短時間勤務職員（外書き）

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	休 日 給 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)
	補 正 後		20,559		504	4,157		
	補 正 前		20,559		504	4,157		
	比 較		0		0	0		
	区 分	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	特 地 勤 務 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	給 料 の 特 別 調 整 額 (千円)	初 任 給 調 整 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)
	補 正 後	463,965	378,757					
	補 正 前	463,965	378,757					
	比 較	0	0					
	区 分	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	災 害 派 遣 手 当 (千円)	特 定 任 期 付 職 員 業 績 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)		
	補 正 後							
	補 正 前							
	比 較							

(予 算 資 料)

1 令和6年度会計別補正予算

(単位 千円)

会 計 名		補正前の額	補 正 額	計
一般会計		149,131,191	131,183	149,262,374
特 別 会 計	国民健康保険特別会計	28,717,450	0	28,717,450
	後期高齢者医療特別会計	4,190,017	0	4,190,017
	介護保険特別会計	28,540,576	0	28,540,576
	公共用地先行取得事業特別会計	9,183	0	9,183
	荒井北井土地地区画整理事業特別会計	328	0	328
	富田第二土地地区画整理事業特別会計	282,243	0	282,243
	伊賀河原土地地区画整理事業特別会計	940,389	0	940,389
	徳定土地地区画整理事業特別会計	556,086	0	556,086
	大町土地地区画整理事業特別会計	854,229	0	854,229
	駐車場事業特別会計	164,890	0	164,890
	郡山駅西口市街地再開発事業特別会計	22,795	0	22,795
	総合地方卸売市場特別会計	1,015,042	0	1,015,042
	工業団地開発事業特別会計	3,592,556	0	3,592,556
	熱海温泉事業特別会計	543,503	0	543,503
	母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計	18,021	0	18,021
	多田野財産区特別会計	9,658	0	9,658
	河内財産区特別会計	21,297	0	21,297

会 計 名		補正前の額	補 正 額	計
特 別 会 計	月形財産区特別会計	1,102	0	1,102
	舟津財産区特別会計	26,932	0	26,932
	館財産区特別会計	25,836	0	25,836
	浜路財産区特別会計	844	0	844
	横沢財産区特別会計	15,129	0	15,129
	中野財産区特別会計	3,293	0	3,293
	後田財産区特別会計	2,544	0	2,544
	水道事業会計	14,453,889	0	14,453,889
	簡易水道事業会計	338,299	0	338,299
	下水道事業会計	20,550,429	0	20,550,429
	農業集落排水事業会計	1,148,645	0	1,148,645
	計	106,045,205	0	106,045,205
	合 計	255,176,396	131,183	255,307,579

2 一般会計歳出補正予算節別一覧表

(単位 千円)

款 名 節 名	議会費	総務費	民生費	衛生費	労働費	農 林 水産業費	商工費	土木費	消防費	教育費	災 害 復旧費	公債費	諸支出金	予備費	計	補正前の額	合 計
1 報酬		17,243													17,243	2,334,481	2,351,724
2 給料															0	7,935,239	7,935,239
3 職員手当等		19,643													19,643	6,458,548	6,478,191
4 共済費		618													618	3,202,836	3,203,454
5 災害補償費															0	2,093	2,093
6 恩給及び退職年金															0	945	945
7 報償費		34,669													34,669	652,333	687,002
8 旅費		973													973	219,860	220,833
9 交際費															0	3,838	3,838
10 需用費		5,466													5,466	6,503,313	6,508,779
11 役務費		23,414													23,414	918,087	941,501
12 委託料		25,535													25,535	19,982,814	20,008,349
13 使用料及び賃借料		3,622													3,622	2,402,366	2,405,988
14 工事請負費															0	10,525,937	10,525,937
15 原材料費															0	90,460	90,460
16 公有財産購入費															0	181,379	181,379
17 備品購入費															0	391,840	391,840
18 負担金補助及び交付金															0	29,678,592	29,678,592
19 扶助費															0	27,280,805	27,280,805
20 貸付金															0	3,404,288	3,404,288
21 補償補填及び賠償金															0	398,682	398,682
22 償還金利子及び割引料															0	8,299,982	8,299,982
23 投資及び出資金															0	1,968,431	1,968,431
24 積立金															0	5,367,858	5,367,858
25 寄附金															0	0	0
26 公課費															0	9,617	9,617
27 繰出金															0	10,607,920	10,607,920
予備費															0	308,647	308,647
歳 出 合 計		131,183													131,183	149,131,191	149,262,374

3 一般会計歳出補正予算性質別分類表

(単位 千円)

款 名 性 質 名	議会費	総務費	民生費	衛生費	労働費	農 林 水産業費	商工費	土木費	消防費	教育費	災 害 復旧費	公債費	諸支出金	予備費	計	補正前の額	合 計
1 人件費		37,504													37,504	20,010,578	20,048,082
うち職員給															0	7,935,239	7,935,239
2 扶助費															0	35,259,979	35,259,979
3 公債費															0	7,879,401	7,879,401
4 物件費		58,927													58,927	25,483,933	25,542,860
5 維持補修費		20													20	2,390,937	2,390,957
6 補助費等		34,732													34,732	17,309,212	17,343,944
うち補助交付金															0	5,479,899	5,479,899
7 積立金															0	5,367,858	5,367,858
8 投資及び出資金															0	1,968,431	1,968,431
9 貸付金															0	3,404,288	3,404,288
10 繰出金															0	10,607,920	10,607,920
11 普通建設事業費															0	18,923,442	18,923,442
(1)補助事業費															0	9,167,621	9,167,621
(2)単独事業費															0	9,755,821	9,755,821
12 災害復旧事業費															0	216,565	216,565
13 失業対策事業費															0	0	0
14 予備費															0	308,647	308,647
歳 出 合 計		131,183													131,183	149,131,191	149,262,374

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項本文の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

損害賠償（交通）請求事件に係る和解について（別紙）

理 由

本市が訴えを提起された[REDACTED]損害賠償（交通）請求事件について、被害者救済の立場から直ちに[REDACTED]

[REDACTED]と裁判上の和解をし、その損害を賠償する必要が生じたため。

令和6年10月23日

郡山市長 品 川 萬 里

(別紙)

損害賠償(交通)請求事件に係る和解について

令和5年11月18日午前11時頃、郡山市麓山二丁目10番24号地先の市道上において、[REDACTED] (以下「原告」という。)所有の小型乗用車が走行中、道路側溝の蓋により損傷したことに関し、令和6年5月1日に本市が訴えを提起された[REDACTED]
[REDACTED]損害賠償(交通)請求事件(以下「本件」という。)について、次のとおり裁判上の和解をし、損害を賠償するものとする。

記

和解条項

- 1 郡山市は、原告に対し、本件について遺憾の意を表する。
- 2 郡山市は、原告に対し、本件解決金として、金214,324円の支払義務があることを認める。
- 3 郡山市は、原告に対し、前項の金員を令和6年11月29日限り、原告が指定する口座に振り込んで支払う。ただし、振込手数料は、郡山市の負担とする。
- 4 原告は、その余の請求を放棄する。
- 5 原告及び郡山市は、原告と郡山市との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- 6 訴訟費用は、各自の負担とする。

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年11月29日提出

郡山市長 品 川 萬 里

記

- 1 専決第24号 工事請負契約の変更について（別紙）
- 2 専決第25号 工事請負契約の変更について（別紙）
- 3 専決第26号 和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）
- 4 専決第28号 和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）
- 5 専決第29号 和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）
- 6 専決第30号 和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）
- 7 専決第31号 和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）
- 8 専決第32号 和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）
- 9 専決第33号 和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）
- 10 専決第34号 和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、市長の専決処分事項指定に関する件（平成5年6月23日議決）に該当する工事請負契約の内容について、次のとおり専決処分する。

工事請負契約の変更について（別紙）

令和6年10月10日

郡山市長 品 川 萬 里

(別紙)

工事請負契約の変更について

令和4年12月15日議会の議決を得て契約を締結し、令和6年5月14日に専決処分により変更契約をし、同年6月13日議会に報告を行った（仮称）郡山市歴史情報・公文書館建設電気設備工事の請負契約について、内容を次のとおり変更するものとする。

記

- 4 契約金額中「321,007,500円」を「321,040,500円」に改める。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、市長の専決処分事項指定に関する件（平成5年6月23日議決）に該当する工事請負契約の内容について、次のとおり専決処分する。

工事請負契約の変更について（別紙）

令和6年10月10日

郡山市長 品 川 萬 里

(別紙)

工事請負契約の変更について

令和4年12月15日議会の議決を得て契約を締結し、令和6年5月14日に専決処分により変更契約をし、同年6月13日議会に報告を行った（仮称）郡山市歴史情報・公文書館建設機械設備工事の請負契約について、内容を次のとおり変更するものとする。

記

- 4 契約金額中「739,750,000円」を「739,783,000円」に改める。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、市長の専決処分事項指定に関する件（平成5年6月23日議決）に該当する和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）

令和6年10月23日

郡山市長 品 川 萬 里

(別紙)

和解及び損害賠償の額を定めることについて

令和5年4月14日午後7時頃、郡山市字古川87番1地先の市道上において、[REDACTED] 所有の普通乗用車が走行中、蓋が破損した道路側溝に車輪を落とし、損傷したことについて、次により和解し、損害を賠償するものとする。

記

1 和解事項

- (1) 郡山市は、この事故によって生じた損害を賠償するため、[REDACTED] に対し、金76,800円を支払う。
- (2) [REDACTED] は、その余の請求を放棄する。

2 損害賠償額 金76,800円

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、市長の専決処分事項指定に関する件（平成5年6月23日議決）に該当する和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）

令和6年10月23日

郡山市長 品 川 萬 里

(別紙)

和解及び損害賠償の額を定めることについて

令和6年7月10日午前11時10分頃、郡山市田村町金屋字宝蔵21番2地先の市道上において、[REDACTED]所有の普通貨物自動車が行中、跳ね上げた道路側溝用の蓋により損傷したことについて、次により和解し、損害を賠償するものとする。

記

1 和解事項

- (1) 郡山市は、この事故によって生じた損害を賠償するため、[REDACTED]に対し、金182,204円を支払う。
- (2) [REDACTED]は、その余の請求を放棄する。

2 損害賠償額 金182,204円

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、市長の専決処分事項指定に関する件（平成5年6月23日議決）に該当する和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）

令和6年10月23日

郡山市長 品 川 萬 里

(別紙)

和解及び損害賠償の額を定めることについて

令和6年7月16日午前2時30分頃、郡山市西田町鬼生田字杉内590番2地先の市道上において、[REDACTED]所有の普通乗用車が走行中、くぼみに車輪を落とし、損傷したことについて、次により和解し、損害を賠償するものとする。

記

1 和解事項

- (1) 郡山市は、この事故によって生じた損害を賠償するため、[REDACTED]に対し、金155,204円を支払う。
- (2) [REDACTED]は、その余の請求を放棄する。

2 損害賠償額 金155,204円

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、市長の専決処分事項指定に関する件（平成5年6月23日議決）に該当する和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）

令和6年10月23日

郡山市長 品 川 萬 里

(別紙)

和解及び損害賠償の額を定めることについて

令和6年7月21日午後0時17分頃、郡山市田村町徳定字水口畑14番地先において、当市消防ポンプ自動車が後進により駐車する際、誤って

所有の軽乗用車へ接触し、損害を与えたことについて、次により和解し、損害を賠償するものとする。

記

1 和解事項

(1) 郡山市は、この事故によって生じた損害を賠償するため、に対し、金55,539円を支払う。

(2) は、その余の請求を放棄する。

2 損害賠償額 金55,539円

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、市長の専決処分事項指定に関する件（平成5年6月23日議決）に該当する和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）

令和6年10月23日

郡山市長 品 川 萬 里

(別紙)

和解及び損害賠償の額を定めることについて

令和6年7月28日午後1時頃、郡山市字古川33番1地先の市道上において、[REDACTED] 所有の普通乗用車が走行中、くぼみに車輪を落とし、損傷したことについて、次により和解し、損害を賠償するものとする。

記

1 和解事項

- (1) 郡山市は、この事故によって生じた損害を賠償するため、[REDACTED] に対し、金109,690円を支払う。
- (2) [REDACTED] は、その余の請求を放棄する。

2 損害賠償額 金109,690円

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、市長の専決処分事項指定に関する件（平成5年6月23日議決）に該当する和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）

令和6年10月23日

郡山市長 品 川 萬 里

(別紙)

和解及び損害賠償の額を定めることについて

令和6年8月18日午後7時30分頃、郡山市中田町下枝字木鋪424番地先の市道上において、[REDACTED] 所有の小型乗用車が走行中、くぼみに車輪を落とし、損傷したことについて、次により和解し、損害を賠償するものとする。

記

1 和解事項

- (1) 郡山市は、この事故によって生じた損害を賠償するため、[REDACTED] に対し、金12,026円を支払う。
- (2) [REDACTED] は、その余の請求を放棄する。

2 損害賠償額 金12,026円

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、市長の専決処分事項指定に関する件（平成5年6月23日議決）に該当する和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）

令和6年10月23日

郡山市長 品 川 萬 里

(別紙)

和解及び損害賠償の額を定めることについて

令和6年8月22日午後4時30分頃、郡山市富田町字音路82番10地先の市道上において、[REDACTED]所有の軽貨物自動車が走行中、跳ね上げた道路側溝用の蓋により損傷したことについて、次により和解し、損害を賠償するものとする。

記

1 和解事項

- (1) 郡山市は、この事故によって生じた損害を賠償するため、[REDACTED]に対し、金45,067円を支払う。
- (2) [REDACTED]は、その余の請求を放棄する。

2 損害賠償額 金45,067円

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、市長の専決処分事項指定に関する件（平成5年6月23日議決）に該当する和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）

令和6年11月13日

郡山市長 品 川 萬 里

(別紙)

和解及び損害賠償の額を定めることについて

令和6年9月11日午後0時30分頃、郡山市役所本庁舎正面駐車場において、当市が使用する自動車が悪って、
■所有の普通乗用車へ衝突し、損害を与えたことについて、次により和解し、損害を賠償するものとする。

記

1 和解事項

- (1) 郡山市は、この事故によって生じた損害を賠償するため、■に対し、金104,280円を支払う。
- (2) ■は、その余の請求を放棄する。

2 損害賠償額 金104,280円